

3月5日(火)

出席委員

委員長 たけうち 忍 君  
副委員長 高橋 伸明 君  
同 中塚 亮 君  
委員 おくの 晋治 君  
同 のだて 稔史 君  
同 新妻 さえ子 君  
同 吉田 ゆみこ 君  
同 田中 さやか 君  
同 芹澤 裕次郎 君  
同 松永 よしひろ 君  
同 石田 ちひろ 君  
同 筒井 ようすけ 君  
同 つる 伸一郎 君  
同 あくつ 広王 君  
同 横山 由香理 君  
同 大倉 たかひろ 君  
同 安藤 たい作 君  
同 須貝 行宏 君  
同 高橋 しんじ 君

委員 塚本 よしひろ 君  
同 こんの 孝子 君  
同 浅野 ひろゆき 君  
同 渡辺 裕一 君  
同 渡部 茂 君  
同 鈴木 博 君  
同 木村 けんご 君  
同 石田 しんご 君  
同 飯沼 雅子 君  
同 南 恵子 君  
同 鈴木 ひろ子 君  
同 藤原 正則 君  
同 若林 ひろき 君  
同 伊藤 昌宏 君  
同 本多 健信 君  
同 鈴木 真澄 君  
同 石田 秀男 君  
同 大沢 真一 君  
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

松澤 利行 君

## 出席説明員

区 長  
濱 野 健 君

副 区 長  
桑 村 正 敏 君

副 区 長  
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長  
中 山 武 志 君

参 事  
企画部企画調整課長事務取扱  
柏 原 敦 君

企画部計画担当課長  
大 野 理 君

企画部財政課長  
品 川 義 輝 君

企画部施設整備課長  
小 林 道 夫 君

企画部広報広聴課長  
中 元 康 子 君

総 務 部 長  
榎 本 圭 介 君

参 事  
総務部総務課長事務取扱  
米 田 博 君

総 務 部 人 事 課 長  
黒 田 肇 暢 君

総 務 部 経 理 課 長  
立 木 征 泰 君

総 務 部 税 務 課 長  
伊 東 義 明 君

地 域 振 興 部 長  
堀 越 明 君

参 事  
地域振興部地域活動課長事務取扱  
伊 崎 み ゆ き 君

地域振興部協働・国際担当課長  
遠 藤 孝 一 君

地域振興部生活安全担当課長  
菅 雅 由 樹 君

地域振興部戸籍住民課長  
提 坂 義 文 君

文化スポーツ振興部長  
安 藤 正 純 君

文化スポーツ振興部文化観光課長  
立 川 正 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長  
池 田 剛 君

文化スポーツ振興部  
オリンピック・パラリンピック準備課長  
辻 亜 紀 君

子ども未来部長  
福 島 進 君

子ども未来部子ども育成課長  
高 山 崇 君

子ども未来部児童相談所移管担当課長  
二ノ宮 隆 矢 君

子ども未来部子ども家庭支援課長  
廣 田 富 美 恵 君

子ども未来部保育課長  
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部保育支援課長  
大澤幸代君

福祉部長  
永尾文子君

福祉部福祉計画課長  
大串史和君

福祉部高齢者福祉課長  
寺嶋清君

福祉部高齢者地域支援課長  
宮尾裕介君

福祉部障害者福祉課長  
松山香里君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）  
福内恵子君

健康推進部健康課長  
川島淳成君

参事  
品川区保健所保健予防課長  
鷹箸右子君

品川区保健所品川保健センター所長  
仁平悟君

都市環境部長  
中村敏明君

都市環境部都市計画課長  
鈴木和彦君

都市環境部住宅課長  
森一生君

都市環境部木密整備推進課長  
高梨智之君

都市環境部まちづくり立体化担当課長  
東野俊幸君

都市環境部建築課長  
長尾樹偉君

都市環境部環境課長  
小林剛君

品川区清掃事務所長  
工藤俊一君

防災まちづくり部長  
藤田修一君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）  
曾田健史君

防災まちづくり部土木管理課長  
今井裕美君

防災まちづくり部交通安全担当課長  
古郡茂忠君

防災まちづくり部道路課長  
（用地担当課長兼務）  
多並知広君

防災まちづくり部公園課長  
溝口雅之君

防災まちづくり部防災課長  
古巻祐介君

会計管理者  
齋藤信彦君

教育長  
中島豊君

教育委員会事務局教育次長  
本城善之君

教育委員会事務局庶務課長  
有馬勝君

教育委員会事務局教育総合支援センター長  
大関浩仁君

教育委員会事務局品川図書館長  
横山 莉美子 君

選挙管理委員会事務局長  
秋山 徹 君

監査委員事務局長  
小川 陽子 君

区議会事務局長  
久保田 善行 君



○午前10時00分開会

○たけうち委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案　平成31年度品川区一般会計予算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳入ならびに歳出第1款議会費、第8款公債費および第9款予備費ならびに債務負担行為および一時借入金等でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○品川財政課長　おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

まず7ページをお開きください。平成31年度一般会計予算は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1,877億5,400万円と定めるものでございます。

第2条、債務負担行為の内容は、第2表債務負担行為によるものであります。

第3条、一時借入金の最高額を50億円と定めるものであります。

第4条、職員給与費については、同一款内で項間流用を定めているものでございます。

8ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算は、歳入第1款特別区税から、右側9ページ、一番下、19款諸収入まで、11ページにまわりまして、歳出、1款議会費から、12ページ、9款予備費まで、歳入歳出予算の合計をそれぞれ1,877億5,400万円とするものです。

右側にまわりまして、第2表債務負担行為では、1段目、品川区土地開発公社からの用地取得から、6段目、公共事業施行による移転資金融資あっせんに伴う金融機関に対する損失補償まで、例年設定するものでございます。その下、東品川文化センター大規模改修工事から、14ページ、一番下、鮫浜小学校校舎等改築工事監理委託までの30件は、新規であります。

48ページをお願いいたします。

1款特別区税、1項特別区民税は、446億3,450万円で、納税義務者の増によるものでございます。

第2項軽自動車税は1億2,850万円で、対前年5.3%の増。

50ページをお願いいたします。3項特別区たばこ税は、30億5,800万円で、対前年0.2%の減。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税は、1億5,000万円で、対前年6.3%の減。

2項自動車重量譲与税は3億4,000万円で、対前年2.9%の減。

3項森林環境譲与税は、1,490万円で新規でございます。

52ページをお願いいたします。3款利子割交付金、1項利子割交付金は、1億2,000万円で、対前年同額。

4款配当割交付金、1項配当割交付金は、6億3,000万円で、対前年14.5%の増。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金は5億2,000万円で、対前年10.6%の増。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金は80億5,000万円で、対前年8.2%の減。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金は1億8,700万円で、対前年28.1%の減であります。

54ページをお願いいたします。8款地方特例交付金、1項地方特例交付金は2億円で、対前年25%の増。

9款特別区交付金、1項特別区財政調整交付金、1目普通交付金は401億円で、対前年2.6%の

増。

2目特別交付金は20億円で、対前年33.3%の増。

以上によりまして、特別財政調整交付金の計は、421億円と対前年3.7%の増であります。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金は3,100万円で、対前年同額であります。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金は、1億153万2,000円で、28.8%の減。主なものは、本庁舎エレベーター改修工事完了による減であります。

56ページをお願いいたします。2目民生費負担金は24億3,845万2,000円で、12.1%の減。主なものは、幼児教育無償化に伴う保育園保育料の減であります。

3目衛生費負担金は5億3,616万5,000円で、対前年1.9%の減。主なものは2節公害健康被害補償費負担金の減であります。

58ページをお願いいたします。4目産業経済費負担金は1,272万円で、対前年6.5%の増。主なものは、1節中小企業センター等管理費負担金の増であります。

以上により、負担金の計は30億8,886万9,000円で、対前年11.1%の減であります。

12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料は、2億1,094万1,000円で、対前年2.1%の減。主なものは、61ページ、5節文化センター使用料、東品川文化センター改修工事による減でございます。

66ページ、2目民生使用料は1億7,633万9,000円で、対前年8.7%の減。主なものは、69ページ、9節幼稚園保育料、幼児教育無償化に伴う減であります。

70ページ、3目衛生使用料は477万9,000円で、対前年1%の増。

4目産業経済使用料は1億2,214万8,000円で、対前年6.6%の増。主なものは、71ページ、右側中段、1節中小企業センター使用料、改修工事終了による増であります。

72ページ、5目土木使用料は31億7,023万円で、対前年9.2%の増。主なものは、73ページ、1節道路占用料、単価改定による増であります。

74ページ、6目教育使用料は6,260万6,000円で、対前年9.3%の減。1節学校施設使用料の減であります。

以上により、使用料の計は37億4,704万3,000円で、対前年7.1%の増であります。

76ページ、12款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料は、2億935万2,000円で、対前年0.7%の増。主なものは、3節住民基本台帳証明手数料の増であります。

78ページ、2目衛生手数料は3億8,334万8,000円で、対前年5.1%の減。主なものは、79ページ、8節廃棄物処理手数料の事業系処理手数料の減であります。

80ページ、3目土木手数料は2,964万4,000円で、対前年0.2%の減。主なものは、1節屋外広告物許可手数料であります。

84ページ、以上により、手数料の計は、6億2,234万4,000円で、対前年3%の減であります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金は、197億5,175万8,000円で、対前年9.5%の増。主なものは、87ページ、14節子育て支援施設等利用給付、幼児教育無償化に伴う新規増であります。

88ページをご覧ください。2目衛生費負担金は4,192万3,000円で、対前年3.9%の減で

あります。

3目教育費負担金は1億6,152万円で、対前年6.1%の増で、学校改築工事費の増によるものがあります。

以上により、国庫負担金の計は、199億5,520万1,000円で、対前年9.4%の増であります。

90ページをご覧ください。2項国庫補助金、1目総務費補助金は、6,249万円で、対前年21.8%の減。主なものは、地方創生推進交付金の皆減による減でございます。

2目民生費補助金は、10億1,539万1,000円で、対前年5.5%の増。主なものは、93ページ、8節次世代育成支援対策施設整備交付金は、児童センター改築による増。

3目衛生費補助金は5,432万9,000円で、対前年34.3%の増。主なものは、2節感染症予防費の増でございます。

94ページをご覧ください。4目土木費補助金は60億8,330万2,000円で、対前年24.4%の減。主なものは、99ページ、4節密集市街地総合防災事業補助金の減でございます。

5節近代和風建築等総合調査費は、新規計上であります。

100ページをご覧ください。5目教育費補助金は、5億7,389万円で、対前年15.5%の増。主なものは、2節学校施設整備費で、学校改築工事費の増によるものであります。

以上によりまして、国庫補助金の計は77億8,940万2,000円で、対前年19.1%の減であります。

102ページをご覧ください。13款国庫支出金、3項国庫委託金、1目総務費委託金は、278万4,000円で、対前年1%の増であります。

2目民生費委託金は234万7,000円で、対前年0.3%の減であります。

104ページをご覧ください。3目衛生費委託金は76万6,000円で、対前年0.3%の減。

4目土木費委託金は2万5,000円で、対前年同額であります。

以上により、国庫委託金の計は592万2,000円で、対前年0.3%の増であります。

14款都支出金、1項都負担金、1目民生費負担金は、54億5,866万2,000円で、対前年16.7%の増で、主なものは、107ページ、中ほど、12節児童保育費は区内私立保育園の定員増によるものであります。

108ページをご覧ください。2目衛生費負担金は601万6,000円で、対前年7.4%の減であります。

以上により、都負担金の計は54億6,467万8,000円で、対前年16.7%の増であります。

14款都支出金、2項都補助金、1目総務費補助金は、5,564万4,000円で、対前年25.2%の減であります。主なものは、戸越体育館改修工事による減であります。

4節喫煙環境整備事業補助金は、新規計上であります。

2目民生費補助金は57億9,075万4,000円で、対前年0.7%の減で、主なものは、113ページ、9節待機児童解消区市町村支援事業補助金で、開設予定保育園数の減。12節保育対策総合支援事業費補助金で、保育園数の増。

117ページをご覧ください。26節介護人材緊急確保対策事業費補助金と、119ページ、30節人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金は、新規計上であります。

左側118ページをご覧ください。3目衛生費補助金は、7,279万5,000円で、対前

年0.7%の減で、4目産業経済費補助金は2億2,157万円で、対前年23%の増で、主なものは、121ページ、7節第4次産業革命推進プロジェクト事業費補助金の新規増であります。

5目土木費補助金は30億7,472万5,000円で、対前年9.4%の減であります。主なものは、1節都市計画交付金、125ページ、密集住宅市街地整備促進事業補助金は、中延二丁目旧同潤会地区防災街区整備事業の皆減による減であります。

7節やさしいまちづくり計画整備費、127ページをご覧ください。13節暑熱対応設備整備補助金は、新規計上であります。

128ページをお願いいたします。6目教育費補助金は1億3,389万5,000円で、対前年20.3%の増であります。主なものは、右側中ほど、3節教育支援体制整備事業費補助金で、スクールサポートスタッフ全校配置による増であります。

5節部活動指導員配置経費補助金は、新規計上であります。

以上により、都補助金の計は93億4,938万3,000円で、対前年3.2%の減であります。

14款都支出金、3項都委託金、1目総務費委託金は、12億4,159万5,000円で、対前年20.2%の増。主なものは、6節参議院議員選挙費の増。

132ページをご覧ください。2目民生費委託金は23万3,000円で、対前年4.1%の減。

3目衛生費委託金は538万4,000円で、対前年63.1%の増。

4目土木費委託金は1,024万1,000円で、対前年35.8%の減。

5目教育費委託金は2,310万円で、対前年0.9%の減であります。

135ページをご覧ください。4節プログラミング教育推進校事業委託金は、新規計上であります。

左側134ページに戻りまして、以上により、都委託金の計は12億8,055万3,000円で、対前年19%の増であります。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、9,736万6,000円で、対前年1.5%の減であります。

136ページをお願いいたします。2目財産貸付収入は7億4,229万4,000円で、対前年1.1%の増であります。主なものは、3節地所賃貸料であります。

以上によりまして、財産運用収入の計は8億3,966万円で、対前年0.8%の増であります。

15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入は、科目存置であります。

2目物品売払収入は2万4,000円であります。

138ページをお願いいたします。以上により、財産売払収入の計は2万5,000円であります。

16款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金は、1,000円で、2目地域振興寄附金は300万円。3目ふるさと納税寄附金は1,270万円で、対前年135.2%の増であります。

以上により、寄附金の計は1,570万1,000円で、対前年84.7%の増であります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金は、5億8,281万4,000円で、対前年20.9%の減であります。

2目公共施設整備基金繰入金は120億円で、対前年29%の増。

3目義務教育施設整備基金繰入金は103億円で、対前年58.5%の増。

4目地域振興基金繰入金は712万円で、対前年16.3%の増。

140ページをお願いいたします。5目文化スポーツ振興基金繰入金は6億円で、対前年同額。

6目財政調整基金繰入金は6億9,505万円で、対前年24.5%の増。

7目社会福祉基金繰入金は7億9,382万8,000円で、対前年同額であります。

以上により、基金繰入金の計は249億7,881万2,000円で、対前年35.1%の増であります。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は30億円で、対前年同額であります。

19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金は5,000万で、対前年同額。

2目過料は19万6,000円であります。

以上により、延滞金、加算金及び過料の計は5,019万6,000円で、対前年0.3%の減であります。

19款諸収入、2項特別区預金利子は31万3,000円で、対前年同額であります。

142ページをお願いいたします。19款諸収入、3項貸付金元利収入は、6億2,303万1,000円で、対前年14.3%の増であります。主なものは、144ページ、10目商店街事業用つなぎ資金貸付金元利収入の増であります。

19款諸収入、4項受託事業収入、1目民生費受託収入は、4,414万9,000円で、対前年19.3%の増。

2目衛生費受託収入は7,927万1,000円で、対前年3.4%の増。

3目土木費受託収入は21億9,951万9,000円で、対前年18.9%の増。主なものは、147ページ、4節排水施設建設費収入であります。

左側、146ページに戻りまして、以上により、受託事業収入の計は23億2,293万9,000円で、対前年18.3%の増であります。

19款諸収入、5項収益事業収入、1目競馬組合配分金は、4億7,825万6,000円で、対前年10.9%の増。特別区競馬組合配分金の増であります。

19款諸収入、6項雑入、1目滞納処分費は科目存置。

2目弁償金は、1億4,403万3,000円で、148ページをお願いいたします。3目納付金は2億6,616万7,000円で、4目介護報酬は2億3,723万4,000円、5目雑入は33億3,029万6,000円で、主なものは、151ページ、7節各種事業参加費負担金、9節各種保育利用料、11節リサイクル資源売払収入、153ページにまいりまして、16節区民住宅等共益費、155ページ、下段、27節都市基盤整備費収入であります。

6目違約金及び延納利息は4万1,000円であります。

156ページをお願いいたします。以上により、雑入の計は39億7,777万2,000円で、対前年136.2%の増であります。

歳入は以上であります。

恐れ入りますが、160ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、8億5,786万1,000円で、対前年1.4%の減であります。主なものは、右側にまいりまして、ページ中段やや下、聴覚障害者傍聴対応システムは新規計上。本会議場等バリアフリー化は皆減であります。

380ページをお願いいたします。8款公債費、1項公債費は、13億4,206万7,000円で、対前年16%の減であります。

382ページをお願いいたします。9款予備費、1項予備費は3億円で、対前年同額であります。

以上で、本日の説明を終わります。

○たけうち委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在、32名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。芹澤裕次郎委員。

○芹澤委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

私からは、141ページ、歩行喫煙防止過料、138ページ、ふるさと納税寄附金、時間が余れば161ページの議会運営費について質問をさせていただきます。

まず、歩行喫煙防止過料についてであります。これは昨年の決算特別委員会でも取り上げたテーマであります。予算書を見ると、過料の件数が、あくまでも予測でありますけれども、96件となっております。昨年の決算では181件という数字であったと思いますので、半減していることになると思います。数年前から比べると、十何件から180件に倍増したので、数十倍上がったということでもあります。当然ながら、今年、指導日数を減らすということではなく、行政の判断として、歩行喫煙防止の周知がされてきたという考えなのかと思いますが、どのようなデータをもってこの判断がなされたのかをまずお聞かせください。

○菅生活安全担当課長 平成31年度の過料件数につきましては、これは平成30年度4月から9月までの6カ月間の平均の過料件数が約8件ですので、その12カ月分ということで96件を計上しています。

○芹澤委員 平均値でとったということですが、特に五反田駅周辺については、喫煙所がどんどん撤去されていまして、住民としても、もともと喫煙所があった周辺については、特にほかの地域に比べて歩行喫煙であったりとか、ポイ捨てが多いというふうに感じております。私はたばこを吸わないのですが、歩行喫煙の指導日数、指導している日は、どういったルートを決めていらっしゃるのか。例えば五反田地域をやるとなったときに、ここをこう回りましょうとかというルートを決めて指導しているのかをお聞かせください。

○菅生活安全担当課長 生活安全サポート隊は、路上喫煙禁止・地域美化推進地区5地区におきまして、それぞれ指導を行っているところでございます。

指定喫煙所のある3カ所、大崎、大井町、五反田、この3カ所につきましては、指定喫煙所の見守りを兼ねまして巡回をしております。また、苦情が寄せられているところを重点的に巡回をしているところでございます。特に、この場所はこのルートというふうに決まっているわけではございません。

○芹澤委員 今のデータがあれば結構ですが、苦情がよくある地域は、例えば先ほどお話しした五反田駅のように、もともと喫煙所があったところが、私の体感としてかなり多いというふうに感じていますが、そこに関して特に区民からのお声はないのでしょうか。

○菅生活安全担当課長 平成29年6月に五反田駅東口の喫煙所をJRの再開発ということで撤去いたしました。そこはちょうど駅前ということで歩道橋の下に設置していたものですから、いまだにそこが非常に吸いやすい場所といたしますか、人目につかないところということで、その後も喫煙者が絶えない状況が続いているところでございます。そういったところも重点的に巡回をしているところでございます。

○芹澤委員 今のご答弁を考えると、この予算の過料の件数はちょっと少ないのかなというふうに思います。あと、東五反田だけではなくて、西五反田のほうも五反田リバーステーションのところにも喫煙所がありましたし、あの辺も結構同じような状況なのかなと思いますので、ぜひ指導の巡回ルートを決めて、喫煙所がもともとあった場所についてもご指導いただければと思います。

あと、昔と違い、駅やお店とかで喫煙ができないということで、ポイ捨てが増えてきていると思っていますので、これから五反田リバーステーションをつくっていく近辺、あとは東五反田のほうにも、これからしっかりと分煙できる喫煙所をつくっていくということが区の施策として必要なかと思っています。五反田地域だけではなくて、こういった苦情がある地域には、やはり需要があると思っていますので、その辺も踏まえて答弁をお願いします。

**○菅生活安全担当課長** 指定喫煙所の設置につきましては区として、分散をするという目的で、設置できる場所につきましては設置をしていきたいと考えてございます。

あと、やはりどうしても適地の場所、また受動喫煙の関係とかもございまして、そういった場所を今後も探しながら設置していきたいと考えております。

**○芹澤委員** オリンピック・パラリンピック等もありますので、ぜひ前向きに喫煙所の整備についてはご検討いただければと思います。

続いて、ふるさと納税について伺います。これについては、以前から行政の皆さんにもかなり危機感を持って対応していただいていると思いますが、16億円を超える流出ということで、流入に比べて驚異的な伸び率であると思っています。このふるさと納税に関しては、流入を増やす視点と、流出を減らすそれぞれの視点が必要になるかと思いますが、まず流入について、伸びてきているのかということと、一時期は、1億円とか、かなり大きな額が寄附金として入ってきたと思いますが、最近の傾向として、品川区に流入が増えてきているのか。あと、わかれば結構ですが、その原因というか、評価も教えてください。

**○伊東税務課長** ふるさと納税の流入の伸びでございますけれども、この間、少しずつでございますけれども、金額的には伸びているというところでございます。

具体的に言いますと、昨年、平成29年度では116万円ということでしたけれども、平成30最新年度現在では330万円ほどと見込んでいるところでございます。

こちらは、ふるさと納税ですので、税務課で扱っている分の金額でございます。

それは、今回、シナモロールのぬいぐるみを返礼品に加えたことによる効果が出ているのかというふうに思っているところでございます。

**○芹澤委員** このふるさと納税に関しては、やはり節税対策であったりとか、あと、地域貢献など、さまざまな目的で、さまざまな方が使われていると思っておりますので、多くの返礼品の種類を用意しておくというのも1つの手かと思っています。

現在、品川区では、1万円以上または3万円以上のどちらかを選ぶ形になりますが、例えば、3万円以上の大井競馬場L-WING指定席券のペアチケットであります。これも例えば格上げして、ダイヤモンドターンで御飯を食べながら観ることができるとか、プレミアム感を出して10万円ぐらいのものを用意しておくとか、しながわ水族館の1日貸し切りを、例えば100万円にするとか、数年に1人でも買っていただければ大きいのかなと思っています。区の返礼品の選定について、ご意見をお聞かせください。

また、流出に関しても伺います。先ほど述べた数字を見ていると、驚異的な伸び率であります。都市部はみな同じ傾向であると思います。その中で品川区が23区と比べて伸び率が大きいのか、額が大きいのかということもあわせてお聞かせください。

それから、流出を抑えるために品川区ではどのような施策を行っているのか、これまで我が会派からも要望させていただいていると思いますが、その流出を抑えるための施策、現在行っているものがあれ

ば教えてください。

例えば、区議会だよりや、広報しながわなどの1面を年に一回でもいいので、大きくドンと使って、区が今どういう状況に置かれているのか、ふるさと納税による影響を伝えることも手かと思っておりますので、それも含めてご見解をお聞かせください。

**○伊東税務課長** 高額な返礼品というところがございますけれども、なかなか先ほど例としてしながわ水族館等々ありましたけれども、返礼品として送るために調整が必要な部分もございますので、なかなか難しいかというところがございます。

流出に関しましては、本区では1億ぐらいから毎年度伸び平成30年度は16億円ぐらいでございます。

**○たけうち委員長** 次に、新妻委員。

**○新妻委員** 51ページの特別区たばこ税に関連いたしまして、受動喫煙対策について、63ページ、区民活動交流施設使用料のこみゆにていぶらぎ八潮について、147ページ、人孔蓋枠等工事費収入について、デザインマンホールについて、3点お伺いいたします。

先ほど喫煙所の設置について質疑がありましたけれども、引き続きお伺いをさせていただきます。

予算額を比べますと、今回は、前年度より480万円の減となっております。ある調査では、少し前の調査と、現在の調査を比較したときに、20代の喫煙率が下がっている反面、60代の喫煙率があまり下がらない、一定程度の喫煙者がいらっしゃるというような結果が示されております。過日、総務委員会で区庁舎内の屋内喫煙所が廃止されまして、屋外3カ所に設置されることが報告されました。これは都の補助率が10分の10、480万円の予算をもって、平成30年度内に設置されるということで、現在、進められていると思います。その委員会でも申し上げましたけれども、都の予算に少し余裕があるというようなお話もございました。これは都予算ということだからではありませんが、しっかりと分煙が図られるものをつくってほしい、これは吸う人、吸わない人、お互いのためにということで、しっかりしたものをつくってほしいということを要望させていただきましたので、どうぞよろしくお願いたします。

今後のほかの区有施設の喫煙所の考え方についてお知らせいただきたいと思います。特に、小中学校の学校の中ではどうなのかということもお聞きしたいと思います。先生の体についている煙のにおいか、吐く息とかが臭いというふうに言っている女子生徒もいらっしゃいました。学校の状況についても教えてください。

そして、学校の通学路にある喫煙所、これは指定喫煙所もそうですが、民有地にある喫煙所なども含めて、区はどのような認識をされているのかお聞かせください。

以上、まずこの点をお聞かせください。

**○伊崎地域活動課長** 本庁舎以外の区有施設ということで、まず地域センターにございますけれども、地域センターは、今、6カ所、屋内喫煙所を設けているところがございます。こちらは法律と条例に従いまして、屋内喫煙所は6月末までに廃止ということになります。6施設のうち4施設が単独の施設でございます。法令にのっとりすると、屋外喫煙所の設置が可能となっておりますが、周囲の環境問題や、入り口の近くにはつくってはいけないとか、さまざま条件がございますので、そういった条件を勘案しまして、可能などころにはきちんとした形のものを設置していければと思っておりますが、今、調整中でございます。

残りの2カ所につきましては、具体名を挙げますと、荏原第二地域センターは学校の隣接施設という

ことで、学校では屋外にも設置することはできませんので、設置の予定はございません。

八潮地域センターにおきましては、児童福祉施設と近接しているところでございますので、こちらは今、検討課題として対応しているところでございます。

**○有馬庶務課長** 学校につきましては、もう既に校舎内はもちろんのこと、敷地も含めて禁煙ということで対応しているところでございます。

**○川島健康課長** 今回の改正法、それから都条例の施設分類ということで、今、お話にありました第一種施設、第二種施設というくくりがありまして、学校は第一種施設の中でも敷地内禁煙という分類になります。既に品川区の小中学校施設につきましては、敷地内禁煙になっている。そのほか第二種施設になりますと、規制が少し緩くなっていることで、その分類に当てはめると、例えば、地域センターは第二種施設でございます。教育施設はそのような分類になりますので、今後のスケジュールでいきますと、7月1日までに法の基準に沿った形で、第一種施設は屋内の喫煙所を撤去する必要があるとなっております。

**○新妻委員** それぞれしっかりと行っていただきたいと思います。

私のところに寄せられた声があります。南大井文化センターの前に灰皿が設置されております。そのちょうど前にバス停があって、バスを待っていらっしゃる方が、この場所で喫煙されている方の煙が来るということで、ちょっとにおいがきついのだけれどもということでお話をいただきました。

具体的に対応されていることと思いますが、まず、ここは公園内に設置をされているという位置づけになっていると伺っておりますけれども、この場所の対応がどうなるのかお聞かせください。

それと、先ほど、通学路の話をしました。私のところに寄せられた声に通学路にあるたばこ屋にある灰皿がありました。それを区のほうから声かけをしていただいて、そういうことであればということで、朝夕の通学の時間において、その灰皿を下げてくださいという対応もしていただけたところもあります。ぜひ通学に関しては、特に区から声かけをしていただいて、ご協力を願えるよう働きかけをお願いしたいと思います。

**○溝口公園課長** 南大井文化センターの前にある公園内に設置されています喫煙所の関係でございます。これまでもその文化センターの利用者、地域センターの利用者、公園利用者、さまざまな方が利用してきた喫煙所になっておりますので、やはり今回、法改正または都条例改正の趣旨を踏まえて、望まない受動喫煙の防止、そういった対策は、今後、しっかり対策をとっていきたいと考えているところでございます。

**○新妻委員** しっかりと対策をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、こみゆにていぶらぎ八潮についてお伺いいたします。

このこみゆにていぶらぎは、文化観光課が所管する地域活動の拠点というところと、協働・国際担当が所管をしています協働推進のための品川区の拠点の場であります。そして、現在は3階が障害者福祉課が所管している品川児童学園の仮移転先となっております。今このような縦割りの中で使用されております。協働推進室の空調に関しましては、昨年の予算特別委員会でもお願いをさせていただいたところですが、まず、2階で使われている協働推進室の空調設備について、もう1つは、壁について1つの教室を壁で2つに仕切って使っているため、上に穴があいていて、隣の音が漏れてしまうという課題もある中で、そのことに関して何か対策がとられているのか、方向性が出ているのかということを確認をさせていただきたいと思います。

そして、フロアごとにそれぞれ所管が違うのですけれども、所管が違っても、同じ防犯対策がとられ

ているのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

**○遠藤協働・国際担当課長** 私から、こみゅにていぶらざ八潮にある活動拠点室の空調設備でございます。昨年、決算特別委員会でご質問いただきまして、その後、見積もり等を取り、こちらでいろいろ調査させていただいているところでございます。実際に空調が使えないのは夕方の5時以降が一番多くて、それまでは全館空調ということで対応していただきまして、入居の際にもそのような形でご承諾いただいた上で使っていただいているところでございます。5時以降となると、なかなか費用がかかる部分がございますが、入居者の方にも、いろいろまた意見を聞き、利用状況、費用なども勘案しながら、この後も検討を進めたいと思っております。

**○たけうち委員長** 防犯対策はどうなっていますか。

**○立川文化観光課長** この施設全体につきましては、文化観光課のほうで指定管理者として品川文化振興事業団を指定しまして運営しているところでございます。各施設の専有部分につきましては、各所管の責任で管理していただくということと、全体共用部分につきましては、文化観光課で指定管理者に任せて、失礼しました。指定管理ではなくて委託で品川文化振興事業団に委託で運営してもらっているところでございます。全体の共用部分と文化観光課が所管するこみゅにていぶらざ八潮の部分につきましては、私どもの委託事業の施設の運営管理の共通事項として実施しておりますので、防犯対策については、委託事業者で一括して管理しているところでございます。

**○新妻委員** 2階の協働推進室を使われている方から、2階の防犯対策が手薄ではないかという声がありました。特にトイレの周辺、廊下のところも含めて、ぜひ確認を、委託であれば、委託業者に対応をしていただきますようお願いをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次にちょっと違う視点で、こみゅにていぶらざの活用についてご要望がありました。八潮地区にはシルバーセンターがなく、地域センターの1室を敬老室として使っております。高齢者クラブがあって、そこの方を中心に使われているのですが、そこにカラオケセットがあるのでほかの高齢者の方が10名以上でサークル等をつくり、敬老室を借りようとしたときに、なかなか借りられない。1カ月に1回ぐらいしか借りられないのだというお声がありました。できたらこみゅにていぶらざ八潮にもカラオケセットを用意していただき、それは特に高齢者だけに限定することはないと思いますけれども、高齢者の行き先、居場所をつくっていただきたいと思いますという声があるのですけれども、ご見解をお聞かせください。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 八潮地域センター内の敬老室でのカラオケということでお尋ねをいただきました。八潮地域センターの中にある敬老室、こちらは今、高齢者クラブを中心にご利用いただいているところでございます。ほかの団体にもご利用の枠をというところでございますが、なかなかすぐ簡単に今使っている高齢者クラブとの調整がというところで、ちょっと時間がかかるかというところは確認しております。ただ、もしよろしければ、今使っている高齢者クラブのほうに加入いただくということも引き続きご検討いただけたらというふうに考えているところでございます。

**○立川文化観光課長** こみゅにていぶらざ八潮内へのカラオケ設備の設置でございます。現在、荏原文化センターではカラオケが利用できる状況でございます。カラオケにつきましては、あまり文化センターでは利用の要望がこれまでありませんでした。現状、荏原文化センターで、カラオケ設備の貸し出しを行っているところでございますが、ほとんど利用がされていないという状況でございます。

そうしたことも含めまして、文化センターでのカラオケ利用のあり方については、今後、検討していく必要があるかと考えているところでございます。

**○新妻委員** 文化センターの位置づけというよりも、こみゅにていぶらざにおいてどうなのかという

ことを、ぜひご検討をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

ちょっと時間がなくなってしまったのですが、デザインマンホールについて、一言確認いたします。

代表質問の中で、今後、5カ所にデザインマンホールが設置されるというご答弁がございました。この5カ所がどこなのかをお知らせください。

**○多並道路課長** デザインマンホールにつきましては、来年度予算で5カ所を計上しています。ただ、設置場所につきましては、東京都下水道局等と協議しながら進めますが、歩道上につけるということは交通安全上の観点で制約がありますので、我々の管理している中で見れば、駅前の歩道が場所としては有効ということで、駅前を中心に5カ所ということで、今後、地域の意見を聞きながら設置場所については検討していきたいと思っているところであります。

**○たけうち委員長** 次に安藤委員。

**○安藤委員** 138ページ、基金繰入金、140ページ、繰越金について伺います。

まず、繰越金とは何か伺います。あわせて、基金にはいろいろありますけれども、額が大きい主なものとして、公共施設整備基金、義務教育施設整備基金、財政調整基金、介護給付費等準備基金等がありますけれども、それぞれ区としておよそどれくらい積み立てるべきと考えているのか、区の考え方を伺います。

**○品川財政課長** まず、繰越金のほうでございますけれども、こちらは前年度の決算におきまして、歳入分と歳出分の差を翌年度に繰り越して使う金額になります。

それから、基金につきましては、どれぐらいの目途でということでもありますけれども、基金は、本来、今後、財政力に応じていろいろ使っていくところが筋になるかと思うのですけれども、例えば、財政調整基金などにつきましては、その年々の財政状況に応じまして、予算が余ったときなどは積んでいく、一方でその翌年度、例えば予算が厳しくなったときに、その基金から使っていくというような性質のものでございます。

それから、公共施設等整備基金につきましては、今後、施設の整備等に使っていくというような基金になっていきますので、そういった需要に応じて積み立てていく、そういうような考え方でございます。

**○安藤委員** 今回の予算では、公共施設整備基金繰入金に120億円、財政調整基金に約7億円、義務教育施設整備基金繰入金に103億円、基金全体で249億円を取り崩して歳入に充てています。結果、資料によりますと、基金総額は、現在の約1,000億円から、平成31年度末見込みで約744億円になると示されております。そのほかにも繰越金を30億円計上していますけれども、濱野区長のオフィシャルサイトには、新年度予算について、来年度は、基金250億円を充てるなどしており、健全財政は堅持していますと書かれています。

伺いますけれども、各種基金を新年度予算の財源に充てるため、250億円取り崩してもなお、品川区が言う健全財政は維持されているという認識でよろしいのかどうか伺います。

**○品川財政課長** 当然、健全財政は、現在のところ維持してございます。来年度、基金を250億円使うということでございますけれども、これは年度年度によって、その年の財政需要があります。それにあわせて収入等を検討しまして、その中で基金をどれだけ崩してやっていくかということでございます。

**○安藤委員** 健全財政だということでした。このところ、区の予算は、基金を当初予算では大きく取り崩しますけれども、最終的には補正で繰入金額を大幅に減額して、基金総額を維持するということが繰り返されております。維持というか、さらに積みます。例えば、予算特別委員会資料が事前に配られ

ましたけれども、同じ昨年度の資料の各基金残高の年度推移では、平成30年度末の基金は、約705億円余の見込みだったのです。ところが、今年と同じ資料で見ると、基金からの繰入額は昨日の最終補正で大幅に少なく補正されて、結局は総額は当初見込みから264億円多い、約969億円の見込みとなりました。705億円の見込みが969億円。これらの経緯を踏まえれば、今回の資料に示されている平成31年度末の約740億円という数字も、最終的には1,000億円近くになる可能性が強いのではないかと思います。なぜ最終的にこのように増えるのか、その理由を伺います。

**○品川財政課長** 当初の基金の崩しから年度末にかけていろいろ状況が変わってくるというところがございますけれども、これはやはり当初予算を設定した段階から、1年間の間に状況がいろいろ変わってくるものがございます。例えば、今年度に関しまして言えば、特別区住民税が納税義務者等の関係で大分予想よりも上がった。それから、財政調整交付金につきましても、固定資産税、それから法人住民税等が当初よりもかなり上がったというような状況もございます。それから、歳出等に関しまして、例えば工事等の契約落差、それから今回に関しましては、風疹の関係など、年度の途中で国が大きく動いたというような事由等もございます。こういったさまざまな事由等によりまして、当初の基金の設定から変化が生じたということがございます。

**○安藤委員** それにしても264億円も当初の見込みから増えることの説明がつかないように思えるのですけれども、私は今の理由では説明がつかないと思いますけれども、もう一度、それだけなのか、理由をお伺いします。

**○品川財政課長** さまざまな事由によりまして、額が大きい小さいというところではないかというふうに考えております。いろいろな事由によりまして、額につきましては、その内容に応じて金額はいろいろ変化しているということがございます。

**○安藤委員** 1年間の間に状況が変わると言いますが、それにしても264億円も当初の見込みから基金が増えたということの説明がつかないのではないかと思います。

このところ、例えば、平成26年度から見ますと、当初予算での基金繰入額は76億円、最終的な決算の額が810億円でしたけれども、それが平成27年度では、77億円取り崩したけれども903億円に増える。平成28年度では、当初103億円取り崩すと言ったけれども937億円に増える。さらに平成29年度も当初80億円崩すと言ったけれども950億円に増える。平成30年度は、当初184億円取り崩すと言っていましたけれども、最終補正後の見込みで968億円ということで、毎年たくさん取り崩すのですけれども、結局、逆に基金が増えていく、こういうことを毎年繰り返しているのです。

伺いますけれども、区は基金の総額を少なく見せる、あるいは基金を取り崩して事業に充てているのだという姿勢をPRするために、このような出し入れをあえてしているのではないかと思います。そうでなければ、これほどまでのずれを毎年繰り返すということはありません。そうであれば、これはある意味、印象操作に当たるのではないかといいませんか、そこまでずれるものども、いかがでしょうか。

**○品川財政課長** 当初の金額と年度末の金額で差が出ているということがございますけれども、当然これは当初予算を算定する段階で、いろいろな財政需要に応じて予算は設定しております。そういう中で歳入との見合いの中で基金を崩して予算を設定しております。年度末になりますと、さまざまな事象によりまして、その部分で金額を精算している、そういう形でございます。

**○安藤委員** 私は、先ほど数字を紹介しましたが、250億円規模で当初の基金の見込みがずれるというのは、これはある意味、印象操作に当たるのではないかといいませんか、そこまでずれるもの

のですかと。毎年同じようなことを繰り返しているわけですから、逆に予算の立て方としてもどうかと。先ほど、財政調整基金のところ、その年の財政状況で余ったときには積んでいくのが財政調整基金なのだというお話もありました。これだけの余裕があるならば、それを区民生活を支える事業に充てるということが必要なのだと、それが予算の立て方として健全なのではないかと思うのですけれども、毎年毎年こういうずれを繰り返しているのにそういうことはやらない。それでいて、区民は23区で最低水準のさまざまな福祉サービスを押しつけられているというような状況になっているのではないかと。私は、こうした予算の立て方は、変更すべき、変えるべきなのではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○品川財政課長** 毎年行政需要に応じて予算を立てています。必要な分は、全て予算のところ、設定をしているという考え方でございます。

それから、先ほども何度も繰り返しているとおり、金額が大きいとかというご質問がありますけれども、さまざまな需要によりまして、それは金額のベースが大きい小さい、その分で差額が出るというところでありまして、そこについてはご理解をいただきたいと思っております。

**○安藤委員** 当初予算で必要な分を設定すると言いますが、そもそも設定している当初予算のベースと申しますか、それ自体が23区で最低レベルになってしまっているというような整備率、あるいはコミュニティバスもようやくやることになりましたけれども、これまでは赤字になるからやらないとおっしゃっていましたし、障害者施設もそうです。国保料にいたっては、30億円近くもこれまで一般財源から保険料の上昇を抑えるために投入してきたにもかかわらず、それをやめてしまう。一般財源に繰り入れてしまう。そもそも当初予算の段階から、みずからの財政力に見合った、そして行政需要に見合ったような適切な水準の福祉予算が設定されていないのではないかと、そうしたことがあるからこそ、毎年毎年取り崩しますと言いつつ、最終的には基金を積みますという結果になっているのではないのでしょうか。私は、そもそも当初予算のところからしっかりと区民生活の底上げのための予算を組まなくてはならないのではないかとと思っておりますけれども、区の考えを伺います。

**○品川財政課長** 予算のつくり方がというお話がありましたけれども、これは毎年毎年、区の予算は、予算特別委員会等にかけて議決を受けております。議会から認められている予算です。そういった中で、区としては、しっかりと予算を組んで執行を行っているものというふうに考えております。ですので、予算の組み方がどうかということについては、すでにしっかりとやっているということでご答弁をさせていただきます。

**○安藤委員** 予算をつくるのは行政の権限ではないですか。それはもちろん議会がチェックします。ときには予算の組み替えを求めます。私は、そもそも区が提案してきている予算自体に問題があるのではないかとこのことを言っているわけです。先ほど、区は、250億円の基金を取り崩してもなお健全財政を維持していると認識を示されましたけれども、それならば、私は、ある意味、印象操作などせずに、余裕がある分、1,000億円ものため込んだ基金の一部を計画的に使っても、十分区民生活を向上できるわけです。区民生活の向上のために使うべきではないのでしょうか。

伺いますが、例えば、特養ホームや障害者施設の増設、国保料値下げと子どもの保険料無料化、学校給食無償化、区役所・病院・買い物に便利なコミュニティバスの運行など、23区で最低水準の福祉の改善にこそこの1,000億円を使うよう求めますけれども、いかがでしょうか。

**○品川財政課長** 予算は、さまざまな行政需要をもとに組んでいるものでございます。今年度につきましても、前年度の内容からいろいろなものを勘案しまして、今年度予算を立ててございますので、行

政需要に対応した予算を今回も出しているというものでございます。

○安藤委員　ぜひ福祉を削減してため込まれたこの1,000億円、この基金の一部をしっかりと計画的に使って、暮らし、福祉第一の区政、そして23区で最低水準の福祉を上位に底上げていくということを求めたいと思います。よろしく願いいたします。

○たけうち委員長　次に、いながわ委員。

○いながわ委員　50ページの先ほど来出ている特別区たばこ税に関して、歳出まで多少入ってしまうかもしれませんが、幅広くお伺いしていきたいと思います。それと、同じ50ページの森林環境譲与税についてまず伺ってきたいと思います。

先ほど来、たばこ税に関して、さまざまな議論というか、吸う場所の確保とかお話がありました。私もときおりたばこ税について質問をさせていただくのですが、明らかにたばこ税は減収しているわけがあります。それについて、所管はどうお考えなのか。

森林環境譲与税に関しては、森林環境税が2024年4月に施行される予定で、それに先立つ19年4月からこの譲与税という形で始まって、最初は200億円が全国に分配される。これは納税者が年間1,000円ずつ納税をして、森林整備などにそれが使われていくということで、都市部は森林整備の促進に資する材木の利用や普及啓発が期待されるというものであります。これは人口に基づいて幾らという形で算出されるわけでありますが、品川区の人口を見ると、38万6,855人を基本として、平成19年から平成21年度が1,461万円余、平成22年からは2,191万円、平成25年からは3,000万円、そして平成29年からは4,000万円、平成33年以降は約5,000万円が譲与税ということで品川区に入ってくるわけでありまして。51ページに、森林整備の促進に関する費用ということで、3件、早川町との交流事業、エコライフ普及事業、そして城南小学校改築と記載されているのですが、これについては、例えば早川町との交流、これはマウントしながわがあることも存じ上げておりますし、いろいろな形で交流があるというのはわかっているのですが、品川区内というより、区外に対してこの譲与税を使うということが果たしてどうなのか。私も詳しくはわからないのですが、要は、早川町にもこの譲与税が出るわけです。早川町の山は早川町でやってくださいというイメージがあるのですが、どういう感覚かということをお教えいただきたいのと、あと、エコライフ普及事業（国産間伐材有効活用事業助成）というのも計上されております。これは東京都の多摩産材もかかわってきて、多摩産材に関しては、行政としてはなるべく施設には多摩産材を利用してほしいという話、これは環境課になってしまうかもしれないのですが、それは私も何回か質問させていただいたのですが、なかなか品川区はそういうことをされていない。木を使うということは、一方では、燃えない、燃え広がらないという木密整備にもかかわってくる部分だと思っておりますので、この辺の事業の選定をどのようにして行ったかということをお教えいただきたいと思います。

○伊東税務課長　たばこ税の減収でございますけれども、今までも話題に出ているところですが、やっぱり健康志向の高まりですとか、いわゆる喫煙する場所の喫煙環境の部分でさまざまな部分が影響されて、たばこ税に関しては、たばこが売れないことには税が入ってこないというような状況でございます。見込みとしては、この間も右肩下がりではありますけれども、今後もまだしばらく下がっていくような状況が続くと思います。

とはいいまして、30億円近くの収入を期待しているところがございますので、なかなか方策はないのですけれども、なるべく減らないようにというふうに考えているところがございます。

○品川財政課長　森林環境税についてでございますが、早川町との交流事業、マウントしながわとい

うところでございますけれども、これは国から出ている資料の中では、他の自治体との交流関係についても対象となるということで、今回入れてございます。

それから、事業の選定というところでございますけれども、なかなか品川区として森林環境譲与税を使ってできることが、やはりほかの全国の自治体と比較すると非常に少ないというところでございます。こういう中で、本年度は、国から対象となる事業ということで、ある程度の項目がありまして、その中で区として合致するものを選定して、今回、予算のほうに上げているという状況でございます。

**○いながわ委員** たばこ税は、どんどん減収していくと、今、たばこ税は地方税と国税の両方から課税されているわけですが、国鉄の清算事業団にも60年にわたってそこから債務が返済をされているということもあります。これ、たばこ税がどんどん各地方で減収していくと、そこまで私は詳しいことは申し上げられませんが、減収したことによって、国鉄清算事業団に対する債務の返済も含めて、違う税に転換されてしまうのではないかと、さまざまな危惧をするところでもあります。これは一行政としてはどうにもならないことだと思いますが、やはりたばこ税がどういう形で使われているか、それはJTでもやられていると思うのですが、品川区としても大きな財源になっていますという周知、例えばポスターをつくって、こういう形に使われていますということは必要ではないかと思っているので、まずそこをぜひやっていただきたいというのが1点。

あと、このたばこ税が減収していくというのは、もちろんたばこの税金が上がり、たばこ自体が高く値上げされていることも1つの理由だと思いますし、健康増進の中でやっぱり吸わないほうが健康にいいだろうと、一方では、認知症にもいいという話が今、研究が進められていますが、そういった部分、あとは吸う場所がなかなかないという話もあって、もうたばこを吸うのをやめようかという方もいらっしゃるかもしれませんが、まずはできることと言ったら、喫煙所をしっかりと確保するということだと思うのです。そういう喫煙所の確保も青天の喫煙所ではなく、しっかりとした屋根があって、しっかり隔離されたような喫煙所をつくるということが、やはりたばこを吸っている方は、大体、すごい税金を払っているのだという意識もあるわけですから、それは必要だと思いますので、各駅に対してもそうありますし、行政のさまざまな施設もそうあります、特にシルバーセンターは、先ほど、新妻委員がおっしゃっていたように、60歳とか、高齢になればなるほどたばこを吸う確率が高いという話もあるので、シルバーセンターとかにもしっかりとした喫煙所を設けることが、歩きたばこの防止にもつながっていくのではないかと思うので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あと、森林環境譲与税に関しては、先ほど申し上げましたように、東京都がやっている多摩産材の関係もあるわけです。それで、城南小学校改築と書いてありますので、施設の中に木があるだけで空気の浄化にもなりますし、高齢者施設に杉の木を入れるだけで全然雰囲気が変わるという話も聞いておりますので、そういったところに積極的に、これからどんどんこの譲与税が増えていくので、そういうところに利用するべきで、使う場所は恐らく都市部なら都市部なりにいろいろあろうかと思いますが、しっかりそれをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あと、多摩産材との関連を簡単にご説明ください。

**○伊東税務課長** たばこ税の使途周知ということでございますけれども、区の財政の公表というところでも出ておりますし、あと、たばこ商業協同組合で発行しております書類等にも、そういう形で載せて周知を図っているところでございます。

**○小林環境課長** 東京都との連携でございますが、引き続き、区が持っています要綱等を活用しながら

ら、しっかりと普及啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○たけうち委員長　次に、藤原委員。

○藤原委員　48ページの特別区民税、54ページの特別区交付金についてお伺いしますが、昨日の続きになってしまうのですけれども、国が都と特別区から吸い上げようとしているのですけれども、今は全体で増収だからいいと思うのですが、これから東京2020大会後に景気が悪化して減収になると、相当こたえると思うのです。昨日、答えていただきましたが、今日は、改めて企画部からどういうふうに、現況と、今後について考えているのか答弁をいただけますか。

○柏原企画調整課長　私から政策面というところになってこようかと思います。今、委員ご指摘がありましたように、法律面の部分であったりとか、ふるさと納税について今も議論いただいているところでございますけれども、こういったところでの税の減、入ってくるべきものが入ってこないというところで、今は人口増の関係であったり、企業の景気であったりとかといったところで、今のところプラスでさらに来るという状況ではありますけれども、今後、先を見たときに、税の減は我々も問題意識を持たなければならないという話になっているところでございます。

そういったところがある中で、例えば、今ご指摘がありました東京2020大会の開催後の景気は、やはり注視しなくてはいけないということで、国民生活にも影響が出てくることのあるのではないかとこのころはありますので、平成31年度、品川区長期基本計画の策定に向けて動いていますけれども、そういった先の予測も含めながら、政策展開は区としても考えていかななくてはならないというスタンスに立っているところです。

○藤原委員　昨日の答弁の中で、影響するのは1年後だというようなお話があったのですけれども、私はそれでは遅いと思っておりまして、今年、多分、消費税は上がるでしょう。昨日も話しましたが、残業規制もかかるでしょう。あともう1つ追加して、いわゆる外国の方が観光客ではなくて労働力という形で入ってきますね。私が思うのは、人手不足になって、人件費が上がり、そしてインフレになっていくのだと思ったら、そうはならない、国の政策はそういうふうになっていると思うのですけれども、経済というか景気に関しては、やはりこの辺がすごくきいてくると思うのです。ですから、企画部に政策という意味で伺いたいのですけれども、もう間近です。やはり区民にとって身近な行政として、企画部はどういうふうに考えているのかということ、しっかり今、押さえておかないといけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長　ご指摘のありました例えば1年後に影響が出る云々のお話の部分でございますが、それは例えば固定資産税の税の制度といたしますか、仕組み上、次の年度等々に影響が出るというお話であったかと思えます。ただ、今ご指摘いただいたように、消費税の税率の改定といったところは直接的に我々の税収もそうですが、区民の方々への生活といたしますか、事業等にも影響が出るといったところも想定ができるというものであります。

それから、労働の問題もご指摘いただきましたけれども、こういったところがどう影響してくるか、これから品川区に住まれて働く外国人の方々が、こういった方々かは、人口推計もそうですけれども、実際の状況とかも見ながら、その辺はかなり精緻といたしますか、分析をかけながら、区の政策にどう影響を与えてくるのかというのは、かなりしっかりと見ていかななくてはならないだろうと思っています。

繰り返しになりますけれども、そういったものも含めて、先ほど申し上げました品川区長期基本計画の策定の中に分析も入れたいとは思ってございますので、政策という意味でございますけれども、そういったところに対応できる政策を早い段階で検討を進めるべきだと思っております。

○藤原委員 次に、特別区交付金ですけれども、昨日の補正から見て、改めてですけれども、随分控えめな数字だと思うのです。以前伺ったときに、堅めに見ているというお話があったと思うのですけれども、堅めに見るとというのは、例えば9掛けするとか、95%で見ると、そういう数字的なことは決まっているのでしょうか。

また、改めて堅めに見る理由を教えてください。

○品川財政課長 今年度の特別区財政調整交付金の予算編成でございますけれども、12月末ぐらいに東京都からフレーム予算というような形で数字をいただいております。区の財調の予算査定は、基本的にはそれをベースとした形で算定をやっていくものになります。この中で東京都のフレームの前年度との伸び率等も見まして、そういったところを勘案した形で今年度は予算を編成してございます。若干、慎重というところでございますが、やはり財調は、各年の財調の金額を見ていただければわかるのですが、変動が非常に激しい税となっておりますので、そういった部分から非常に慎重に予算は策定してございます。

○藤原委員 次に、65ページの公園運動施設使用料ですけれども、ここでオリンピック・パラリンピックになりますが、神宮球場など、さまざまな施設がオリンピック・パラリンピック期間中、またその前後は使えなくなるという報道があったのですけれども、品川区内の施設はどういうふうになるのか教えてください。

それと、東京2020大会期間中、交通ラッシュを避ける目的で、時差出勤とか言われているのですけれども、時差出勤となったときに、保育園はどういう形で対応していくのでしょうか。教えてください。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 東京2020大会期間中の区内施設の営業というご質問でございます。区内では、オリンピック期間中はハンドボール、それから、パラリンピック期間中はシッティングバレーボールの公式練習会場に総合体育館が設定されております。公式練習会場というのは、公式に選定されるものでオリンピックの開村から終わるまで、パラリンピックも同様ですが、その間は区民利用が制限されてしまうということでございます。そちらはホームページ等でもお知らせさせていただいて、ご理解、ご協力をいただくということでございます。

時差出勤の話でございますが、大会組織委員会等が東京都のほうで交通マネジメントということで、時差出勤等を促しているということで、ただいま検討している最中でございます。オリンピック・パラリンピック準備課は、そちらに注視しながらその対応について保育園等と相談させていただくようになるのかとは思っています。

○佐藤保育課長 時差出勤の関係でございますけれども、保育園は7時半から夜の6時半までの11時間が保育時間になっていますので、その範囲で対応できれば行いますし、延長保育に関しましては、今後、検討してまいります。

○たけうち委員長 次に、田中委員。

○田中委員 111ページ、14款8節児童保育費、67ページ、12款2目屋外水泳場、113ページの出産・子育て応援事業補助金です。

2018年11月の決算特別委員会で、キャリアアップ補助金について、それが適切に使われているかどうか、点検しているなら報告をすべきと品川・生活者ネットワークは主張し、2018年12月の文教委員会で報告がされました。品川・生活者ネットワークが求めたいことは、事業者の配分の仕方により、処遇改善が実感できていない保育士が出ないことであり、長く続けられるという補助金の目的を

達成してほしいということです。この観点から質問をします。

12月に報告された賃金改正は、全て東京都の補助金によるものなのでしょうか。また、この調査結果で、区は都の補助金が適正に使われたと判断しているということでしょうか。報告は全体をまとめたものなので、全て平均額になっていますが、実際には経験年齢や役割などで一人ひとりの受けとった額に差があると考えられます。全体の平均だけでなく、どういう役割の人にどのように配分されたのか、区は把握できているのかを伺いたいです。お答えください。

**○大澤保育支援課長** 保育所の賃金改善についてのお尋ねでございますけれども、改善額として報告しておりますのは、都のキャリアアップ補助金と国の処遇改善等加算の両方合わせたものを報告させていただいております。

都のキャリアアップ補助金につきましては、全保育士の給与額とキャリアアップとして幾ら改善されたか、処遇改善等加算として幾ら改善されたか、全ての額について報告をいただいております。

その中で、主任保育士ですとか、副主任保育士ですとか、その役割ごとの平均値等も出しておりますので、区としては、全て把握しているというふうに認識しております。

キャリアアップにしましても、どのように園の中で改善するかということは、園に任されているものですので、そのことに関して区としてどうというようなことはしてございません。

**○田中委員** 都の補助金が目的どおり有効に活用されたのであればよかったですと思います。ただ、本来は、区が認可した認可園なので税金が投入されています。税金を投入した事業者で働く保育士の処遇改善が図られるよう誘導する責務が区にあると考えますが、いかがでしょうか。

例えば、事業規模ごとに管理職以外の保育士に絞った人件費率を出してもらうなど、先ほどお話があった任意利用が認められてしまっていることは、そこが問題でもあるので、保育士の処遇改善がきちんと行われてこそ保育の質の担保につながると思います。本当に保育士一人ひとりの処遇改善がされているのかを確認するために、例えば、抜き打ちのサンプル調査でもいいので、保育士に実施し、実態を調査してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

**○大澤保育支援課長** キャリアアップ補助金については、全てきちんと賃金改善に使われているかどうかは報告書でチェックしております。

あと、それぞれ施設長に対してどのように使われているか、主任保育士ではどうか、常勤の方に対してはどうか、非常勤の方に対してはどうかということも報告を受けております。

加えまして、指導検査のときに、抜き打ちで給与台帳等を確認することもございますので、そういう意味では、賃金に関してはきちんと確認しているというふうに思っております。

**○田中委員** わかりました。本来の目的が達成され、保育の質の確保につながる労働環境が整うように求めまして、次にいきます。

しながわ区民公園の屋外プールが2016年にリニューアルされました。区民プールの目的は、区民が気軽に楽しむ機会を提供し、夏の余暇の充実、地域スポーツの一層の振興を図ることとされていますが、現在、おむつが外れていない子どものプール遊び、水遊びが認められていません。2018年7月の区民委員会の中では、保健所との衛生問題や、国や都の動向を見るということでしたが、どのように検討されたのか、簡単にお知らせください。

**○池田スポーツ推進課長** しながわ区民公園のプールについてでございますけれども、近隣の区の状況等を見まして、現在、おむつ着用でのプールの入場に関する規制はかなりの区でございます。私どもとしましては、幼児の方が楽しめるファミリー用のプールということで平成28年にオープンしてござ

いますので、昨年、区民委員会でお話があったことを受けまして、私どもでは、水着、水遊び用のパンツを履いてのプールでの遊びができないかどうかということで、今、検討しているところでございます。

**○田中委員** 7月の区民委員会の答弁を受けた後に品川・生活者ネットワークで調査をしました。結果、区が示してきたおむつをしている子の入園禁止について、国と区での公的根拠はなく、保健所も小さい子の入園に関しては特に示していなかったとのことです。なぜ小さい子どもに対する入園禁止のルールが根拠もなくつくられてしまったのでしょうか。遅くともプール改築時にプールを設置する公園課、管理するスポーツ推進課、水質などのチェックをする生活衛生課の間で利用ルールや利用目的を再確認する協議の場を持つことをなかったのか伺います。

**○池田スポーツ推進課長** プールの利用につきましては、従前からおむつをつけてのプールでの遊びはできないということでやってございましたので、プールを改築した際にも、それを引き継ぎまして、おむつ着用でのプールの入場はできませんということで運用しているところでございます。

**○田中委員** 私が言ったのは、入園禁止について、国と区での公的根拠はなかった。そして、保健所でもそのような入園に関してのことは特に示していなかった。けれども、区民委員会ではそのように答弁がされてきました。きちんと公園課、スポーツ推進課、生活衛生課が最低でも改築のときにきちんとルールを見直す必要があったのではないかと思います。公園課は、区民アンケートをとり、区民ニーズにこたえながら、目的に対しより実効性をもたらすためにプール改築をしたと思います。しかし、区の目的に反した入園ルールが現場でつくられ、現在まで続いてきてしまいました。この事態について、区はどのように受けとめるのか伺います。

また、この事業に限らず、ほかの事業でも関係部署との連携をきちんととり、目的に反した間違った制度設計がされてしまわぬよう、お互いに目的やルールなどについて確認をとり合いながら事業を進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

**○池田スポーツ推進課長** 現在でも、私どもスポーツ事業を展開するに当たりましては、横の連携をとりまして、いろいろなことについて話し合いをさせていただきながら施設の運用をさせていただいているところでございます。

ご要望のしながわ区民公園の屋外プールの乳児の方の利用につきましても、昨年の区民委員会でご説明した以降、関係各課と詰めているところでございまして、実際に今年の夏、どのように利用できるかという話をしているところでございます。

**○田中委員** きちんと連携がとれていなかったもので、今回このような質問をしています。それぞれの課にも確認しましたし、都などにも確認をしました。やっぱり問題としているのは、関係部署との連携が全くとれていなかったということです。それによって、区民の方たちに区の目的に沿わない事業が行われてしまったこと、そして、区民の方たちに迷惑がかかってしまう。それらについてきちんと重く受けとめてほしいです。何かあれば一言ください。

**○池田スポーツ推進課長** これからも各関係課との連携を進めて、区民の方のニーズに応じていきたいと思っております。

**○たけうち委員長** 次に、横山委員。

**○横山委員** 私からは、67ページ、児童センター使用料、113ページ、児童センター運営費、すまいるスクール運営費、139ページのふるさと納税寄附金、151ページ、すまいるスクール参加費、もし時間がありましたら、113ページ、子ども・子育て支援交付金についてをお伺いいたします。

まず1点目に、児童センター使用料、児童センター運営費についてお伺いいたします。

現在、昭和40年代につくられた児童センターの改築を進めていただいておりますが、品川区の児童センターのこれまでの発展についてお聞かせください。時代が大きく変化する今、児童センターの半世紀の歴史を区としてどのように捉えていますでしょうか。あわせて、児童指導員の方々、またネウボラにかかわる相談員の方々など、児童センターとは何なのか、現在の児童センターの現場でのお仕事をされる方々のお声を幾つかご紹介ください。

そして2点目にまいります。すまいるスクール運営費についてお伺いいたします。

品川区議会自民党・子ども未来は、すまいるスクールの委託職員などの格差是正を要望してまいりましたが、キャリアアップ処遇改善事業についてご説明ください。

すまいるスクールの充実に感謝の声を多数いただいております。ただ一部のすまいるスクールでは、参加できる行事が以前に比べて減っているというようなご意見も伺っています。全てのすまいるスクールにおける魅力の維持向上について、現在の状況と区のお考えをお聞かせください。

そして3点目ですけれども、ふるさと納税寄附金についてお伺いいたします。

子どもの未来応援プロジェクトは、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングの手法を導入し、目標額を300万円として計上されています。資金調達だけではなくて、地域の理解を深めるとともに、地域や企業の区政への関心、参加率を高める効果があるため、この事業を実施すること、特に新規のチャレンジに対しては、大変すばらしいと考えておりまして、今後、プロジェクトを積極的に増やしていただきたいと思っております。

昨年の決算特別委員会におきまして、新妻委員よりご提案がありましたが、ふるさと納税を活用したトイレトレーラーについて、発災時の各種トイレ確保の取組みの1つの可能性として前向きなご検討を進めていただきたいと思っておりますが、区の検討状況をお聞かせいただきたいと思っております。

ここで委員長の許可をいただきましたので、タブレットに資料を提示いたします。引用は、内閣府の発表や、一般社団法人助けあいジャパンなど、記載のとおりです。パネルでも用意しております。

1枚目、災害時のトイレについて。例えば、在宅避難の支援として、まずは自助による携帯トイレなどの備蓄を進めていくことが重要ですが、地域によって高層マンションなどには小さなお子さんも多いため、被災者の居住環境はできる限り衛生的であってほしいと思っております。

2枚目をご覧ください。平常時は、地域のお祭り、運動会、スポーツ、イベントや防災訓練など、具体的には、オリンピック・パラリンピックの際のホッケーやビーチバレーの会場であったりですか、天王洲などの水辺での花火大会の会場での活用もイメージができるかと思っております。

3枚目をご覧ください。車体の両サイドには広告面がありまして、シティプロモーションも可能ということですが。災害時には近隣の自治体や協定を締結する自治体を中心に、全国で助け合いができるという仕組みです。ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングの手法を用いて、区民の方々が防災への意識をより高めることができるような啓発キャンペーンにつながる可能性があります。防災に関する区民の方々の理解をより深めるとともに、地域や企業などの防災訓練の参加率をさらに高めていくことにつなげてほしいと考えておりますが、いかがでしょうか。

**○高山子ども育成課長** それでは、私から、児童センター、すまいるスクールに関する4点のお尋ねについてお答えいたします。

まず1点目の児童センターの発展という点で申しますと、委員ご紹介いただきましたように、昭和41年に児童センターが誕生いたしまして、半世紀の時が流れているところでございます。昭和40年代の状況といたしましては、急速な都市化に伴いまして、子どもの安全な居場所の確保、遊ぶ場所の

確保が喫緊の課題となっていたところでございます。そうした中、中延児童センターが1カ所目の児童センターとして誕生し、本年で52年を迎えるところでございます。

その後、児童センターにつきましては、25カ所、整備が済んでおりまして、ベビーカーなどで800mに1軒、いずれかの児童センターに行ける、そのような充実した配置をできているという状況でございます。

児童センターの特徴としましては、今申しました数的な部分と、それからもう1つ、児童福祉法に定めます18歳未満の児童厚生施設ということで、乳幼児から中高生年齢まで幅広く受け入れる、そうしたふところの深さがとても特徴的だと思います。

例えばで申しますと、今年15年目を迎えました平塚児童センターなどのティーンズプラザ事業でありますとか、10年を超えますキッズミュージカルなどの表現活動なども、品川の児童センターのとても充実した事業というふうにご紹介できると思います。

また、スラックラインでありますとか、ボルダリングといったニュースポーツもいち早く取り入れておりまして、こうしたものも中高生年齢が児童センターを再び訪れてくれる、そのような1つの魅力になっているのではないかと考えております。

2点目の児童センターの現場の職員の意見というところで申しますと、児童センターは誰でも行っていい施設でございますので、一般的には屋根のある公園というような言われ方もするのですが、そこには児童指導員という専門職員が常におりまして、子どもの遊びと学びをサポートする、そのような位置づけで日々仕事をしているところでございます。

そうした中では、現場の声としましては、乳幼児が小学生になり、中高生になって、その後、ボランティアスタッフとして児童センターを応援してくれるという場合がほとんどなのですが、その後は親となって、またその子どもを連れて児童センターへ来てくれる、そういった世代を超えた循環といいますか、連鎖が行われているというのが品川の児童センターの特徴ではないかと考えております。

3点目のすまいるスクールの件で、キャリアアップ処遇改善事業につきましては、来年度、放課後児童支援員という資格を持った民間スタッフの勤続年数と研修の受講状況などを見ながら、必要な賃金改善に資する補助を試みるものでございまして、一般的にいわれます人材確保と人材の定着を目的とするもので、国と都の補助金を活用するものでございます。

それから最後に、すまいるスクールの現在の状況という点でございますと、地域のボランティアのご協力によって、特色ある活動が学校単位で行われているところではありますが、一例で申しますと、囲碁教室などは36すまいるで実施されているところでございます。加えまして、最近ですと、プログラミング教育などもございまして、そういった新しい試みなどもされているところではございますが、一方で、就学人口が増加しているということもありまして、すまいるスクールの教室自体もなかなか活用が現場では難渋しているというふう聞いております。そうした意味で、教育活動が減っているのではないかとということをご指摘いただいているところではございますが、今後もそうした各すまいるスクールの魅力が消失しないよう魅力向上に向けて努力してまいります。

**○古巻防災課長** 私からは、トイレトレーラーの活用に関するお問い合わせについて答弁させていただきます。

災害時におけますトイレの関係につきましては、区といたしましても、整えていくことが必要であるというふうに認識しております。区の考え方は、これまでも避難所連絡会議等でさまざまなお知らせをしてきているところがございますけれども、そういった形で区の考え方がまだストレートに伝わって

ないと感じる部分がありますので、啓発を進めていく、これにつきましては避難所運営マニュアルの改訂、それから防災ハンドブックへの掲載、そういったさまざまな手段を用いまして啓発に取り組む。

それから、環境等については、耐震化でありますとか、さまざまなトイレの備蓄ですとか、そういった形での整備も進めていきたいというふうに考えております。

トイレトレーラーに関しましても、快適なトイレということで、非常に重要な部分がございますけれども、平時の利用に若干まだ課題があるのかというふうにも認識しておりますので、今後、研究課題とさせていただきたいと思っております。

**○たけうち委員長** クラウドファンディングの関係は。

**○品川財政課長** クラウドファンディングにつきましては、今回、子ども食堂関係、こういったところで使っていきたいというふうに考えております。

仕組みとしましては、今回、食材の調達関係につきまして、ガバメントクラウドファンディングを利用してやっていくというものでございます。

**○横山委員** それぞれご答弁ありがとうございます。

すまいるスクールに関しましては、魅力の向上について、ぜひ引き続きお願いしたいと思っております。児童センターにつきましても、子育てサポートですとか、平日に働くお父さん、お母さんがお休みの日に利用できるなど日曜日や祝日にも開館している児童センターもありますし、また、ティーンズプラザなどで中高生の活動も支援しているということなので、これからも引き続き未来に向かって子育て支援政策全体のビジョンを見据えて進めていっていただきたいというふうに思います。

そして、ふるさと納税のガバメントクラウドファンディングの部分ですけれども、先ほど、我が会派の若手の芹澤委員の質問にもありましたけれども、品川区の流出抑制施策への評価について、1つお聞かせいただきたいと思っております。ふるさと納税を使ったガバメントクラウドファンディングについて深めて聞いていきたいのですけれども、第13回のマニフェスト大賞で、超党派の政策グループ「全国若手市議会議員の会」東京支部は、政策提言賞の優秀賞を受賞しました。議員立法のための集中プロジェクトを実施して、具体的には、ふるさと納税制度を改善するために、条例の目的や定義を定める作業を行い、その上で各議員が条例案を地元を持ち帰り、それぞれが地元の議会での成立を目指すなど、議員活動に取り入れているところです。私は、条例案の作成の作業を通じて、条例を整備する区役所側の視点や考え方を知ることができましたが、研究を進める中でお伺いしたい点が出てきましたので、ご説明いただけたらと思います。

品川区において、23区からのふるさと納税による寄附はどのぐらい入ってきているのか、もしわかりになりましたら、割合を教えてください。

また、法制の部分ですけれども、条例案には見直し規定があります。見直し規定について、品川区はどのようにお考えなのでしょう。また、条例の改正、条例のアップデートという点につきまして、品川区の現状と課題を教えてください。

**○伊東税務課長** 23区から品川区へのということだと思いましたが、詳細の数字はつかないのですけれども、パッと見ると、世田谷、杉並、港、文京、墨田というところで、昨年度、そういう方々からの寄附があったというところでパーセントまでは出していないところでございます。ごく少数でございます。

条例の関係ということでございますが、現在、地方税法といいますか、区の区税条例のほうで、このふるさと納税の控除の部分に対応しているわけでございますけれども、これから地方税法等の改正があ

れば、それに沿いまして、今、国のほうでいろいろ検討されている部分もありますけれども、そこを取り入れていくというような形でございます。

**○米田総務課長** 答えが合っていないかもしれませんが、区の条例のアップデート等の関係だと思えますけれども、こちらにつきましては、定例会でご議決いただいた後、おおむね3カ月程度を目途に新しいものに更新作業をしているというようなことでご理解いただければと思います。

**○横山委員** ふるさと納税を活用しましたガバメントクラウドファンディングの手法を用いるということが、これから地域にチャレンジしたいと伺ったと思うのですが、今後、そういったものを広げていくに当たって、どの政策が、どういう方々の心に届いていくのか、分析の指標は居住地だけではないでしょうし、また、パーセンテージとか、数字だけであらわせるだけでもないかもしれませんが、検証作業をしていきながら、第2、第3のガバメントクラウドファンディングの内容の検討を進めていくことにつなげていただきたいと思いますけれども、区のお考えをお聞かせください。

**○柏原企画調整課長** ガバメントクラウドファンディングの手法、要するに、行政側が出資を募って、1つの目的に対してお金を集めていくというインターネットを使った手法です。ふるさとチョイスのほうにガバメントクラウドファンディングの申し込みがあります。そちらのほうも広域でやっていくという話も出ておりますので、そういったところを見ながら、また、独自でのやり方もいろいろな自治体で動き出しているというのは、こちらも把握しておりますので、ニーズ、何に使うということに関しては、よく検証しながら、そういったものについては検討していきたいと思えます。

**○横山委員** ふるさとチョイスですとか、さまざまな手法を使っていたら、品川区独自の防災などについてもご検討をお願いいたします。

**○たけうち委員長** 次に、筒井委員。

**○筒井委員** 私からは、161ページ、図書室運営費、75ページのロケーション・写真撮影等、時間がありましたら、149ページ、広報しながわ広告料についてお伺いいたします。

まず、図書室運営費ですけれども、これは昨年度の予算も378万円ほどで、今年度も379万円程度と横ばいなのですけれども、この予算額の内訳を教えてください。あと、最近、利用しましたけれども、8年ぐらい前の本とかも置いてあります。古くなったから入れ替えなければいけないということではないと思うのですけれども、新旧の本の入れ替えはどのようなサイクルでやられているのかをお聞きします。

**○久保田区議会事務局長** 図書室運営経費ですけれども、例年は大体同じような金額で横ばいになってございます。

内訳としましては、法令の追録を行う経費、それと、図書の購入の経費、また、月刊誌等の雑誌、新聞等の講読の経費などを計上しているというものでございます。法令の追録集は260万円ほどでございます。

図書の購入に関してですけれども、現在、蔵書数が2,600冊ございまして、定期的に地方自治制度で現在トピックとなっている図書などを購入しているということ。また、各種白書や法令辞書などは、充実に努めてございますけれども、古いものも必要なときもありますので、そういったものについては適時見直しを図りながら入れ替えているものでございます。

**○筒井委員** わかりました。そうすると、やはり月刊誌とか、定期刊行物のコストがかなりかかっているということ。また、法令の追録もそうした特定の出版社の方が来られて、追録の差し替えとかをやるので、やはり費用がかかっているという理解でよろしいでしょうか。

○久保田区議会事務局長 法令追録は、やはり議会ですから、図書室に入ってくださいとわかると思うのですが、かなりの法令がありますので、それを毎年追録しているということで、先ほども言いましたが、260万円ほどの経費がかかっているということでございます。

○筒井委員 わかりました。そうした法令の追録や雑誌以外の新しい本は入ってすぐ左の端のほうにあると思うのですが、そういう本の選定をされている方は、どなたがやられているのかお知らせください。

○久保田区議会事務局長 本の選定は事務局で基本的に行っております。議会の審議や社会情勢等を見ながら、タイムリーな本を入れていくということでございます。

また、議員からリクエストがあれば、そういったものも入れているところでございます。

○筒井委員 わかりました。調査研究に資する貴重な場ですから、引き続き、充実をよろしくお願ひします。

続きまして、ロケーション・写真撮影等についてお伺ひいたします。昨年の予算は681万円ほどでしたが、今年度は724万円ほどと前年と比べて増えておりその原因は何か。それはフィルムコミッション事業やシティプロモーション関連の事業を推し進めていることに関係しているのかどうかをお聞かせください。

○今井土木管理課長 ロケーション・写真撮影等の経費でございますけれども、平成29年度は全体で245件、ロケーションと写真撮影の件数でございましたが、今、1月末現在ですけれども、303件ございました。やはり今、写真撮影などのご要望が多いということを土木管理課のほうで把握している状況でございます。

○筒井委員 その写真撮影が増えているというのは、やっぱり品川区のPRが効果として表れているということなのかということと、一番写真撮影の件数が多い人気の公園はどこなのでしょう。

○今井土木管理課長 ロケーションと写真撮影については、文化観光課のロケーション事業と連携してやってございまして、中には免除になるものもございまして。人気の公園等につきましては、写真撮影で申しますと、昨年は天王洲アイル第二水辺広場でしたが、現在は婚礼写真の記念撮影のような形で、池田山公園が大変人気があるところでございます。

○筒井委員 そうなのですか。私は、池田山公園は結構気に入ってございまして、あそこで婚礼される、結構いいことだと思ひました。

公園は貴重な区有施設なので、こうした写真撮影やロケーションとかにどんどん使っていて、ひいてはそれが品川区のPRにつながるものと考えておりますので、今後とも品川区の公園を有効活用していただきたいと考えております。

次に、149ページの広報しながわ広告料等ですけれども、広告主はどうやって募集されているのかお知らせください。

○中元広報広聴課長 広告主は、広報紙上での募集と、例年出される方がいらっしゃいますので、その方々にお声がけをする営業活動のようなものを続けているところでございます。

○筒井委員 広報しながわの紙面上で募集しているという意味なのかということと、例年出されている方は、私も大体同じところが出されていると思うのですが、新規開拓はあまりお考えになっていないのでしょうか。

○中元広報広聴課長 広報紙上での募集となっております。

また、広報紙の本来目的でございます記事を載せるスペースとの関係がございまして、スペースに

もちろん余裕がございましたら、そういうところで募集の中で申込みがあればというところはございますけれども、現在のところ、実は埋まっている状況でございます、なかなか新規開拓をしても掲載することができない状況でございます。

**○筒井委員** スペースがなかったら紙面を増やすとか、いろいろな情報やネタの提供、ページをまた新たにつくるという点でいろいろご苦労があるかと思っておりますけれども、貴重な広告収入だと思いますので、ぜひ新規開拓もよろしくお願い申し上げます。

今、新聞購読者が大分減ってきており、今年最新の情報を知ったのですけれども、8万3,700部ぐらいに減ってきているということで、基本的に新聞折り込みで広報しながわはやられていると思うのですが、広告主は、そうした状況だと、広告を載せるのをしり込みしていくかと思っていますので、こうした新聞購読者の減による影響をどうお考えになりますか。

**○中元広報広聴課長** 広告主の状況ですが、実は決算ベースでは、毎年、増額傾向にございます。増えている状況でございますので、広報しながわにおいて折り込む数の減少の影響は今のところ見られないところでございます。

**○筒井委員** そうなのですか。では、意外にあまり影響は出ていない。広報しながわからの貴重な広告料収入ですので、引き続き積極的に展開をしていただきたいと思っております。

**○たけうち委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時04分休憩

○午後1時05分再開

**○たけうち委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。つる委員。

**○つる委員** 133ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進校委託金、50ページ、森林環境譲与税、65ページ、公園運動施設使用料等について伺ってきたいと思います。

まず、オリンピック・パラリンピック教育推進校委託金であります。今回の一般質問でも伺いました、東京2020大会における子どもたちの競技観戦について質問いたします。東京都の学校連携観戦プログラムに関連してのことではありますが、一般質問でも言いましたが、公私立保育園、認定こども園が含まれていない件に関することでもあります。ご答弁では、5歳以上の全ての幼稚園児、児童、生徒ということで、東京都の設定に合わせているし、公私立保育園、認定こども園の子どもたちにも、5歳以上という照らし合わせる形での政策をとということで確認させていただいて、東京都に対して引き続き強く要望していただくということになりましたけれども、改めてご答弁いただければと思います。

**○辻オリンピック・パラリンピック準備課長** 子どもたちへの観戦の機会ということで、学校連携観戦プログラムについてのご質問でございます。

東京都では、大会組織委員会が用意している学校連携観戦プログラムの中で、東京都内の学校、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、また義務教育学校を観戦プログラムの対象として、都の予算で、今、希望を募っているところでございます。品川区としましても、その基準に沿いまして、小学校、中学校、幼稚園、義務教育学校の希望を出しているところでございます。

委員ご指摘のとおり、対象は学校教育法に基づく学校で、認定こども園、保育園は入ってございません。区としましても、通う施設によって子どもたちの権利といえますか、対象外となるということはあるということ、例えば、担当課長や大会組織委員会との打ち合わせなどで、いつもこの件

について要望しているところでございます。これは必ず同じような取り扱いになるように、今後も区として大会組織委員会、東京都に強く要望してまいりたいと思っております。

**○つる委員** 一般質問のときも再々質問までさせていただきましたが、結果として、品川区の子どもたちが東京2020大会を観戦する機会として、そういう公的な制度で行ける子どもがいる一方で行けない子どもがいるということのないということが非常に大事な点だと思いますので、引き続き東京都等に対する要望を行い、それがなかなか叶わないとなったときに、品川区としての支援策ということ、一般質問でも述べさせていただきました。

なので、ぎりぎりまでそういう要望を期間があるまではきちんとやった上で、そうならなかった場合には、品川区としての支援策の検討をしていただきたいと思います。

これは概算ですが、2020年の5歳以上の人数を公私立保育園等で見ると、全体で約2,000人ぐらいになるかと思えます。当然それ以外のお子さんもうらっしゃると思いますが、学校連携観戦プログラムでは、2020円という設定になっていて、それで計算しても404万円です。引率者がプラスアルファとなる。それから、区内開催競技になるホッケーの一番安い観戦料が2,500円、それで計算しても500万円のプラスアルファという額になるわけですが、そうした金額をどういうふうに着用するか、区長もよくおっしゃる子どもたちへの夢のバトンタッチという観点では、こうしたことにしっかりとお金をかけていくというのも、将来、長い目で見たときにすごく大事な観点かと思えますので、引き続きそこについてはしっかりと検討いただきたいと思います。そもそもチケットが確保できるのかどうかについては、大会組織委員会と都の連携になっていくと思うのですが、財源をどこが負担するにしても、子どもたちが結果として観戦できたという状況をつくっていただきたいと思います。

場合によっては、来年度、子どもに対する食の支援において、クラウドファンディングが活用されます。私も2014年にクラウドファンディングの活用を品川区に求めてきて、こういう形で実施されるのはうれしいことなのですが、場合によっては、区民に対するクラウドファンディング的な手法を用いた財源確保というものの1つの方法としてありではないかというふうに思っていますので、もう一度、何か意見があればいただきたいと思います。

**○辻オリンピック・パラリンピック準備課長** 先ほど、要請をしましてというお話を申し上げたのですが、先般、大会組織委員会の大会の運営局長が区に来る機会がございまして、そのときに、局長にも直接要請をさせていただきました。それから、そうは言っても、最後まで現行の仕組みが変わらなかった場合にどうするかは、今後の課題ではございますが、必ずそれは施設によって子どもたちが観戦できないということがないような方法をとってまいります。

また、資金調達に関しましては、確保の財源をどこに求めるか、クラウドファンディングも含め、さまざまな方法があると思っておりますので、そこは研究しながら、どのようにしていくか考えて進めてまいります。

**○つる委員** ぜひ引き続きお願いしたいと思います。子どもたちはすごく楽しみにしていると思えます。パブリックビューイングなどの形で見られる機会が設けられるとは思いますが、やはり生で観ると子どもたちの心にすごく残る、まさに一番大事な、いろいろレガシーと言われる中では、心に残るレガシーがすごく大事ではないかと思っておりますので、どのような形であれ、繰り返してすけれども、子どもたちがしっかりと生の競技を観戦できる機会をつくっていただきたいと思います。その姿勢をしっかり品川区としても持ち続けて、当日を迎えていくようにいただきたいと思います。

次にいきます。森林環境譲与税に関連してですが、これは地球温暖化防止のための森林吸収源対策と

ということで十数年前から検討されて、今回そういう形で動き出したというもの。先ほど、午前中、いながわ委員のほうで質疑がありました。それも含めて改めて確認させていただきたいのですが、まず、譲与税ということで、これは譲与税が5年間先に国のほうから用意をされ、各自治体に分配され、その用途、目的に基づいた形で各自治体がしっかりと取り組む。その中身について、先ほど、いながわ委員のほうで質疑がありました。その中で、今回、公明党としても、SDGsをしっかりと推進していったほしいということで繰り返し求めている中で、目標13にも環境に関することが含まれていますし、また、品川区も来年度に実施設計を行う（仮称）しながわ環境未来館が整備されるというところで、まさにこうしたところにも森林環境譲与税をその目的の範疇として活用することができるかと思えます。今申し上げたSDGsの観点ですとか、（仮称）しながわ環境未来館、そうしたところにこの譲与税が2019年度予算には計上されていませんが、活用できるかどうか、改めて教えてください。

**○小林環境課長** SDGsの観点、あるいは（仮称）しながわ環境未来館の観点に対して、森林環境譲与税が活用できるかどうかのご質問かと思っています。森林環境譲与税の趣旨である地球温暖化にかかわる広域的な課題の1つとして森林の適正管理、それは必要なことだと考えています。そういった目的で、この税は、森林整備に必要な財源に充てるということでございますので、そういった活用については、十分に活用できるものとして認識しているものでございます。

**○つる委員** これは、先にそういう財源が来て、実際には個人住民税の均等割に、平成36年、今の復興財源が終わった後に課税されるという形になります。そうすると、品川区の納税義務者は、普通徴収で8万1,000人、特別徴収で16万1,000人、合計24万2,000人で、1人当たり1,000円となると、2億4,020万円が森林環境譲与税として、品川区の区民の方が特別会計のほうに納めていただくという中で、この譲与税の配分額の計算方法はいろいろな項目がある中で、先ほどの見立ての中では、2,000万円から5,000万円ぐらいが品川区に入ってくるということで、これは目的税なので、品川区に戻ってくるといいでしょうか、本区は、森林の面積が少ないということもあるのですが、このあたりについての考え方を教えてください。品川区としてどう見ているか教えてください。

**○品川財政課長** 委員のほうでもお話がありましたとおり、森林環境税は平成36年から実際に徴収をしていくというものになってございまして、平成31年から平成35年においては、森林環境譲与税が先に行われます。現段階としましては、品川区として、1,500万円程度を予算計上してございませぬ。こちらは計算方法等がございまして、なかなか本区には入ってこないような形になっております。

概略を説明しますと、森林の面積が全体50%分を占める形になっています。さらに、森林従業者、要するに、森林で働いている人たちの人数が全体の20%となります。残る30%は人口ということで、この部分で何とか品川区のほうにもお金が入ってくるというような状況です。

ちなみに、森林従業者は品川区には7人おまして、そこで少しは算定をされておりますが、実際のところそういう計算方式になっておりますので、区としての歳入分は少し少ないような形になってございます。

**○つる委員** 今ご答弁いただいた内容ですが、先ほど申し上げたとおり、地球温暖化防止のための税なので、それはそれでしっかりと受けとめていかなければいけないところと、譲与税として入ってくるものについては、品川区の用途を明確にして、いただけるものはしっかりと受けとっていくということをお願いしたいと思います。そして、そもそもこの税制を創設にあたっては、全国森林環境税創設促進連盟があり、そこに品川区も622市町村の中の1つとして加盟されていたかと思いますが、その加盟の経

緯、また、その後の加盟したことによる品川区としての何かメリットですとか、そうしたところがあれば教えてください。

**○小林環境課長** 全国森林環境税創設促進連盟の加入の件でございますが、大きく2点あるかと思っております。

先ほど申しあげましたように、1点目につきましては、森林の適正管理、これは地球温暖化にかかわる広域的な課題の1つであると考えています。森林には、二酸化炭素を吸収する効果がございますので、それが適正に行われないと木の育成不足が発生する。その関係で吸収力が落ちるところがあるかと思えます。

また、区の交流連携、協定等を締結している自治体の中には豊かな森林がある地域もございますので、そういったような自治体とも連携を深めるという点も、この連盟に加入した経緯であると思っております。

次にメリットでございますが、特に山木町、早川町につきましては、ECOフェスティバル等において間伐材を使った玩具等を提供していただいて、イベントで活用をするといったところがメリットとして挙げられるかと思っております。

そういったような連携を深める事業を、引き続き検討を進めてまいりたいと考えてございます。

**○つる委員** この税制創設に当たって、そうした連盟に加盟していたというところでは、先ほど来の繰り返しになりますが、森林にかかわる、地球温暖化防止にかかわることについては、しっかりと実施していくという視点もしっかりと持ち続けていただいて、先ほど申し上げたSDGsの観点でありますとか、(仮称)しながわ環境未来館を建てるに際して、また、その後のさまざまな事業展開の中で、これは普及啓発にも充てられるようになっていまして、逆にそういったところでしっかりと利用していくような働きかけといいますか、それをやっていただきたいと思えます。

**○たけうち委員長** 次に、鈴木博委員。

**○鈴木(博)委員** 本日は、ページ119、衛生費補助金、地域自殺対策強化交付金から、品川区の自殺対策についてお伺いいたします。

我が国は、先進国中で際立って自殺が多いことで知られており、厚労省が平成29年にまとめた自殺対策白書では、G8中で自殺死亡率がロシアに次いで第2位でした。我が国の自殺者の年次推移を見ると、平成15年の3万4,427人をピークに、全国の自殺者は平成29年には2万1,321人で、緩やかに減少していますが、まだ2万人の大台を維持しており、10代、20代、30代では、死因の第1位を占めています。自殺の多くは多様かつ複合的な原因および背景を有しており、警察庁自殺統計原票データでは、健康問題、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題、学校問題、男女問題のうち、4つ以上が重なると自殺のリスクが高いと述べられています。年齢階級別自殺死亡率の年次推移を見ると、ほとんどの年齢では減少していますが、20歳から29歳、19歳以下では、数は少ないものの減少することなく、漸増、微増しております。

まず、品川区の10年間の自殺者数、10年間の推移、性別・年齢別の自殺者の内訳について簡単にご説明をお願いいたします。

**○鷹箸保健予防課長** 品川区のここ10年の自殺者数の推移等についてのご質問でございます。

平成20年から平成29年までの10年間で686名という大変多くの方が亡くなっておりまして、おおむね1年間に70人程度の方が自殺で亡くなっております。

自殺については、その10倍ぐらいいいると言われておりますので、本当に自殺というのは非常に重要

な問題だと思っております。

そのうち全国とほぼ同じでございますが、年齢、階級別で見ますと、全体では自殺の推移は7位なのですが、10代、20代では、常に自殺が死因のトップでございますが、平成29年では、30代におきましても、がんで亡くなる方と自殺で亡くなる方が同じという形になっております。

ですので、全体の傾向では少しずつ減ってはいるのですが、品川区の死因に占める割合では、1人、2人の上下がかなり大きな自殺率には影響している中で、非常に少ないながら減っているという現状です。

全ての年齢で男性のほうが女性より多いのですが、40代から60代の男性が率として高いことが特徴です。

**○鈴木（博）委員** 品川区も大体全国と同じような状況だということがわかりました。

平成18年に自殺対策基本法が議員立法で制定され、翌年、自殺総合対策大綱が打ち出されました。その中で、自殺は追い込まれた末の死であり、自殺は防ぐことができる、自殺を考えている人は何らかのサインを出していると記されています。そして大綱では、平成28年までに自殺死亡率を平成17年の20%以上減少させると数値目標も設定されました。10年後の平成28年、そのような取組みにより、この数値目標は達成され、自殺は減少しました。しかし、まだ高どまりの状態が続くため、自殺対策基本法は改正され、自殺対策は生きることの包括的支援として、都道府県市町村が地域自殺対策計画を策定することが義務づけられました。品川区の自殺予防対策の概略のご説明をお願いいたします。

また、この自殺対策の一環として、品川区における各層のネットワークづくりの目標として、自殺対策連絡会が立ち上げられましたが、この会議の位置づけと目標、活動の現況についても簡単にご説明をお願いいたします。

**○鷹箸保健予防課長** まず、品川区の自殺予防対策でございますが、平成19年に自殺対策基本法が制定されて以降、毎年3月と9月が自殺予防月間と定められておりまして、その二月の間、区内いたるところに自殺予防に関するポスターを掲示するなど普及啓発に加えまして、平成23年以降は、相談体制の充実というところで、命の門番とも形容されるゲートキーパー研修を実施しております。ゲートキーパー研修は、多くの自治体では職員等を対象にするところ、品川区では、職員に加え、教職員の方や学校のPTAの方々も対象としているというのが本区の特徴になります。

また、品川区の全職員向けに自殺に関する相談対応マニュアルを平成23年に作成し、全ての職員に配布、またその使い方についてしっかりと研修をしております。

平成20年から、今ご指摘がございました自殺対策連絡会をつくっておりますが、この目的は、自殺予防対策を具体的かつ継続的に実施し、さまざまな分野と連携を進めるためということで、警察をはじめ関係各所とともに、年に1回ではございますが、情報共有の機会を設けております。

また、委員ご指摘がありました市区町村に地域自殺対策計画の策定が義務づけられましたところから、来年度につきましては、この連絡会をもととして計画策定に進んでいく予定にしております。

**○鈴木（博）委員** 多くの年齢で自殺者が減少する中で、19歳以下では依然自殺者の微増が続いており、早急な対策強化が必要とされています。特に19歳以下の未成年層に対して、品川区の自殺対策について、特に何か加えることがありましたら、お願いします。

**○鷹箸保健予防課長** 品川区では、大変痛ましい事件でございますが、中学生の自殺があったということも受けまして、小中学生の小さいお子さんを対象に、SOSカードという生徒手帳に入るとても小さなカードで、こういうふうなことで困ったらどこに連絡をしたらいいかというようなことが具体的に

書いてあるものを作成しまして、平成28年以降、生徒たちに配布をしております。

また、区内の大学と連携をしまして、ハンカチ型のリーフレットなども作成して配布したところがございます。

**○鈴木（博）委員** 19歳以下の自殺対策が非常に重要だと思われます。一般質問等でも繰り返し述べてきましたが、未成年者の自殺予防で最も必要なのは、自殺予防教育です。自殺はあり得ることであり、年間300人ぐらい、数百人の子どもが亡くなっています。現に品川区でも子どもの自殺がありました。さらに、自殺に至らなくても、死にたいと思う、苦しんでいる子どもたちは、その何倍もいます。さらに、その周辺には、自殺を考えていなくても、とても苦しい思いで生きている子どもたちが大勢いるのです。自殺予防教育は、つらい思いをしているのは自分が悪いからではなくて、誰にでもあることだということを理解させること。そのために自分の心の状態をよく知ること。そのときの対処法を身につけさせること。悩んだときに他者に援助を求めることの重要性を子どもに教えることが大切だと思います。

自殺というと、すぐ短絡的にいじめと結びつける人がいますが、子どもの自殺の原因は、大人と同じように多岐にわたっています。自殺予防教育は、自殺のみならず、いじめをはじめ薬物濫用、暴力など、他のリスク回避にも有効であり、いじめ防止教育よりさらに深く苦しんでいる子どもの心を救うことができる可能性があります。

品川区の自殺予防教育の現状と、今後の方向性についても含めてご説明をお願いしたいと思います。

**○大関教育総合支援センター長** 命を大切に学習は、市民科を中心に各学校で進めているところですが、その中でも特に自己管理能力として、ストレス、そして悩みの解消方法には重点的に取り組んでいるところです。

例えば、小学校では、友達が悩んでいるときにどうすればいいかというようなことをテーマに子どもたちが話し合ったり、保健師に講師をしていただいて、SOSの出し方をどのようにするかという部分話し合ったり、そのような学習を学校では展開しているところでございます。

今後とも命の大切さを子どもたちが自分で考え、自分の命、そして友達の命も大切にできるような子どもたちを育成してまいります。

**○鈴木（博）委員** 特に自殺予防に関しては、ゲートキーパー研修等で、大人の方、あるいは関係者、善意の第三者が支えるということで、研修等も繰り返されていますが、モチベーションというか、その話を聞いた後の感想を見てみると、あまり理解されていないで受けた方もいらっしゃるみたいなので、効果的な対処法に関して、最後に答弁をお願いします。

**○鷹簀保健予防課長** ゲートキーパー研修も含め、自殺予防に関しては、ある人だけがやればよいということではなくて、関係各所、対応している全ての事業が自殺予防に役立つのではないかと、自分が対応している人が自殺予防に必要なのではないかと考えながら事業を進めることが重要かと思います。

**○たけうち委員長** 次に、おくの委員。

**○おくの委員** 125ページの第14款都支出金、第2項都補助金の中の密集住宅市街地整備促進事業補助金、充当事業の木密地域不燃化10年プロジェクトにかかわって、不燃化特区支援制度について伺います。

品川区は、平成25年から平成32年にかけて、東京都を進める木密地域不燃化10年プロジェクトに基づいて、不燃化特区支援制度を実施しています。他方、品川区は、昨年3月に、品川区耐震改修促進計画を改定して、平成29年度における木造住宅の耐震化率が68.3%、そしてそれを含む住宅全

体の耐震化率が88.4%であるところを、平成32年度には住宅全体で耐震化率を95%に引き上げ、平成37年度には、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する目標を打ち出しました。

そこでお伺いします。品川区が持っているほかの耐震化支援事業と同様に、この不燃化特区支援制度が品川区の耐震改修促進計画に貢献するものでもあると理解してよろしいですね。お伺いします。

**○高梨木密整備推進課長** 不燃化特区支援制度は、古い老朽化した木造住宅の取り壊しと除却、それに伴う住み替え、それと新しい住宅の建築にかかわる不燃構造化の支援ということで、3つの支援メニューで行っております。

ご質問ですが、新しい家の建て替え、目的としては不燃化としていますが、新耐震基準の建物に替わることで、耐震性が高い住宅が生み出されるという効果があるというふうに感じております。

**○おくの委員** そこでお伺いします。品川区の耐震改修促進計画が改定されてからもう1年になりますけれども、不燃化特区内の耐震化率、それからそれ以外の地域の耐震化率、それぞれどうなったかわかりになるのでしょうか。お伺いします。

**○長尾建築課長** 耐震改修促進計画の中では、不燃化特区と、それ以外の地域での耐震化率の統計は出しておりませんが、やはり不燃化の状況と耐震化の状況は相関も高いと考えますので、不燃化整備地域、不燃化特区のエリアは、耐震化率がほかのエリアに比べると低いと考えています。

**○おくの委員** それでは、別の角度からお伺いします。不燃化特区支援制度で除却、建て替えを支援しているわけですが、不燃化特区で一体何軒がこの制度を利用して建て替えになったのか。それから、別に耐震化支援制度があるわけですが、その制度を利用した除却などは、何軒やられたのか、それぞれ教えてください。

**○高梨木密整備推進課長** 不燃化特区支援制度では、当初は建物の除却のみで、平成25年度から随時始まりました。住み替え、建て替えにつきましては、平成28年度から支援を始めておりますので、今のご質問ですと、例えば、平成29年度と今年度の見込み数で言いますと、除却は247棟を見込んでおります。その制度を利用された方で建て替えまで助成を受けとったのは、平成29年度と平成30年度の合計で157件という数字になっております。

**○長尾建築課長** 耐震事業における除却の件数ですけれども、こちらの事業は平成23年度からスタートいたしまして、平成29年度、平成30年度の除却実績で申しますと、平成29年度が170件、今年度につきましては、2月末時点ですけれども、203件ということで、前年度よりも増加傾向にあります。

**○おくの委員** それでは、もう1つお伺いします。不燃化特区というのは限られた地域なので、不燃化特区の広さ、面積は、品川区全体の何%ぐらいなのでしょう。

**○高梨木密整備推進課長** 不燃化特区は、全9地区で285.5ヘクタールございます。これは区全体の割合で申しますと、12.5%、約8分の1でございます。

**○おくの委員** そうしますと、先ほどの件数の推移、数字からしますと、それぞれ不燃化特区支援制度にしる、それ以外の耐震化支援制度にしる、200件前後ということだったと思うのですが、不燃化特区は、面積的には品川区全体の12.5%ということなのですね。もう1つの、それ以外の耐震化支援制度のほうは、もっと広い地域で行われているわけです。除却に関しては品川区のかなり広い地域で行われていますね。それは耐震化に向けて同じくらいの件数の除却がされているということがわかると思います。ということは、私の理解では、不燃化特区支援制度が耐震化に向けてかなり大きな効果を上げているということがわかる、耐震化に向けて非常に大きな効果を上げているということが今の

数字からもわかるのだと思うのです。品川区全体の8分の1の面積しかない地域で行われているにもかかわらず、品川区自身が掲げている耐震化改修促進計画にある耐震化の目標に向けて非常に大きな効果を上げています。要するに、ほかの耐震化と同じような効果を上げているということがわかる以上、この不燃化特区支援制度は、品川区が掲げている耐震化に向けて、品川区全体に広げていくべき制度ではないか。また、平成32年までの限定した期間の制度とされていますけれども、もう少し長くやるべき制度ではないかと思えますけれども、その点、いかがでしょうか。お伺いします。

**○高梨木密整備推進課長** 区の考えといたしましては、まず、木密地域と呼ばれる整備地域の中で耐震化の除却制度で除却まで支援をします。ただ、その整備地域の中でさらに重点的に取り組みが必要な不燃化特区内におきましては、そのさらに先、住み替えと建て替えについても助成を行って、特に危険な地域の改善にしっかりと取り組んでいく。ただ、改善が必要なさらに広い整備地域、木密地域と呼ばれる整備地域におきましても、耐震化の除却ということでしっかりと支援をしていく、しっかりとランクを分けて助成をしていくことで、安心安全のまちづくりに努めたいという方向性で進めているところでございます。

**○おくの委員** さらにもう1点、品川区耐震改修促進計画の最後にアンケートが収録されています。耐震改修を実施しない理由を区民の皆さんに伺っているのですが、その中の50%の方が、耐震改修に要する費用負担が大きいことを実施しない理由に挙げていらっしゃいます。その点からも不燃化特区支援制度は、非常に助成金の上限も高い制度ですので、耐震改修に向けて有利な制度だと思います。その点からも、この不燃化特区支援制度を拡大することを強く求めて終わりにしたいと思います。

**○たけうち委員長** 次に、木村委員。

**○木村委員** 私からは、160ページの議会費、そして161ページの聴覚障害者傍聴対応システム導入、議会広報費からの質問です。

最初に議会費ですけれども、平成30年度、約8億7,000万円、平成31年度は約8億5,780万円ですけれども、この差額が大体1,200万円ほど減額をされていますけれども、どの分がカットされたのでしょうか。

そして、議場を手直しをするということもお聞きいたしまして、どこをどのようにし、また、何のために行ったのでしょうか。

**○久保田区議会事務局長** 議会費の増減についてでございますけれども、まず、減になった部分につきましては、本会議場のバリアフリー化で約1,900万円減、それと、本会議録の電子化、昭和時代の本会議録の劣化に伴いまして、PDF化をするといった経費が520万円ほど減というようなことでございます。

一方で、増になったものにつきましては、区議会だよりの発行を1回追加するというものでございます。これは統一地方選挙後に選挙結果を、新しい議会がこうなりましたということを速報で知らせるために、4年前と比べて1回多く出すといった経費が200万円ほどです。

それから、議員が今度は40人になりますので、それにかかる報酬や政務活動費が増になり、差し引きで1,200万円ほどの減になるというものでございます。

それと、本会議場のバリアフリー化につきましては、本会議場の演壇のところを車椅子の方でも一般質問ができるようにということで、まずはそこをフラットにして、また、演壇を電動で上下できるものに変更したというものと、本会議場の中に手すりをつけたというところでございます。

**○木村委員** 確かに手すりがついたということは、私にしてみれば大変ありがたいことだと思ってい

ます。ありがとうございました。

そして、運営費のところですけども、聴覚障害者傍聴対応システム導入、59万4,000円が計上されていますけれども、聴覚障害者対応とは、本来であれば、傍聴席に向かって行う手話のことだと思っていました。そうでなければ、映像や文字対応となるのでしょうか。手話でなければ、そういうふうな映像や文字対応になるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

**○久保田区議会事務局長** 聴覚障害者傍聴対応システムですが、こちらは聴覚障害の方に対して、一般質問やその答弁に係る部分を音声で文字にして傍聴をしていただくというシステムを導入するものでございます。現在は、耳が聞こえにくい方のために磁気ループ等を入れて傍聴のバリアフリー化を進めていますが、来年度は、聴覚障害で聞こえない方に対して、音声文字化システムというのでしょうか、そうしたものを導入してバリアフリー化を進めていくというものでございます。

**○木村委員** これは例えばの話ですけども、聴覚障害者の方が町を歩いているときに緊急の場合、110番や119番などをしなければならぬときに、タブレット端末から電子メールを利用し通報を行うことによって、救急車や消防車の要請ができるようですけども、この聴覚障害者傍聴対応システムは、今言った逆の仕組みであると考えてよろしいのでしょうか。またタブレットを使うということでもよろしいかどうか。

**○久保田区議会事務局長** 基本的にはそのような形になると考えているところでございます。私どもが今考えているのが、本会議場のマイクを通じて声を今回導入するシステムにより、音声で文字に変わるといえるものです。それを本会議場の中で通信をしまして、タブレットに文字として表示をするというシステムを考えています。そのタブレットを傍聴の際に申し出があれば貸し出しをしまして、それによって一般質問やその答弁などを文字で傍聴していただくというシステムを考えているところでございます。

**○木村委員** 2月の新聞に、川崎市議会で議員や理事者の発言を瞬時に文字化していく、そして傍聴席にあるモニターに表示をする仕組みが入ったそうですけれども、これは聴覚障害者だけではなくて、高齢者をも対象にした試みだという紹介をされておりました。これを採用するというのもよろしいのでしょうか。もう一度伺います。

**○久保田区議会事務局長** 川崎市が導入したものと基本的には同じ、システム的には同じというふうに考えているものでございます。ただ、機種というか、システムの会社によっていろいろな種類がありますので、どれを採用するかはこれからになりますが、基本的な部分といたしましては、同じというふうに考えているところでございます。

**○木村委員** この方法は、これから東京2020大会に向けて、障害者が暮らしやすいまちづくりをめざす市の方針の一環だとも言われています。しかし、AIだけに頼っていくのではなく、AI自体はまだあまり変換能力が高くないので、誤字が多いということをおっしゃっていただいておりますけれども、議場の声を集めてAIを使った委託業者が音声認識システムによって送信をして文字に変換をする。モニターに映し出すということをお聞きいたしました。また、市が使っている独自用語というのでしょうか、そういう言葉や、また、議員の氏名などはあらかじめシステムに登録しておくということをお聞きいたしました。川崎市議会では、それほど大きくは費用が紹介されておりましたけれども、もし品川区で使う場合には、大体どのくらいの費用が必要になるのか。そして、AIの性能がいまいちということをお聞きいたしましたけれども、本区ではAIは使わないということでもよろしいのでしょうか。

**○久保田区議会事務局長** まず1点目の運営の経費でございますけれども、予算書にありますように、

品川区議会では、59万4,000円を予定しているものでございます。

内訳としましては、システム利用料費等で約37万4,400円、また、タブレットの端末のレンタル料や通信料が、年間というか、11カ月になるのですけれども、21万9,600円ほど予定してございまして、合わせて59万4,000円でございます。

AIの有無でございますけれども、いろいろな機種があるそうなのですけれども、川崎市と同じ機種であれば、そういったAIを使ったものになるというふうに思っております。誤変換とかいろいろありますけれども、これにつきましても、導入された後に、私ども事務局としてこういったものの誤変換に対してのテストをやっつけていかなければならないというふうに考えておりますし、また、議会でのことですから、議会運営委員会等でもこの取り扱いについてどうしていくか議論していただくことになろうかと思っております。

**○木村委員** あともう1つ、福井県議会ですけれども、2017年6月から、このようにして、議員の発言を傍聴席のモニターにリアルタイムで文字化するのですけれども、そこではAIは使わずに、専門の委託業者が音声聞きながら文字変換をしてモニターに映し出すというふうなやり方をしているそうです。この2つの例を出しましたけれども、本区としては、川崎市のほうをお使いになるということでもありますけれども、これ以外に、これは本当にもともとあるものでありますけれども、手話通訳は本当に何となく親しみを感じるわけでもありますけれども、個人的には手話のよさを感じています。そういうものを残すというようなお考えはあるのかお聞かせください。

**○久保田区議会事務局長** 手話についてですが、現在、本会議をケーブルテレビやインターネットで中継する際には、手話通訳を入れて放映をしているところであります、それについては引き続きそのような形で対応していきたいと思っております。

本会議場にも手話を入れるという考え方もあると思うのですけれども、そうなりますと、傍聴席に手話の方に入っていていただくというやり方がありますが、それよりもこうした最新技術で音声変換システムというものもありますので、こちらを用いて効率的にやっつけていければと考えているところです。

**○木村委員** この計画は以前からあったのだと思っておりますけれども、今がジャストタイミングと捉えての予算計上なのかどうか。そして、この計画はいつぐらいから考えられていたものでありますか。

**○久保田区議会事務局長** こちらにつきましては、これまで平成23年度から議会改革について議論をしてきていただいたところなんです。また、平成27年度からも議会改革検討会で議場のバリアフリー化ということでご議論をしていただいていたところの中の1つで、今回の聴覚障害者傍聴対応システムの導入につきましては、昨年度の議会運営委員会の中で議場のバリアフリー化の1つとして提案をされたものでございまして、それを予算化し、実現をしていこうというものでございます。

また、導入の時期ですけれども、これから議論をしていただきますので、第3回定例会、第4回定例会ぐらいが目安になるかというふうに事務局では考えております。

**○木村委員** 開かれた議会としていろいろと考えますけれども、議会が開催されている模様を今、傍聴に来ている人だけではなくて、役所にいろいろな手続をしに来られている方々や通行人の方々、そういう方々にもっともっと見ていただくために、これは丸きり素人考えなのですけれども、3階の大きいエントランスといいますか、広いところがありますけれども、そういうところの壁に大きなビジョンをつけて、本会議の様子を映し出したり、また、可能であれば、持っている携帯などから音声を拾ってくるような、もしそういうふうなことができれば、もっともっと傍聴の方々も増えてくるだろうと思いま

すし、議会が注目をされてくるのではないかと思うのですけれども、そういうことは考えられているのかどうかお聞かせください。

**○久保田区議会事務局長** 本会議の中継は、庁舎であれば、3階の戸籍住民課の客だまりのところで大きいモニターにて放送してございます。また、インターネット中継等に関しましても、以前からインターネット中継を、パソコンで見ることができましたが、昨年だったと思うのですけれども、スマートフォンやタブレット端末でも議会の本会議中継が見られるように、議会改革の一環として取組んで実現をしたところでございます。

そうした意味で、いろいろ幅広く傍聴ができるような環境整備は着実に進めているところでございます。

**○たけうち委員長** 次に、渡辺委員。

**○渡辺委員** 115ページ、高齢者クラブ支援事業、127ページ、空き家の利活用、この2点で伺わせてもらいます。

まず高齢者のほうからです。テレビ番組の引用なのですが、「シルバー」、この語源、名称の由来は何かというと、これはNHKの「チョコちゃんに叱られる！」という番組で昨年やっていたテーマで、私はもちろんそれまで知らなかったのですが、これだけシルバーだとかシニアという言葉が定着してすごいなど、これを質問するわけではないのですが、チョコちゃんが、高齢者の皆さんのことを「シルバー」と言うのはなぜと、そうすると、当時の国鉄の旅客サービスの中で、敬老の日に高齢者のためのサービスは何だろうとアイデアを募集した。そして、せめて座席の色だけでも変えて実行しようと。1973年9月15日、敬老の日にシルバーシートが誕生した、これがテレビ番組でやったのです。名称のことで伺いたいのですが、高齢者クラブの現状の課題として、加入が伸び悩んでいるやに聞きます。そして、ここ二、三年もそうですが、連合会の役員やその他地区会でも加入促進をものすごく役員を中心に頑張っておられるという現状かと思えます。

そこで、ネーミングの話が1つ地域課題として聞いています。NGなことといいますか、こう言ってほしくない名称は、私が聞いた範囲で多かったのが、「老人」、「高齢者」、特に「後期」がつくと嫌だとおっしゃっているのです。これは多分皆さんもいろいろな場面で聞き及んでいるのではないかと思います。逆に、せめてということで、ベストではないけれども、「シニア」とか、先ほどの「シルバー」、こういう事業名だとか、場所の名前になっていないと、自分はそのに行きたくないと思ってしまうと、このようなことを何回か聞いたことがあります。まずこのネーミングの工夫が区の裁量でどれだけできるのかはありますが、まずネーミングに対してお考えを教えてください。

それとあと、高齢者クラブにおける会員加入の促進について現状どのようなことが課題になっているのか、主な点でいいので、まず教えてください。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 高齢者クラブに関するお尋ねを2点ほどいただいたかと思えます。

まず1点目のネーミングについてでございますが、確かに私どものほうにも、新しい名前を考えてみてもいいのではないかといったお声をお寄せいただくことがあることは事実です。ただ一方で、長年親しんでいるというので、変えたいのはやまやまだけれども、長年親しんでいて、これだけ地域に、皆様に定着をしている名前なので、それはそれで大事にしていきたいというお声もいただくというところもあるのかと思っております。

それと、加入に関する動向でございますが、委員おっしゃられたように、どこのクラブも、これはもう品川区に限ったことではないかもしれませんが、特に若いシニアの方をどう呼び込むかというところ

は、皆さん、共通の課題として持っていらっしゃるというふうに伺っております。

**○渡辺委員** 多分、加入促進は品川だけの話ではなくて、本当に全国的な課題だと思われま。この中で、では、品川の今の施策のいいところは、「チャレンジ」というキーワードで、ぜひとも取組んでもらいたいという思いで伺っていきます。

まず、ではなぜ入っていただけないのだろう。この辺を本当に今、ふだんから接せられている所管の方々、現場の方は、肌感覚であると思うのです。それは、なぜだろうという調査を大きくかけることはあったのか。それとも、今後、少しは考えていくのか。

なぜかという、やはり今、大変になっている課題は、現場の方、特に高齢者クラブの役員は、高齢で、なおかつボランティアである。これではやはり限界があると思うのです。では、それをどう支えていくかという点では、ここは加入促進をミッションとして、外部委託といいますか、コンサルも含めて、専門家の力をここは1回借りてもいいのではないかという思いです。それが結果的に職員ですとか地元役員、会の支援につながるのではないかと。私どもが素人でも考えられるのは、おそらく世代間ギャップ、60代の方と80代の方でのギャップ、これをどう考えているか。これも具体的な事例もあると思うのです。あるいは活動のメニュー、今、輪投げなどもはやりですが、カラオケなどでも前にそういう事例がこの委員会でもあったと思いますが、やはり演歌一辺倒ではなくて、60代の方は当たり前のようにサザンやユーミンを聞いている。この違いをどうメニューとして提供していくか。あるいは、やはり広報、イメージ戦略も含めて広報することによって、では、自分も参加してみよう、あるいは、先ほどのように現状の高齢者クラブの形態ではないものも生み出せるかもしれない。それはいろいろなチャレンジだと思われまますが、この辺を総じて、まずどう分析していくか。大規模な意向調査などがあってもいいのではないかという点と、今後の展開として、現在の枠組みからどう発展していくか。この辺のストーリーを所管としてどう考えているか教えてください。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 高齢者クラブのさまざまなことに関してのお尋ねをいただきました。

今、私ども所管として実感しているところは、やはり私ども、基本的には、各高齢者クラブ連合会の役員の皆様と接することが一番多くございます。その中で、連合会の中には幾つかの部会がございまして、その中に若手の方を対象にした部会もございまして。その中で、まずはその部会でいただくご意見を一番に尊重させていただいているところでございます。それに対して事務局として、どういうお手伝い、サポートができるか、こういったものをまず一番に考えているところでございます。

委員からご提案いただきましたアンケート調査を含む大規模なもの、例えば外部の力を借りた調査、アンケートにつきましては、また連合会の役員の皆様とも相談をさせていただきながら検討してまいりたいと思っております。

**○渡辺委員** 今の体制は変わらずでいいのです。ただ、今、軸である役員の方々、地域の方の負担を減らしていく、その意味で行政がすべきこと、あるいは事業者の活用という意味で聞きましたのご検討ください。

続きまして、空き家の利活用を伺いたいと思います。

まず、プレス発表等でも空き家ホットラインの拡充とありました。これまで実施して来た中で、相談件数を年間だとか月別のといったおおむねで構いません、相談の件数があつて、どのような方が相談があつて、その主な内容や傾向を教えてください。

それとあと、第1回目の調査のときですか、品川区全体の空き家の状況、この辺が最新の情報だと、どのような形なのか。というのは、おそらくそのときの対象があつて、調査をしたときに区分があつた

と思うのです。丸きり不明なもの、連絡がついたけれども管理不十分なもの、あるいは、その中でも印象に残っていたのが、公的な活用に対してオーナーが前向きにいてもらえる。この辺の区分の特徴を、まず最新のものとして教えてください。

**○森住宅課長** 空き家ホットライン等への空き家に関する問い合わせについてですけれども、現在、空き家ホットラインと区への直接の問い合わせを合わせますと281件のご相談をいただいているところです。基本的には、多いのが、お隣の、あるいは近隣の空き家に生えている草木が伸びてしまって困っているというようなお話が多いです。それに対しては管理促進の通知を送ったりという形をしながら対応しているところでございます。

また、ご相談の内容の中には、ほかに相続で困っているところがありますとか、あるいは、税金についてどうしたらいいですかというふうな、今後空き家を管理する上で必要なことのご相談が幾つか寄せられているところでございます。

今の空き家の現状でありますけれども、2月末現在ですが、780戸の空き家を確認しているところでございます。不適正な空き家としましては111戸を確認しております、こちらにつきましては、順次、所有者を調べながら通知を出して改善をお願いしているところでございます。

また、有効活用についてのご意見でございますが、前年、アンケート調査をした結果は、10件ほど活用の意向がある、情報提供がほしいという形で伺っております。また今年度も実施をしております、その中では合計12件が空き家について何かしらの情報提供を欲しいというふうに言われているところでございます。

**○渡辺委員** まず、相談件数、これまで受けた280件という総数も、私が考えているよりかなり多いです。やはり次年度拡充すべき事業なのかという裏づけにもなるのではないのでしょうか。

そして、空き家は、これも品川だけの話ではなく、やはり全国的な、あるいは都市部ならではの課題もあるかと思えます。要は、訳ありだから空き家になっているわけですね。その訳ありというくくりの中では、解決が難しい事例として品川区の中では現状何が一番多いのだろう。あるいは、私ら素人だと、戸建ては見た目で見える、でも、どういうカウントになっているかわからないですが、やはり集合住宅は今、品川区も6割を超えるぐらいかと思われま。集合住宅、マンションの中での空き家の定義づけといたしますか、この辺の状況把握をどう捉えているか。どこかではたどり着くとは思うので、ぜひその辺の現状報告、捉え方といたしますか、それを教えてください。

それと、年々、状況が変わっていくものだと思うのです。増えるといいますか、そういう中では継続した調査といたしますか、どのように考えられているのか教えてください。

**○森住宅課長** まず、不適正な管理、あるいは管理がなかなかないところについての状況でございますが、品川区の特徴としまして、やはり木密地域が広がっているというものもございまして、接道条件がきちんとしていないことが特徴としてはあるのかなというふうに思っています。

それから、管理の促進の通知を出しても、こちらからご連絡してもなかなか対応していただけない。無関心といってしまうか、空き家そのままになってしまっは困るのだということがなかなか啓発できていないというところもあるかと思えます。

それから、例えば相続ですと、そういった通知を送って初めて自分が相続していたことに気づいたという方もおられます。そういうところが特徴かと思っております。

それから、集合住宅につきましては、空き家等対策の推進に関する法律、あるいは条例の中では、集合住宅が丸々あいたときには空き家としてカウントするというようになっておりますので、空き室につ

いては空き家等対策の推進に関する法律、条例の中では直接的には対応していないというところがございます。ただ、住宅土地統計調査の中では、2万6,000の空き家、空き室がある。ほとんどが空き室というふうに国の調査ではなっておりますので、そういった部分も含めて、あるいはマンションのこれからの適正管理という部分を含めて対応していかなければいけないものかと考えております。

それから、継続した調査というお話でございますが、空き家ホットラインの委託の中で、追跡調査を毎年かけてございます。その中で居住が確認されたものであったり、管理が不十分なものもそのままであったり、あるいは、除却されたものであったりというところを調査しているところでございます。

**○渡辺委員** それぞれの最新情報をありがとうございます。特に集合住宅、マンション等も、今聞いて、なるほどと。ますますこれはニーズが高くなっていくと思います。

昨日も公明党の塚本委員から国のほうでの除票の保存期間延長に関する質疑があったかと思えます。戸籍の中で土地の相続登記の義務化、あるいは所有者不明土地問題での法改正、これは大体時期が見込めることになっておりました。除票等の取り扱いは、我が会派でも強く要望しているところなので、空き家対策も関連して聞いていくと、やはり品川ならではの特別チーム、対応するチームの編成などが、特に専門業、士業の力を借りて、登記の義務化、あるいは管理する、それは専門性が大事になってきます。これはすぐではないにせよ、空き家からの関連で、やはりプロジェクトチームが必要かと思えますが、その辺のお考えを最後に伺って終わります。

**○森住宅課長** まず、除籍等のことでございますけれども、当然、空き家法の中で固定資産税台帳とか、その他、税にかかわるものを含めて、所有者の特定がそれを使ってできるようになってございます。そういった中で判明していくことも多くございますので、その中の1つの情報として、除票の期間が延びることは空き家問題にとっても重要かと考えております。

それから、所有者不明土地問題についてですけれども、基本的にそういった情報ではほ今まで空き家の持ち主がわからないというようなところはなく、追っていく必要はあるのですが、大抵はどこかにたどり着くというようなところでございますけれども、そういった情報も含めて、所有者特定は進めたいと思っています。

それから、士業の力も借りてというお話がございました。空き家の情報公開サイトもやっておりますので、その中でいろいろ連携してまいりたいと思います。

**○たけうち委員長** 次に、あくつ委員。

**○あくつ委員** 139ページ、ふるさと納税寄附金、次に129ページ、都支出金、教育費補助金から、学校施設トイレ整備支援事業補助金、103ページ、129ページ、国と都からのいじめ防止対策事業補助金について、3点お伺いしたいと思います。

まず1つ目のふるさと納税寄附金ですけれども、今回、「しあわせ食卓事業」が新規で始まるということになりました。非常にネーミングがいい響きだなと思うのですが、会派といたしましても、2017年から、子ども食堂を補完し、子ども食堂に行けないようなさまざまな事情を持ったご家庭に、アウトリーチしていくための、ひとり親世帯や低所得のお子さんたちに、そういうお子さんたちがいる世帯、困難を抱えた世帯に対して、直接食料品等を送付するような事業をずっと求めてきたのですけれども、ここに来て、ガバメントクラウドファンディングを利用した初の、これについても要望していたのですけれども、この仕組みを使いこういう事業が形になったということで評価をしたいと思えます。

事業の確認をさせていただきたいと思えます。プレス発表にも載っているのですが、この「しあわせ

食卓事業」は、どのような内容なのか、どのような家庭が対象で、誰が支援を行い、支援をする食料品等はどうか調達をして、どのように配達をされるのか。また、いつから申し込みを行うのか。そして、これは第4回定例会でもやったのですが、ガバメントクラウドファンディングというものは一体どういうものなのか、それについて簡単にお答えいただければと思います。

**○廣田子ども家庭支援課長** まず最初に、どのような内容であるかというお尋ねですけれども、まだ完璧なものというふうには考えておりませんで、子ども食堂で、これまで支援をしていったのですけれども、それでは及ばない部分について、これから支援を始めるというところです。まず最初に手をつけるのは、ひとり親家庭で低所得の方に、フードバンクが大田区との区界にあるのですけれども、こちらで配布していただける食品、もう既に活動は始まっておりまして、月に3回、決まった日に行かないと受けとれないということで、受領が困難な方がいらっしゃるところを情報としていただいたので、代理受領をして届けてあげるとのことやろうとしております。

スキームとしましては、当初は有償ボランティアの方を使いまして、代理受領をしお家までお届けをするということをやっているのですけれども、今後、発展的なこととしては、企業や地域の方に協力をしていただいて届けていただくというところを考えております。ですので、ひとり親の現況届等にて6月から8月に周知を行い、準備が整い次第スタートということで考えてございます。

申し込みについては、品川区社会福祉協議会等と協力して品川ボランティアセンターを使ってやる予定でおります。

**○品川財政課長** ガバメントクラウドファンディングでございますが、ふるさと納税のサイトを利用しまして、基本的にふるさと納税は各自治体で、自治体に寄附をして商品をもろうというような仕組みになっていますが、最近ふるさと納税のサイトの中で、それぞれ各自治体が事業を載せておりまして、そういったものに寄附をしていくというような方法でございます。

**○あくつ委員** ガバメントクラウドファンディング、これはふるさとチョイスという一番大きなふるさと納税のサイトの運営会社が発明した概念というか、これは商標も取っている概念で造語です。これを今後活用しようというお話も午前中にありましたけれども、こうしたものの中で、例えば、以前ご紹介をしたような文京区の「こども宅食」であるとか、その発展形の佐賀県の宅食サービスであるとか、そういったものも今、サイトに載っています。その中で品川区の「しあわせ食卓事業」をこれから載せていくということなのでけれども、埋没をしないようにということで、この2つに関しては、目標金額を既にクリアしていて、300万円よりも非常に多い金額を集めているという状況にありますので、ぜひうまい工夫をして載せていただければというところがあります。

この件についてはいろいろ聞きたいのですけれども、時間がないので民生費でやりたいと思います。

次に、これは毎年やらせていただいておりますが、トイレの洋式化について確認をさせていただきたいと思います。

2年前ですけれども、その間もいろいろ質疑もあったのですが、2年前の平成29年度の予算特別委員会の中の総括質問の中で確認をさせていただいたときには、学校トイレの総数が2,357で、洋式化率が63.4%、23区の中でも、東京都の中でも非常に高い数字でした。7年前、私が初めてトイレの洋式化を求める質問をしたときには53.3%でしたので、7年間で約10%洋式化が進んでいるということで、これはすばらしいことだと思っております。

答弁の中では、毎年4校程度、改修工事を行って、費用は約2億円ぐらい毎年かけて改修を行っていて、そのときの質問から2年が経ちましたけれども、現在のトイレの総数、また、和式、洋式の比率、

そして平成31年度において、今、計上されているものが執行された場合の洋式化率について教えてください。

**○有馬庶務課長** 学校トイレの洋式化でございます。平成30年度末で、校舎における便所の数は2,552となっておりますが、体育館、プールも全部含めた合計で申し上げますと、総数は2,934でございます。そのうち洋式のトイレが2,078ということで、70.8%となっているものでございます。

平成31年度につきましても、小学校5校、中学校1校で洋式化を進める予定でございますが、これが全て終了しますと、洋式化は75.0%に達する見込みでございます。

**○あくつ委員** 来年度末までいけば75%に達するというところで、非常に進んでいるのかというところでございます。私どもの会派としましては、区民、利用者からの洋式化のニーズが非常に高いということは、まず第一なのですけれども、災害の際、特に首都直下地震を想定して避難所機能の重要性を考えたときには、洋式化を進めるべきではないか、そういうことを見通してまいりました。以前の質問において文科省からのトイレの状況調査に対する教育委員会のご回答をもとに質問させていただいて、教育次長からは90%以上、洋式化するというご回答をいただいております。今後も目標の達成に向かって着実かつ迅速に学校トイレの洋式化を進めていただきたいと思います。最後に確認をさせていただきます。

**○有馬庶務課長** トイレの洋式化につきましては、先日も役員・校長会で意見交換をさせていただきました。基本的には、洋式化の流れを推進していくほうがいいだろうという意見が出ましたので、90%というのは一定の目安として置いておきながら進めていきたいと思っております。

**○あくつ委員** 次に、いじめ防止対策事業補助金から、スクールロイヤーについて関連して質問をさせていただきます。

スクールロイヤー、直訳すれば「学校内弁護士」というふうに訳されることもあるようですが、いじめとか虐待等、法律的問題を予防・対応するために学校をサポートする弁護士ということになっていきます。

先日、千葉県で小学校4年の女子児童が父親に虐待されてお亡くなりになった事件がありました。これは各種、議会質問で取り上げられていますけれども、そのいじめに関する学校アンケート、「お父さんに暴力を受けています、助けてください」というアンケートを、教育委員会が親に渡してしまったということが大きく報道されてきました。その渡してしまった理由については、市は教育委員会は恐怖感に屈した部分が多かった。一時保護に納得できない、訴訟も辞さないというような怒りを静めるために、恐怖感から出してしまった部分が多かったと説明をしています。担当者は、最終的には精神的に追い詰められて、やむにやまれず出してしまったというのが正直なところという発言をしています。

これは、本当にとんでもない話であって、絶対にあってはならない話なのですが、品川区の教育委員会ではないとは信じますけれども、品川区の教育委員会、これは虐待事案、いじめの項目で虐待の話もあれなのですが、いじめと虐待に対応するスクールロイヤーということで、品川区の教育委員会が、今、司法、特に弁護士とのご関係について、どのような関係性を保っておられるのかお伺いしたいと思います。

**○有馬庶務課長** 現在、教育委員会では、教育訟務員という形で教育委員会の非常勤職員という位置づけで弁護士資格を有している方を任用してございます。人数は1名でございます。

**○大関教育総合支援センター長** その弁護士とは別に、品川区いじめ対策委員会では、弁護士に委員

として入っていただきまして、学期に1回程度、さまざまな学校問題、特にいじめ対策を中心とした取り組み等についてご報告申し上げる中でアドバイスをいただいています。

**○あくつ委員** 教育訟務員として1名、そしていじめ対策委員会に1名ということで、2名の方が関与をされていらっしゃる。

先日も文教委員会で報告がありましたけれども、いじめの訴訟の和解の中で、対応された弁護士というのは、そちらの弁護士でよろしかったどうか確認をさせてください。

それともう1つ、続けて質問してしまいますけれども、そのお二人の役割を教えてください。

**○有馬庶務課長** 教育訟務員の役割ですけれども、職務内容といたしましては、教育行政に関する法律相談および品川区教育委員会に関する訴訟事件の調査でございます。

過日ありましたいじめ裁判にかかわっては、こちらの教育訟務員に携わっていただいたところでございます。

**○大関教育総合支援センター長** いじめ対策委員会には、学識経験者として、弁護士のほか、福祉、心理、学校教育に関する学識経験者に委員を委嘱させていただいておりまして、いじめ対策委員会の弁護士は、重大事案が万が一起ってしまった場合には、その際に立ち上がる調査委員会の委員にもなるという位置づけでございますので、公平な第三者の立場から、しっかりとご判断いただく立場に携わっていただいております。

**○あくつ委員** 実は、冒頭に申し上げたスクールロイヤーという制度ですけれども、品川区はお二人の方が携わられていて、最初の教育訟務員を非常勤職員として任用されているということで、学校の校長先生や職員の方から、例えば保護者もしくは外部との交渉の中で司法的な判断を求められたときに、ご相談を受けるというのは、多分その方だと思うのですが、いじめ対策委員会はちょっとまた別だと思うのですけれども、そういう相談が例えば年に何件あるのかとか、そういうことについてお伺いしたいと思います。

時間がないので話をしてしまいますけれども、実は江東区では、スクールロイヤー制度を来年度予算に計上されている。今年度、昨年から港区ではスクールロイヤー制度を導入しています。冒頭申し上げたような虐待事案、いじめ事案の中で、さまざまな司法的判断を求められることが増えている中で、どうしても弁護士の関与が必要だということで、常駐をするのではなく、学校ごとに担当の弁護士を決めて、そこで何かあれば、学校の先生、校長先生や教職員がすぐに相談体制を組める。また、必要があれば弁護士に来ていただいて、毅然とした対応をとっていただける、このような体制を組んでいる。23区では来年度を含めれば2区が始めるというところがあります。

こういったことに対して、本区の教育委員会が、いますぐこれを取り入れるというのは、まだまだ早いのかなと、早いということもないのかもしれませんが、まだまだこれから研究していくことなのかと思うのですけれども、このあたりについての認識、司法的教育への関与について、ご見解を伺いたいと思います。

**○有馬庶務課長** 現在の教育訟務員の教育委員会および学校とのかかわりということでございますけれども、基本的には、昨年度、大きな事案としては3件ぐらいありまして、そのうち十数回やりとりしたということは、今、把握しております。これは全て教育委員会と直接ということでございますけれども、学校が直接、教育訟務員に相談に行っているかどうか正式な数はつかんでおりませんが、まずは基本的には学校は教育総合支援センターに相談に行って、そこで交通整理をして、その後、教育訟務員に行くのだったらそこに行く。現状は、学校から直接すぐ相談に行っているという例は少ないので

はないかと感じております。

今後は、ブロック別にするとか、そういったところは他区のことも見ながらということになりますけれども、現状は、1名の中での運用を考えていきたいと思っております。

**○たけうち委員長** 次に、のだて委員。

**○のだて委員** 私からは、95ページと、123ページの戸越公園駅周辺地区再開発事業、戸越五丁目19番地区について、また、75ページの自転車駐車場使用料について質問します。

今回、国から社会資本整備総合交付金として約3,270万円、都から都市計画交付金として810万円、補助金として見ると、区からも出ますので、合計すると約6,540万円が戸越公園駅前の五丁目19番地区に投入されるということになりますけれども、今回のこの補助金、前回から約2倍弱に増えていますけれども、この理由を伺います。

**○東野まちづくり立体化担当課長** 戸越五丁目19番地区再開発事業に係る補助金についてのお問い合わせでございます。

こちらは平成31年度の補助金につきましては、現在進められております再開発計画のうち、権利変換計画の作成費、それから建築設計費に当たる部分でございます。

平成30年度の補助金につきましては、こちらの権利変換作成費が組合設立後に作成するものになりますので、その分の差額といたしますか、平成30年度と平成31年度を比して差が出ているものでございます。

**○のだて委員** 今のご説明は、設計費の部分の補助金が増えたということで、約2倍に増えたということよろしいでしょうか。それを確認させていただきたいと思えます。

また、この計画には、総事業費146億円のうち、補助金等は約32億円、総事業費の22%にもなります。これまでは1つの計画当たり約2割程度だったかと思えますけれども、補助率が2割を超えた理由を伺います。

**○東野まちづくり立体化担当課長** 設計費の部分が平成31年度に新たに追加となりますので、その部分が増えていることに間違いございません。

それから、全体の補助金の総額が2割を超えているという部分でございます。こちらの再開発事業の補助金に当たる部分につきましては、事業計画作成費のほか、建物の共同施設整備に係る費用等々にかかるものでございまして、補助対象事業費をあらかじめ算出してございます。こちらの約3分の2に当たる部分が補助金の支出となります。

**○のだて委員** なぜ補助率が2割を超えたかをお聞きしました。これまでは10何%とか2割弱ぐらいだったと思うのですが、この計画で2割を超えた理由をお聞きしたいので、ご答弁をお願いいたします。

**○東野まちづくり立体化担当課長** 再開発事業につきましては、その再開発事業の規模等によりまして補助金の総事業費に係る率が変わってくるものということになります。

こちら、戸越五丁目19番地区の再開発事業につきましては、こちらの補助金については適正に算出しているものでございます。

**○のだて委員** 規模に応じ全体の率が変わるということでしたので、今回の戸越五丁目19番地区というのは、敷地面積が0.3ヘクタールで、非常に小さいものになりますけれども、規模が小さくなると補助率が上がるということでしょうか。

**○東野まちづくり立体化担当課長** 敷地面積に占める割合という部分も一定程度関係してくるかと思

います。敷地面積に占める部分のいわゆる公共施設という部分の割合については、やはり敷地が狭くなる部分については、その部分が高くなるというようなことが傾向としてはあるかと思われま

**○のだて委員** わかりました。この計画には、私はこの間、たびたびこの町にふさわしくないということによって言ってきましたけれども、私の行ったアンケート調査で同様の声が寄せられています。この戸越公園駅前に23階建て、85mの超高層は駅周辺の町にふさわしいと思いますかという質問に、ふさわしくないという方が71%答えています。こうした区民の声を区はどのように受けとめているのでしょうか。私は、超高層再開発はやめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。この19番地の計画の方針だったと思いますが、町に調和したものにするというものもありました。区は、この計画が町に調和してふさわしいと思っているのか伺います。

**○東野まちづくり立体化担当課長** アンケートについてでございますが、まずはどういった方を対象にしているのかは、私どもで把握しているところではございませんが、こちらの再開発事業につきましては、住民の皆様みずから、地権者の皆様みずからが発意をもって自分たちでこのマンションといえますか、再開発事業をやっていきたいと思いますところで計画しているものでございますので、区としてはそれを支援するものでございます。

また、町にふさわしくないということでございますけれども、一定程度の高さという部分では、戸越の町はマンション等がある地域でございますので、そういった面では、もしかしたらふさわしくない部分もあるかもしれません。ただ、それについては今後の町の全体の計画の中で皆様のご意見を聞きながらつくっていくものだと私どもは考えているところでございます。

**○のだて委員** アンケートに寄せられた声を紹介いたしますけれども、長い時間をかけて作られたこの土地に合った町並みや商店街から、どこへ行っても同じような感じになり、本当にもったいないと思います。また、超高層マンションは、ビル風がひどく、日照が邪魔され、暗い生活になってしまう。長年にわたり健康被害になりやすいという声も寄せられています。先ほど答弁もありましたけれども、ふさわしくない部分もあるということでした。そういったときに、ぜひ区のほうで計画を変更していく、ふさわしくなるようにしていく必要があると思いますけれども、私はこの超高層再開発は税金投入をやめていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○東野まちづくり立体化担当課長** まちづくりにつきましては、住んでいる方々がどう考えていくかという部分が一番大切になってくるかと思えます。先ほどもお話しさせていただきました権利者みずからこの町に必要なという基盤整備をもとに、この再開発を計画しているものでございます。

このまちづくりにおける調和という部分につきましては、景観形成といったものも含めまして、区も指導していきたいと考えてございます。

**○のだて委員** ぜひ景観形成も指導していくということであれば、この23階建ての超高層をやめるようにということによっていただきたいと思いますけれども、この間、再開発によって地域の絆が壊れるということも指摘してきました。昨年の第4回定例会では、再開発で住民がばらばらになってしまうのに、なぜ絆が深まるのかという質問に、お互いの理解を深めるということで、そういったことが進むという答弁がありました。また地権者が可能な限り、その場所にとどまれるよう、地元では話し合いが進められているという答弁でした。理解が深まるというのは、まちづくり協議会に来ている人だけのことなのではないでしょうか。そもそも借家やお店を借りている方は、賃料が上がるなど、残ることはできません。また、地権者が残れるよう話しているということですが、現在の状況と、借家人についてはどうなっているのか、本当に残れるのか伺います。

**○東野まちづくり立体化担当課長** 再開発により絆が壊されるということでございますけれども、こちらは議会のほうでも答弁させていただいたとおり、地域の絆という部分につきましては、まちづくりをしていく中で地域の皆さんが考えていく、そういう中で、よりこの町がどういう形で今後発展していくだろうか、ふさわしい町になっていくだろうかという話し合いが持たれるというところで絆が深まってくるというように考えてございます。

また、借家人、賃貸借人のところでございますけれども、再開発組合が借家人、賃貸借人につきましても、再開発事業を進めるに当たっては説明会を行ってございますので、区としては、その推移を見守ってまいりたいと思います。

**○のだて委員** 借家人については説明会を行うということでしたが、つまりは、残れるのか残れないのか、私は残れないと思いますけれども、伺いたいと思います。

また、部屋を実際に借りている方からもお話を伺いましたけれども、引っ越し先を探しているということで、品川区では難しく他自治体で探しているということでした。結局、住民はばらばらになって絆を深めるどころではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○東野まちづくり立体化担当課長** 借家人が残れるか残れないかという部分でございますけれども、今後、オーナーとの話し合いになってくるかと思えます。一定の賃料は今までもかかっているものがございますので、今後、再開発ビルに入居する方につきましては、一定の賃料が今後もかかってくるものだと考えてございます。

**○のだて委員** 賃料がかかるのは当然だと思いますが、結局は残れないと思います。

それから駐輪場についても伺ってまいります。

戸越公園駅周辺では、今お話ししてきました19番地のところですか、ほかのところでも再開発などが進められようとしておりますけれども、戸越公園駅の現在の駐輪場利用状況、3年程度の増減の傾向などを伺います。

**○古郡交通安全担当課長** 戸越公園駅の駐輪場の利用状況ですが、戸越公園駅第1は106台ありますが、平成27年については73.5%、平成28年については68.8%、平成29年については70.3%、本年度については66.2%で、おおむね70%程度の状況で推移をしているところでございます。

戸越公園駅第2については、平成27年が32.1%、平成28年が26.5%、平成29年は44.1%ということで、本年度については51.7%で、おおむね50%程度で推移しているところでございます。

**○のだて委員** そうすると、大体一定で変動は緩やかだということかと思えますけれども、戸越公園の駅周辺では、駅前にマクドナルド、コンビニがあるわけですが、その道の両側に自転車がとても多くとめられています。そのため障害者の方ですか、お年寄りなどは、危険な状況に置かれているのではないかと思いますけれども、この状況が危険だと思っているのか、改善していくべきだと思いますけれども、そういった中で、この自転車の駐輪の使用料は、今、1日150円ということになっておりますが、これを短時間の利用は無料にして、また利用料も下げていくことで、放置自転車の解消にもつながってくると思いますけれども、いかがでしょうか。

**○古郡交通安全担当課長** まず、危険な状況につきましては、区では放置禁止の指定区域がございますので、撤去活動を実施していきたいと考えております。

無料化、無料時間の設定ですが、区営の駐輪場については、通勤・通学を目的とした利用ということ

で、無料時間を設定した場合については、買い物の利用が増大するなど、通勤・通学の目的の方が利用できない可能性があるということで、現在のところ考えてはおりません。

**○のたて委員** 近隣の自治体でも、一定時間の無料は導入されております。港区では2時間無料、目黒区では1時間無料、大田区では無料制のところもありますので、品川区でできないことはないということで、その考えを改めていただいて、短時間利用ができるようにしていただきたいと思います。

**○たけうち委員長** 次に、大沢委員。

**○大沢委員** 153ページの歩行者用観光案内標識設置支援助成金、それと48ページの特別区民税、これは税金のことではなくて、人口流入について伺いたいと思います。

まず、153ページですけれども、ピクトグラムについてのお話を伺いたいと思います。最近、ピクトグラムの見直しをしていると、1964年当時と比べて外国人の価値観の多様化によって、ピクトグラムの見方も変わってきているため、その見直しをしようということで、ピクトグラムの練り直しの作業が行われているやに聞いておりますけれども、これは品川区の中で2020年に向けたピクトグラムの取り扱いを、今、どのように行おうとしているのか、あるいは、もう行っているのか教えていただきたいと思います。

**○中元広報広聴課長** 品川区では、国や東京都から出されます指針に応じまして、区としての指針、マニュアル等を改定していくということで対応させていただいております。

**○大沢委員** 2020年に向けた対応を既にされているという認識でよろしいでしょうか。

**○中元広報広聴課長** 東京都のほうで2020年に向けた対応をなされたものが公式に出ましたら、それに応じて対応させていただいております。平成29年度のところで一度対応をさせていただいております。今後また出てまいりましたら、それに応じて早急に対応してまいりたいと考えてございます。

**○大沢委員** そもそもピクトグラム自体が1964年の東京オリンピックで使ったということで、当時、やはり英語に対する日本人の饒舌さというか、あまり詳しくできなくて、意思疎通のためにピクトグラムが発達した、あるいは使われたというふう聞いておりますが、あれから何年ですか、かなりたっていますね。今、品川区内でもまさに国際化に向けた取組み、英語少し通じます商店街、あるいは町場の方たちが、インバウンドに向けた英語に対する取組み、そういう意味で言えば、かつてのピクトグラムの利用方法と、これから行われるだろう利用方法がおのずと違ってくるのは当然だと思います。

このところでピクトグラムの位置づけについて伺いたいと思いますけれども、今、そのような区の見直し、英語でコミュニケーションを交わすことができるようにする取組みが行われておりますけれども、先ほど、課長がおっしゃったように、都からの依頼に基づいて、ピクトグラムを掲示をしていくのか、あるいは、区民の英語力の向上のために、あえてそのところを必要最小限にしていくのか、そこら辺の考え方を教えてください。

**○中元広報広聴課長** どちらかと申し上げますと、やはり品川区だけのことではございませんので、やはり都内全体並びに全国的にも統一的なものが必要かと思っておりますので、やはり英語の向上というところもあるかもしれませんが、区といたしましては、やはりいらしたお客様が混乱しないようにということで、ピクトグラムの共通化を図っていくような形で取組んでまいりたいと考えてございます。

**○大沢委員** そうすると、ピクトグラムと英語力の向上に向けて、2つの取組みを同時進行で行っていく、このような考えでよろしいですかね。

**○中元広報広聴課長** 現在も既に町の各課で所管しておりますサインの表示につきましては、英語表記等も併記しているところでございますので、各課、2020年に向けて計画的に始めているところで

ございますので、今後ともその中で行ってまいりたいというところでございます。

**○大沢委員** ピクトグラムを取り扱う我々の能力、要は、英語のスキルですけれども、ピクトグラムに関して、今度、おそらく質問が出てくると思うのですけれども、そこらのところを補完する手段として、やはり区民の方の英語力の向上が不可欠なものだと思います。あまりピクトグラム自体が親切過ぎてしまうと、かえって英語力の向上に水を差すのではないかというふうに私は感じるのですけれども、そこはどのようなふうにお考えになりますでしょうか。

**○中元広報広聴課長** ピクトグラムが表示されているのは、本当に街区表示板ですとか、一部のものですので、それだけで区民の方の英語力の向上を妨げるものになるとは考えていないところでございます。

**○大沢委員** 決して勉強のツールではないのですけれども、意外と言語というのは困って初めて身につくものだと思います。私は、提案を投げかけているわけでありまして。要は、ピクトグラムが間近にあって、外国の方が聞く、聞かれて困って自分の少ないながらも語彙力でその人に説明をする。ほんの小さい一コマかもしれないけれども、それが1つ1つ区民の方の英語力につながってくるのではないかという意味で質問させていただきましたので、課長のおっしゃっていることは十分に理解はできますので、その部分を汲みとっていただきながら、この質問を聞いていただきたいと思います。

次へいきます。区民税が増えているということですから、これは人口が流入しています。かつて江戸初期においては、人口密集度が一番で、ロンドンなどよりも江戸のほうが多かったということでもあります。今は、女性、そしてファミリー層、そしてまた高所得者という現代の流入のトレンドが見られる。江戸時代においては、やはり地方の農家の方たち、次男坊、三男坊が華のお江戸に入ってきて、町民層あるいは農民層を構成したというようなところがある。その中で人口密度の中で生まれた江戸のしぐさという部分もあったのだと思いますけれども、人口が集中すれば、人、物、金が集中するということは、さまざまな部分で効率をよくすることでありまして。この効率がよくなったという部分で、格段に地方との距離が、交通手段が非常に便利になるわけであるから、非常に地方と都心が身近になったという部分があると思うのですけれども、そこで伺いたいのは、品川区内にさまざまな福祉でも教育でも、いろいろな分野で、中には福祉かもしれないのですけれども、そういう施設を、交通手段の利便性のよさによって補完できないのかということをお考えしております。幾つかのベッドを買い上げる取組みをしているというふうには聞いておりますけれども、関東近県と品川区との施設のやりとりで品川区の不足する部分を補完できるものなのかどうか、さまざまな規制があるとは思っているのですけれども、そういうことは可能だと思うのですけれども、可能にするにはどうしたらいいのか教えてください。

**○柏原企画調整課長** 地方との施設ニーズの補完ということでございます。1つ方法としては、今、委員のご紹介がありましたように、交通の便が非常によくなっているというところもありますので、交通の要衝の地である品川、そういったところを生かすと、そういう移動手段が確保されますので、そういったところでの施設を利活用するということは、いろいろな自治体との関係において、それは可能であると思います。ただ一方で、例えば福祉の面ですと、住みなれた土地に住み続けたいという思いが強い方もいらっしゃると思いますので、そういったところの兼ね合いを見ながらということではありますけれども、ニーズという行政需要を満たすため、そういった必要性は考えられるところではあります。いろいろな地方、関係の都市等ございますので、そういった状況を見ながら、検討の1つであろうというふうには思っております。

**○たけうち委員長** 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、75ページ、12款1目の情報公開手数料、109ページ、14款、障害者施策推進包括補助金、118ページ、同じく14款5目、土木費補助金について伺います。

最初に、情報公開手数料です。情報公開について、非公開や一部公開だった場合、不服申立てから審議会に至るまでの手順が示されるべきではと主張してまいりました。広報広聴課で、紙ベースの手順のチャート表をつくってくださったということで、中身について確認させていただきました。ちゃんとできていたのですけれども、もう少し工夫の余地はあるかと思ったので、意見を言わせていただきました。

今後の情報公開請求に対して、非公開決定や一部公開決定が出された方には、全てこの手順が示されると考えてよいのか説明をしてください。

それから、ぜひホームページ上の掲載を考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。現在は、ホームページでは、不服申立てがあったときは公正な審査を確保するために設置された品川区情報公開等審議会の審議申立てを経て審査請求に対する採決・決定を行いますとあります。品川・生活者ネットワークは、苦情申立てについて第三者機関の設置を求めています。情報公開に関してはちゃんと第三者的な審議会があるわけで、これは評価します。だったら、どのようにして審議会での審議に至るかが明記されていないこのホームページ上の記載はとても残念で、不十分と考えますが、ホームページ上の掲載について見解をあわせて伺います。

○中元広報広聴課長 委員おっしゃいました手順のところでございますが、紙ベースのものを今後とも申請された方に対してお渡しをしてまいりたいと思っているところでございます。

2点目のホームページへの記載でございますが、現在、審査請求の流れというものを紙ベースで作り、職員にも職員ポータル電子掲示板等で周知したものと同一ようなものを、そちらにも掲載をさせていただくということでやらせていただいております。

○吉田委員 今、チャートみたいなものが出ているのですけれども、審議会に至るまでと書いてありましたか。審議会に至るところまで、ぜひそこまでを書いていただきたいのですが、その点について再度お願いします。

○中元広報広聴課長 近々に出させていただきますが、審査請求書の提出に始まりまして、弁明書の提出、反論書の提出、審議会への諮問、審議会からの答申、採決というところまでをチャートにさせていただきます。それを掲載させていただきます。

○吉田委員 わかりました。さっきご紹介した文章とちょっと離れたところに出ていたのか、だから認識ができなかったと思います。これについては確認させていただきました。皆さんにちゃんと知らせていただきたいというふうに思います。

次に、情報公開の件数の数え方について伺います。

品川・生活者ネットワークは、情報公開手数料は無料であるべきと主張しております。ただ、現在は有料なので、それを前提とすると、件数をどのように考えるかが大きな問題になります。品川区の情報公開条例では、一番下の備考のところに、『「件名」とは、決定、供覧その他これらに準ずる手続を一にするものをいい』とあります。1件名を1件数とすることと理解をします。

例えば、何かについて会議の議論の過程がわかる記録一式と請求したときには、その会議の議事録とともに、提供された資料もあわせて1件となるとこの文章からは読みとれるのですけれども、その理解でいいでしょうか。

以前、品川・生活者ネットワークが区立保育園の事故報告書について、保育園から上がってくる報告書1つにつき1件と数えられて、何十万円かかりますよと言われて、開示請求を断念した経緯がありま

す。事故報告書については、その後、改善していただいているので、話を蒸し返すようで申しわけないのですが、改善前であっても、この考え方でいったら、件数としては1件ではないのかというふうに思うのですが、その点について見解を伺います。

**○中元広報広聴課長** カウントの仕方には、条例上では、「件名とは」という委員ご紹介いただいた記載でしかなく、解釈が分かれるところが出てしまっているのかなという受けとめでございます。

会議録等で、例えば議事録等をその日1日分を課長まで供覧したものであれば、それはそれで1件なのですが、ただ、それについている資料をその前段階で作成していると推測されます。その資料をつくったときに、1度決定をとっているのです、それで先ほど事例に出されたものとは別々ですという判断をされたのではないかと考えているところでございます。

**○吉田委員** 数え方について、本当にこれだと解釈が分かれるかなという表記です。それについて、現在、私たちが感じるの、部署によって数え方が違います。それは区民として納得しがたいものがあるので、ここでは出してくれたのに、こちらではすごく何件にも数えられたと。そういうことがないように、ぜひ統一した見解を持っていただきたいと思います。基本は、情報公開手数料を無料にすれば、この問題は起きません。東京都はもう無料にしておりますので、その辺もあわせて、ぜひそちらの方向でいっていただけたらいいかというふうに思います。

それから、障害者施策推進包括補助金から伺います。

この充当事業の中に、地域生活支援事業が含まれております。その中に重症心身障害児者のレスパイト事業が含まれています。今までレスパイト事業について何回か質問させていただきましたが、ピッコロで行われているレスパイト事業と、在宅レスパイト事業、両方について、現在の利用状況を教えてください。

**○松山障害者福祉課長** 在宅レスパイト事業についてでございますけれども、こちらは訪問型が伸びている状況でございます。訪問看護ステーションからの訪問型が非常に需要が高く、やはりそちらの伸びが多うございます。

**○吉田委員** 前に質問したときも、やっぱり訪問看護型の利用が伸びているというお答えでした。それで、もう1つの介護士の派遣型がなかなか伸びないということだったのですが、前に伺ったときに、在宅レスパイト事業について、使いたいだけでも、どこにも通っていないことが条件だと言われて使えなかったという当事者のお声を紹介しました。それで、条件の緩和について、今後の課題にすることだったのですが、訪問看護型を必要とする方は、多分ほかに通うところがない。だけど、介護型を必要とする方は、ほかにも通っていて、でも、使いたいのだなというふうに思うのです。このどこにも通えていないことが条件というのですけれども、要綱からは読みとれないのです。要綱にないような規制はすべきではないと考えるのですが、その点について見解を伺います。

**○松山障害者福祉課長** 確かに要綱の文言からは非常に読みとりにくいということがございますので、運用上の課題として、障害者福祉課では捉えております。お困りの方がいらっしやらないような形で運用を図っていきたいと思っておりますので、今後、整理いたしまして、検討してまいりたいと思っております。

**○吉田委員** 要綱にないような規制がされるというのはいかがなものかと思っておりますので、その辺はぜひ利用者のお声を汲みとる形でお願いします。

時間がないので確認だけさせていただきます。区市町村居住支援協議会活動支援補助金についてです。昨年の予算特別委員会で、福祉部の視点では、これの取組みが難しそうだったので、土木費の住環境改善

促進施策の一環として視点を持ち得ないのかと質問をしました。このたび、住宅課として支援をしていくということで理解してよろしいでしょうか。

**○森住宅課長** 来年度から具体的に住宅確保要配慮者に対して、利用機会を充実して支援を続けてまいりたいと考えてございます。

**○たけうち委員長** 次に、高橋しんじ委員。

**○高橋（し）委員** 54ページの歳入、特別区財政調整交付金についてお伺いたします。

先日、都区財政調整協議がまとまるというニュースがありました。さまざまなことが話し合われて、2月20日に2019年都区財政調整協議会の議事録が特別区長会ホームページで公開されました。さまざま載っていたのですが、その中で、児童相談所関連経費についてという項目があり、それについては議論が前進させられなかったというふうなことがあります。また、見解が一致しなかったという文言もありました。昨年3月3日に目黒区で5歳の女の子が亡くなった、二度と起こしてはならないというお話の中で、先日また起きてしまった。大変痛ましいことで、児童相談所の役割の重要性はますます高まっていくと思います。

この財政調整協議の中で、児童相談所関連経費については、この協議会で協議されたと思いますが、区側の主張と、それに対する東京都側の主張について、ご説明いただきたいと思います。

**○品川財政課長** 財調の協議の中で、児童相談所に関連する部分でございます。基本的に区側としましては、財政調整需要額のほうに算定した上で、移管される事務の規模に応じた配分割合の変更を要望しておりましたが、都側は、やはり一部の区が自主的な意向に基づき進めている点とか、特別区が等しく行うべき事務は慎重に検討される必要があると。それから、配分割合の有無についても、現段階では議論できる状況ではないというような形で、この件に関しては少し平行線というような状況になってございます。

**○高橋（し）委員** 今お話しいただいたように、特別区が等しく行うべき事務という解釈について、地方自治法の解釈で区側と都側が、いわゆる解釈論争と申しますか、そういう状況になり、進展しないという状況になっていると思います。

私は、今お話があったように、区側の主張は当然正当で整合性があるというふうに思っております。そのような中で、今のような前進しないというような状況がある中で、区民の皆様の視点で考えた中で、このような課題を何とか乗り越えなければいけないというふうに思います。さまざまな児相移管について問題がある中、最も見通しが立っていないというのが施設整備や運営経費など、今お話があった財源の問題だと思います。このような状況の中、このお話を伺うと、東京都は頑なに拒んでいるかのような印象を受けるのですが、今後、区長会としては、どのような対応をしていくのでしょうか。平成32年には3区が開設する予定になっているということは、平成31年度中に平成32年度の話も出てくるかと思いますが、お伺いします。

**○品川財政課長** 今後のことでございますが、来年度の財調の交渉につきましては、同様に配分率の変更について、それから、算定される部分の計上部分について検討していく予定でございます。財政需要額について、算出根拠もまだ少し定まっていないということで、この辺も詰めていかなければいけないというところがございます。

それから、一部費用に関しては、今年度もそうですけれども、各自治体で特別交付金で対応するというような形で、今のところ、申請は出しているのですが、実際にこの辺のところはどのようにつくかというところは、現在のところは未定でございます。

○高橋（し）委員 対応について、今、お話しいただきました。平成32年開設予定の世田谷、荒川、葛飾などでは、着々と進められているわけですがけれども、世田谷区では、17、18、19の3年で16億円かかっていると、特定財源は0.7億円で、開設してからの運営費は、単年度で25.2億円かかるだろうというふうに昨年試算しております。他区と同様に、品川区も22年の開設に向けて準備を進めているというふうに伺っています。大変な課題がある中、懸命に進められていると伺っております。

そういう状況で、品川区は、これは歳出になってしまいますからお答えいただけないと思いますが、開設までの経費がどれぐらいかかっていると試算されているのでしょうか。

また、世田谷区のように、児童相談所の規模が違うのであれですがけれども、1年間でどれくらいという、そのような試算をもしされていたら教えてください。そして、現実問題として、都区の協議がどうなるかは置いておいて、現実的に進めていかなければいけないですが、東京都とのこのようなすれ違いの中、どのように開設準備を進めていかれるのでしょうか。

○品川財政課長 現段階でかかる費用につきましては、今年度も区のほうで特別交付金というような形で財調に申請をしております。これがどのような方向でつくかというところがわかりませんが、額は現在申し上げられないところはありますが、特別交付金というような形で申請をしているというような状況でございます。

○高橋（し）委員 特別交付金を申請されているというところでした。今後にかかる経費等については、また機会を改めて伺いたいと思います。

配分割合などについても、保健所や清掃が23区に移管されたときは、これは財調のほうに来た。あるいは、認証保育所についても、保育所から財調のほうにという形で移っているわけでありまして。つまり、配分割合がこのままの中で児童相談所のことを55%の中でやるというのではなくて、その配分割合を変えるという区の主張は当然のことだというふうに思っております。そして、今、お話しいただいたように、今後の進め方については、当面は特別交付金でやらなければいけないというところなのですが、改めてまだ開設まで日にちがあって経費がかかっている中で、先ほどの特別交付金のこともそうですが、区の見込みとしては、どのような形で、区の持ち出しで22年まで相当抱えていかなければいけないのですが、そのあたりの通しについてはいかがでしょうか。

○品川財政課長 今年度、特別交付金で費用として申請しているのが、約1,000万円というような形になってございます。

それから、今年度、児童相談所の設計費等を予算計上しております。それ以後の見込みにつきましては、現在検討中ということで、金額は定かではありません。

○高橋（し）委員 品川区でも、平成30年、平成31年で1億512万円という形で、実施設計でも数千万円かかっております。今お話しがあったように、おそらく見込みを立ててはいらっしゃるのでしょうかけれども、今後にかかる費用負担について、やはり都と区の協議を行い進めていただきたいと思うのですが、子どもたちの命を守る、そのために私たち大人ができることはやらなければいけないという思いがあり、進められていると思います。それと同時に財源の問題を解決しなければいけないのですが、最後に、改めて、都区の協議の中で区の主張を何とか通していこうというような決意といいますか、区側の強い主張を求めますが、それについていかがでしょうか。

○品川財政課長 来年度も財調交渉の中で、まず担当者間でも意見を出していきながら、部長会、それから区長会も通じて、東京都に意思を伝えていきたいと考えてございます。

○たけうち委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は、11款分担金及び負担金の中で、民生費負担金、保育園保育料関係、それと、14款都支出金、都補助金、これも保育関係です。それから13款国庫支出金の学校施設整備費、それから時間があれば、15款財産収入についてお聞きしたいと思います。

最初に、保育関係です。品川区の保育料、多子軽減実施状況と、国の制度の考え方との違いを教えてください。

それから、国庫支出金は学校関係です。学校は今、大分改築なさっている中で、改築の順番という変なのですけれども、それをどのように考えていくか、基準的なものを教えていただきたいと思います。

○佐藤保育課長 区が進める幼児教育の無償化の考え方でございますが、3歳から5歳児に関しては、原則、全員無償ということと、0から2歳児に関しましては、住民税非課税世帯が無償というところでございます。

現在、品川区では、それ以上に一般財源のほうで保護者の負担の軽減を図っているところでございます。

具体的には、住民税非課税以下、区民税均等割の世帯に関しましても、多子にかかわらず、全員無償にしているところでございまして、また一方で、区民税の所得割ありの世帯に関しましても、未就学児だけではなく、小学校3年生までを上限として、多子を判定しておりまして、保護者の負担の軽減を図っております。

○有馬庶務課長 学校改築をどういうふうを選定しているかということだと思います。順番ということで、全てに順序をつけているわけではございません。毎年1校ずつのペースで行っているわけですが、それを選定するに当たっては、いわゆる築年数ですとか、学校の現状、いわゆる老朽度の関係、それから就学人口の動向、あるいは地域バランス、こういったものを総合的に判断して学校改築校を選定しているところでございます。

○鈴木（真）委員 保育の関係です。保育所の関係で、東京都が今年度の予算の中で、もう少し制度を変えていくというふうに出てきていました。卒業してからでいいのか、小学校全体でいいような話になってくると思うのですが、これも決定はしていないから、区のほうでも何とも言いようがないところだと思うのですけれども、ただ、5年間限定と出ていたと思います。この辺を区として、もし都の制度ができたときに、どういうふうを考えていくのか、その辺の考え方を教えてください。

それから、学校関係です。改築校について調べたのですけれども、芳水小学校、城南小学校、後地小学校は工事中、それから鮫浜小学校、浜川小学校、第四日野小学校、浜川中学校、源氏前小学校とこれだけ出てきました。前に学校の建築の年次一覧を調べてみたことがあるのですけれども、順番的に言うと、耐用年数的なものもお話があったと思うのですけれども、古い学校がまだ残っていると思うのですが、その辺はどう考えておられますか。

○佐藤保育課長 幼児教育無償化にかかわりまして、都が補助金を交付するというご質問だと思います。都の今現在のスキームですけれども、国が行う無償化の対象外の世帯に対して補助金を全額もしくは半額、5年間限定で補助するというもので、要は、多子軽減を撤廃するという考え方になっております。予算額としては13億円を見込んでおりますので、都内自治体の数で単純に割っても、各自自治体2,000万円ぐらいの歳入が見込めるというところですよ。

区といたしましては、今現在、小学校1年生から小学校3年生までは区の独自で軽減しておりますので、この部分は確実に対象になります。今現在のスキームですともらえると思っておりますので、こち

らに関しては補助金をいただきたいと思っています。

それ以外に対して、都の補助金とあわせて全てを撤廃するかについては、今後も詳細を見極めて判断していきたいと考えております。

**○有馬庶務課長** 基本的に、まず建築年度ということで、老朽化が進んでいるのではないかとこのころで一定程度見ます。ただ、校舎がその後に別棟ができたとかというようなこともありますので、その校舎が全体的にどういう状況にあるかということを見ます。

それからもう1つは、比較すると、若干校舎は新しいかもしれないけれども、就学人口増に、今対応していかなければ受け入れが難しいだろうということは、若干逆転してそちらを先に手をつけるというようなこともあるというようなことをございます。

**○鈴木（真）委員** 多子軽減についてです。品川区がもし全部撤廃した場合に、負担がどのくらい増額になるのか、その辺はまだ計算していないのか、もし計算してあれば教えてもらえればと思います。

補助金をもらったとしても、さっき言った5年間限定になったときに、多分5年の間でまた変わっていくこともあるかもしれないですけども、その5年の負担を考えた場合、区としてどういうふうにやっていくのか、その辺を教えてください。

それから、今、学校を選ぶときに、学校の年数的なものと同時に、これから先、どういうふうに学校が改築されていくのかというのは、選択にあたり1つのポイントになってくると思います。古い学校がある程度、どのくらいの時期にというのは公表できないものなのですか。入学してから工事をやりますと言われると、やっぱり親御さん、子どもたちにとっても先が見えない段階での選択になりますね。その辺がちょっと気になるのと、それから、品川地区でも非常にマンションが増えて、人口が過密化している、そういう学校も出てきます。城南小学校は建て替えをしていますけれども、もうすでに足りなくなっていくのではないかとこのような心配もこれからされてくると思いますし、その近隣の学校もこれから就学人口増になるのか、敷地が狭い学校もありますけれども、その辺をどう考えているか教えてください。

**○佐藤保育課長** 都の補助金の概算ですけれども、今現在、在園している世帯をベースにシミュレーションをかけましたところ、財源として保護者負担の分担金・負担金は1,600万円程度減になります。一方で、都の補助金は3,200万円ぐらい入ってくるのかなというところで、区にとっては大きい財源になるだろうというところです。

問題の5年間限定というところは、例えば、多子軽減を撤廃した場合に、成人で働いている方でも、長男であれば、それは多子と見るので、それは多子軽減なのかという議論もあると思いますので、いろいろ分析して考えたいと思います。

**○有馬庶務課長** 確かに入学してすぐ改築になってしまうというところのお知らせがなかなか前もってできていないというところは心苦しい点であると思っています。本来であれば、何年か前に計画を出し、何年か先に改築なりますよというご案内ができれば、こちらもそれがいいと思うのですけれども、最近、1年もたたないうちに就学人口が変わってしまい、間に合わないのではないかとこのようなことも今起こっていますので、その辺が落ち着いてくれば、ある程度、そういったことも考えていきたいというふうには思っています。なるべく早めの公表について検討していきたいと思います。

**○鈴木（真）委員** それぞれわかりました。学校のほうは、前はよく言われていた小学校が工事に入ったときに中学校は重ならないようにしたいという場面があったのか、うまくぶつからないようにやっていただきたいと、その辺、児童生徒がうまく使えるようにやっていただきたいと思います。

もう1点確認したかったのが、財産収入、ここからちょうど見える劇団四季です。たしか今年で借地期限が切れるのではないかと思っているのですが、地域の方も、やはりいろいろ気にしています。大井町にせつかくこれだけ人が来て、なかなかどこまで区内に還元されているかということはありませんけれども、公演スケジュールも「ライオンキング」が6月までしかスケジュールが出ていない。「キャッツ」のほうは12月まで劇団四季のホームページに出ている。その辺、区は今どう考えているのか教えてください。

**○立木経理課長** 劇団四季の四季劇場の土地の貸し付けの件でございますけれども、今年の7月14日で10年間の定期借地契約が終了いたします。劇団四季のほうから要望がございまして、平成33年（2021年）11月30日まで延長するという公正証書を取り交わす予定でございます。

**○鈴木（真）委員** わかりました。地域の方も賛成している話だと思っておりますし、大井町の拠点になるということもありますので、ぜひ続けてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○たけうち委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時21分休憩

○午後3時35分再開

**○たけうち委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。塚本委員。

**○塚本委員** 私からは、107ページ、成年後見制度経費、129ページ、部活動指導員配置経費補助金、139ページ、公共施設整備基金繰入金、これは主に図書館について伺いたいと思います。

初めに、品川の成年後見人制度についてですが、これは、本当に全国に法整備されるような形で、品川から非常にすばらしいワンストップで社協において採用されているという制度でございますけれども、これまで質疑の中で、大体毎年40件から50件、これぐらいの実績があつて、後見人を必要とする人は、今後もニーズは増加していくのだという予測というようなことでの答弁を過去の議事録等では確認をさせていただいております。

そこで、まずこういった年ごとの実績とか、今後の後見人を必要とする人数の増加、この見方に関して、現状で特に間違いないかの確認と、それから、被後見人と、後見人候補となるような方のバランスというか、被後見人に対して後見人候補が十分にいらっしゃるというような状況にあるのか、はたまたその逆であるのかというような状況についてお伺いしたいと思います。

**○大串福祉計画課長** 成年後見に関してのご質問でございます。委員ご指摘のように、例えば直近3年間で申し上げますと、平成27年度が50件の区長申立、平成28年度は36件、平成29年度は54件ということで、ご親族等々がいらっしゃる高齢者の方にとりかわりまして、区長申立ということで家庭裁判所に申立を行い、成年後見制度を活用しているという方がこういった数字、手続きの流れになっているところでございます。やはりそれぐらいの数の方が毎年出るといったところです。

また、今後高齢者が増えていくといった中では、こういった制度を活用される方も増えていくだろうということは予測をしているところでございます。

その被後見人に対する後見人というところでございます。こちらにつきましては、社協が後見人といった形をつく。また、それ以外にも市民後見人の会ですとか、そういった方がついでいただいているといったところです。また、NPOであったり、あるいは信用金庫で後見人のサポートをいただいているといったところで、今のところ、需給のバランスといったところについては、一定程度、バラン

スがとれているというふうに考えています。ただ、今後、先ほど申し上げましたように、被後見人の数が増えていく中では、受け皿である後見人の数を増やしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

**○塚本委員** 主に市民後見人養成講座とか、こういったことを実施されて後見人候補の養成にも力を入れられていると思いますけれども、後見人を決定していく手続きというところで、社会福祉協議会のホームページなどを見ると、品川成年後見センターが受任する場合と、司法書士とかの他団体が受任する場合に分かれています。この分かれる場合、どちらに行くのかというのはどういう話し合いというか、本人の後見人の見解とか、傾向とかあるのかわかりませんが、そのところをお伺いしたいと思います。

**○大串福祉計画課長** 後見の受任の仕方といったところになろうかと思えます。基本的には、被後見人を取り巻いている状況が複雑なケース、こういった場合についてはやはり社協が後見人を担うケースが多々ございます。また、それ以外の身上保護といったところを中心になってきた場合につきましては、市民後見人の会ですとか、それ以外のNPO、こういったところをお願いをするケースが多くなっておりまして、また、その際には社協が後見監督人という形でサポートする、そういった体制をとっております。これが今のところの大きな流れになっているところでございます。

**○塚本委員** そこで、どちらが後見人として決まっていくのかみたいなどころです。ある種の最適化というか、そういったところについて、今までずっと延々と築き上げられてきた歴史というか実績があって、高い評価も得ているところだと思いますけれども、その点についての今後の展望を最後にお伺いしたいと思います。

**○大串福祉計画課長** 先ほども申し上げましたように、社協、品川成年後見センターのほうで受け持っていていただくケース、これは複雑なものが多くなっているといったところをお話をさせていただきました。それ以外、身上保護が中心になってくるようなケースもやはり多くなってきております。そうした中では、まさに市民後見人養成講座ですとか、そういった研修等々で新しい受け皿を用意させていただいています。そこで経験を積まれた方も多くなってきているといったところで、徐々にですけれども、複雑なケースもお願いできるような状況になってきているというふうに思います。まずは受け皿をつくること、また、そうした中でケースに応じた形で品川成年後見センター、社協、あるいはその他の団体とのバランスを考えながら、後見制度の活用を今後とも図っていききたいというふうに考えているところでございます。

**○塚本委員** 次に、129ページの部活動指導員配置経費補助金ですけれども、先日、中学校の子どもたちを持っている方とか、高校生とかとお話しする機会がありまして、品川区、特に中学校だと思えますけれども、部活について、もっと子どもたちがやりがいを持てるというか、活性化という言葉が適切かどうかわかりませんが、もっと一生懸命励みになるようにやってもらえないのだろうかという、そのようなもっともっと頑張れるような部活になれないのだろうか、このようなお話を伺いました。先ほど、3月ですか、運動部の在り方に関する総合的なガイドライン、これは主に運動部ですけれども、運動部に限らず、例えば吹奏楽であれば、いろいろなコンクールとかもありますし、文化系のもも含めて、今、学校は申請があれば有償で外部指導員を招聘しているというか、そういう方を活用されているという中で、こういった父兄の声について、区としてどのような考えをお持ちになるかというところと、外部指導員の活用状況についてお伺いしたいと思います。

**○大関教育総合支援センター長** 部活動に関するお尋ねでございますが、各学校の教員は異動もござ

いますので、専門種目がどうしても限られてくるケースがこれまでございました。そういった場合に、地域でスポーツ競技に関する得意な方を外部指導員として学校にご協力いただく取組みをこれまでも充実させていったところでございます。

今回、教員の働き方改革も、これは日本全体で動いている流れに乗りまして、品川におきましても、試験的でございますが、部活動指導員として教員にかわって大会の引率もできる新たな職を次年度位置づけたいというふうに考えておりますので、さまざまな形で地域の方、あるいは、部活動指導の経験のある方等も含めまして、部活動の充実を進めたいと考えております。

**○塚本委員** 今、ご答弁にもありました来年度4月からの新年度予算において、外部指導員が引率もできるということで、学校間の大会とか、学校間の練習試合とか、そういうものにも対応することができるところで、試験的に導入がされていくということなのだと思いますけれども、こういうところの人材として、どういう人を想定していて、部活動をどのように位置づけるのか。ご答弁にも絡むのですが、私が気にしているのは、部活動のさっきの総合的なガイドラインでも、教育的な視点を学校の部活動としては持つということと、競技として実力を伸ばすというような専門的な、技術的なというか、そういう部分と両方がある種求められてくるのかと思います。働き方改革ということから出発している話かと思いますが、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

**○大関教育総合支援センター長** 部活動指導員に関しましては、スポーツに関する専門性があるにこしたことはないのですが、それよりも、やはり学校教育の一部としてしっかりと服務のこと、あるいは生徒の発達段階に応じた科学的な指導、あるいは観戦、生活指導、生徒指導に関して教員、担任、あるいは学年の教員などしっかりと情報共有しながら、学校の一員として活動していただくことを重視する必要がありますので、今述べましたような内容をしっかりと研修でも位置づけまして運用したいと考えております。

**○塚本委員** もう少し話を進めたいところもあるのですが、時間がないので、またこれは改めてという形にしたいと思います。

次に、139ページ、公共施設整備基金繰入金の中で、特に図書館の老朽化を少し耳にすることがございます。図書館によってということかもしれませんが、老朽化、築年数等はどのような現状になっているのか教えてください。

**○横山品川図書館長** 図書館の築年数についてのお尋ねでございます。品川図書館は昭和38年改築で、平成7年に新装オープンしている状況ほか、地区館につきましては、昭和の40年代のものがかなり多いような状況になっておりますので、築年数については40年以上のものが大半を占めております。

**○塚本委員** 今、図書館では、認知症カフェとかもやられていて、この前の文教委員会でしたけれども、事務事業の評価みたいところで継続性があるということで大事な事業というような評価になっていたと思うのですが、こういったことを今後展開していく、ニーズが高いという中で展開していくとしていった場合に、高齢化に対応した施設整備とか、そういったことも今後出てくるかと思いません。具体的に言えば、源氏前図書館などは2階にあって、そこに高齢者の方が上がっていくのは大変にご苦労があるということで、利用者からのいろいろな声が届いているかと思うのですが、こういった中で、今後、図書館の整備、あるいは老朽化に対する対応と申しますか、こういったことについてしっかりと計画を持って対応していく時期かとも思っておりますけれども、そこについてのお考えをお伺いしたいと思います。

**○横山品川図書館長** 老朽化についてのお尋ねでございます。先ほどお尋ねのエレベーターについま

しては、地区図書館のうち、源氏前図書館と二葉図書館についてはエレベーターがつけられない状況がございまして、こちらにつきましては、インターフォンでお呼び出しいただいて、スタッフが介助が必要な方に対してサポートするような体制をとってございます。

しかしながら、老朽化については早急に対応しなければいけないということは自覚しておりまして、そちらにつきましては、地区図書館のほとんどが複合施設でございますので、それぞれの所管課と協議を始めなければいけないということで、具体的に昨年度から検討を始めている状況でございます。計画が実際にできましたときに、1つずつ具体化させていただきたいと思っております。

**○塚本委員** 今ご答弁いただいたところで、大変に前向きだと思いますけれども、しっかりと計画を練って、早急な対応ができれば、区民の皆さんの今のご要望におこたえいただくようお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○たけうち委員長** 次に、鈴木ひろ子委員。

**○鈴木（ひ）委員** 85ページ、105ページになりますけれども、障害者自立支援給付費についてお伺いしたいと思います。

補装具については、自立支援給付で全国一律の制度ということになってはいますが、視覚障害者のための補装具で盲人安全つえがあると思います。同時に品川区では、障害者福祉のしおりでも、その他の日常生活の援助ということで、社協が窓口になって交付される白杖があると思います。これはどういうふうに使分けしていくのか。それから、補装具としての盲人安全つえというのは、住民税非課税世帯でも自己負担となるのか。また、歩いていてよく自転車にぶつけられたり、物にぶつかったり、人にぶつかったりということで白杖が折れて、どういうふうに給付がされるかという相談がよくあるのですが、補装具として給付されてそういう形で折れた場合は、何年間は再給付できないということがあるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

**○松山障害者福祉課長** 3点ご質問をいただきました。まず、社協で支給される白杖と補装具のほうの杖のお尋ねでございます。社協で給付されるものにつきましては、一般的な杖という形状でございます。補装具の場合は、T字杖ですとか、その方のお体の状況に合わせた杖を多種多様に用意してございます。

2点目でございますけれども、非課税でも負担がかかるのかというご質問だったと思っておりますが、非課税の場合は、ご負担いただくことはございません。

それから白杖の再支給のことですけれども、告示でこちらの耐用年数は5年間として決められておりますが、どうしても著しい破損をした場合につきましては、再支給を行ってございます。

**○鈴木（ひ）委員** 社協の窓口の白杖も、かなりの方が使われていると思うのですが、白杖の交付は、そういう補装具がありながら、社協で白杖の交付をする理由というか、目的はどういうものなのかということと、それからあと、社協での白杖交付にかかる財源は、品川区のほうから出ているのか、それとも社協で出しているのか、窓口だけが社協ということになっているのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思っております。

それから、社協は5年間は再交付できませんということに書かれているのですが、この5年間再交付ができない理由についてもお聞かせください。

**○松山障害者福祉課長** 社協の白杖交付についてのお尋ねでございます。まず、社協の窓口で行っておりますのは、区が委託しているものでございます。

財源としては、区の地域生活支援事業の社会参加支援事業から区が独自で負担しているものでござい

ます。

目的といたしましては、肢体不自由の方、視覚障害の日常生活の利便性と社会参加を促して、福祉の増進に寄与するというものが目的でございます。

次に、社協において5年間は再支給がないのかというお尋ねについてでございますが、5年間というのは告示の耐用年数に合わせておまして、社協の場合は完全に無償で支給しているものでございますので、多くの人に行き渡るように、こちらは再支給しておりません。ただし、補装具の場合につきましては、きちんとその方のご事情に合わせてつくるということなので、社協の再交付がなければ、補装具のほうの支給で対応しております。

**○鈴木（ひ）委員** 私、社協のほうがこういう地域生活支援事業ということであれば、ぜひ5年間は再交付が受けられないというこれを改善していただきたいと思うのです。これも多分、5,000円程度だと思うのです。視覚障害の方にとっては、白杖は本当に命綱ですし、白杖なしには外出できないという状況ですので、社協の白杖で十分足りるといえるか、それで十分大丈夫だという方もたくさんいらっしゃると思うのです。そういう方については、品川区の財源で出しているということであれば、5年間の制限をなくしていただきたいと思うのですけれども、それが1点です。

それと、視覚障害の方は白杖なしでは歩けないので、私は予備を持つというところまで支援していただきたいと思います。杖が折れて使えないにもかかわらず、杖交付のために区役所に行ったり、社協に行ったり、また業者まで行ったりというふうなところで大変苦勞されていますので、そのところをぜひ予備を持つところまで支援をしていただきたい。2点、お願いします。

**○松山障害者福祉課長** 5年間再支給しないことの改善ということでございますけれども、杖に関しては、今のところ、根拠としているのが国の告示でございます。社協による杖で対応できない場合は、きめ細かな形で、補装具のほうで対応はさせていただいておりますので、今のところ社協での再支給は考えておりません。

次に、予備杖を持つことへの支援ということでございますが、確かに安心材料ということなのかもしれませんが、お体の状態は常に変化しておりますので、区といたしましては、その方のお体の状況に合わせてドクターがきちんと判断して、ご本人に合った杖を使用していただき、安全に努めていただきたいと思っております。

**○鈴木（ひ）委員** 補装具のほうでも著しい破損があった場合は認められるということですので、多くの場合、本人が悪いのではなくて、周りの方からぶつけられたりとかという形で折られる場合がほとんどなのです。そういう点では、視覚障害者の方に責任を求めるのではなくて、ぜひ5年間の制限をなくしていただくということでご検討いただきたいということで、強く要望させていただきたいと思っております。

もう1つですけれども、次は重度訪問介護について伺いたいと思います。

最も手厚い支援が求められている方ですけれども、今回、支給決定基準の見直しが厚生委員会で報告がありまして、4月から施行されるということで大変期待しているところです。

ただ、重度訪問介護の場合が、現在、支援区分4の方が1カ月248時間、6の方で言えば310時間、1人当たりの月額サービス料ということでなっているにもかかわらず、実態は東京都の資料を見て私もびっくりしたのですけれども、1カ月125.5時間ということで、これは1日4.1時間で、23区で最も少ない時間数になっているのです。隣の大田区は382時間で1日12.5時間、世田谷区でも376時間で、品川区の3倍以上の時間数が支給されているわけです。三多摩まで入れた全都の平均

でも273時間ということで1日9時間、品川区の2倍出ているのです。なぜ品川区の重度訪問介護が23区で最も少ない、これほど少ない状況になったのか。また、支給決定の見直しもされたことで、今後どう変わっていくのか。時間を増やしてほしいと求められたときには増やすことができるのか伺いたいと思います。

**○松山障害者福祉課長** まず、他区と比べて本区の重度訪問介護の支給の時間数が低いということについてでございますけれども、品川区としましても、他区と同じように、ご本人の状態を相談支援員が訪問してご本人から聞き取り、適切なケアマネジメントのもと、ご本人にサインをいただきまして、サービス等利用計画、それから、どういうサービスが必要かということ聞き取ったものを書面で区に提出されております。そちらにはご本人のサインがきちんと書かれているものでございます。それに基づいて、区としては、適切であるということで、支給決定を行っているということでございます。

次に、支給決定の見直し後の対応ということについてでございますけれども、今回、改正した要綱の基準につきましては、地域拠点相談支援センターに周知を行っております。相談時間を増やしてとの要望につきましては、それぞれの地域拠点相談支援センターの相談員に伝えていただき、相談員とご本人がきちんと話をしていただいて、どのようなケアプランをつくるのかということで、ご本人の同意を得たものが再提出されるという仕組みになっておりますので、これまでと仕組みについては変わるものではございません。

**○鈴木（ひ）委員** 私は、品川区が、本当に全都の平均よりも半分以下ですから、これだけ低い実態になっているというのは、構造的な問題があると思うのです。

というのも、私が相談を受けた方は、やっぱり支援区分6の重度の方であっても、1日8時間までですと、こういうことでずっと言われ続けて、なかなか増やしてほしいという要望を出しても増やしてもらえなかったという状況でもあるのです。そういうところを今度は、多分、そういうふうな制限が区としてなくなっていくので、増えていくのではないかというふうなことをすごく期待しているわけですが、障害があっても、障害を感じなくて済むまでの、そういう支援が必要だと言われているときに、整備率だけではなくて、品川区はサービスの部分でも本当に最低というふうな状況になっておりますので、そこら辺のところを、品川区も相談支援のところしっかりと希望を聞いてやってくださいというふうなことを徹底していただきたいというのがあります。

それから、東京都障害者施策推進協議会の議事録を読んだのですけれども、そこで言われているのは、地域間格差があることが問題ではないかということ言われているのです。もう1つは人材確保と人材育成、この2つが大きな問題だと言われているのですけれども、私はそういう点では、品川区が明らかに整備率だけではなくてサービス量もさまざまなのです。さまざま本当に最低レベルという状況になっているので、品川区だから受けられないというふうなことは、ぜひともなくしていただきたいですし、また、今年度から始まった福祉計画の中にも、PDCAサイクルの中でこれをしっかりと盛り込んだ形で見直しを進めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○松山障害者福祉課長** 品川区の時間数についての対応ということでございます。こちらは地域拠点相談支援センターの相談員がきちんとご本人の希望を聞いて、希望に沿った生活ができるよう、障害者に寄り添った相談を今後とも丁寧に進めてまいります。地域間格差ということでございますけれども、品川区内のどの相談員もそれができるよう、きちんと指導してまいりたいと思っております。

障害者福祉計画の部分についてでございますけれども、こちらは来年度、きちんとアンケートをとりまして進めていきます。

○たけうち委員長 次、本多委員。

○本多委員 147ページの特別区競馬組合配分金について、153ページの東京都競馬株式配当配分金について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

説明では、特別区競馬組合配分金については、対前年10.9%の増という説明をいただきました。この両方につきまして、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○米田総務課長 特別区競馬組合配分金でございますけれども、こちらにつきましては、1号、それから5号、6号配分金等がございます。1号につきましては、競馬場の所在区ということで3億円が払われているもので、これは品川区においては毎年収入として得るものでございます。その他、5号、6号といたしましては、地方競馬の南関東の場外発売の売得金額に一定の比率、あるいは中央競馬の場外発売の売得金額に一定の比率を掛けたものということで配分がございます。それから、周辺整備補助金ということで100万円。それから、一番大きなものですが、競馬の事業の利益に応じた各区への配分金という特別区分配金がございます。こちらにつきましては、平成31年度は、平成30年度に比べまして5,000万円増の1億5,000万円が各区に配分される見込みになっておりまして、こちらについて品川区でも見込んであるものでございます。

○立木経理課長 東京都競馬株式配分金でございますけれども、こちらの株式を区が持っている分の年2回受ける配当金の合計額になってございます。15万9,832株持っております。配分金は1株当たり15円、その2回分ということでこちらの金額を計上させていただいております。

○本多委員 数字の上で伸びているので、本当に歓迎するところです。

大井競馬場について質問させていただくのですが、もし運営について入ってしまったら、区としてお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

売得金額が対前年102%伸びている。その前の年は109%伸びているということで、本当に順調に伸びているなど感じるのですが、大井競馬場は昭和25年から特別区に認可され開催し始めまして、昭和61年から日本初の夜間開催「トゥインクルレース」が開催されて、今日までさまざまな取組みがされてきました。日本の競馬界を代表するハイセイコーもデビュー戦は大井競馬場だったということで、非常に歴史を感じます。

昨年の12月7日に、「スマイルシティ・しながわデー」が実施されました。この日のレースは12競走あったうち、そのうちの11レースに品川の魅力を発信するレース名が名づけられました。メインレースの「スマイルシティ・しながわ」のほかに、例えば「品川区水辺千本桜賞」とか、こうした取組みについて、今後の区という立場からの考え方について教えてください。

○米田総務課長 昨年からスマイルシティ・しながわデーということでの1日品川の日というようなことで、特別区競馬組合と協議いたしまして実施をさせていただいております。それまでは、東京メトロポリタンウィークということで、23区の宣伝事業ということで、1週間から2週間かけて23区のPRということだったのですが、こちらの事業が1週間に縮小となりました。そのかわり、品川区を大々的に売り出す日を1日設けていただけるということで、冬の時期になってしまうのですが、特別区競馬組合と協議をいたしまして、その日を1日品川区の宣伝にも資するような日ということで、レース名を含め、あるいはイベントに関しても品川区のゆかりの方々のステージだったりとか、しながわ水族館と連携したさまざまな催しをやりまして、メインレースでは、区長ならびに議長にご出席いただきまして、表彰式にも参加していただき、品川土産等を贈呈している、このような取組みでございます。

**○本多委員** こうした品川のゆかり、魅力を出すというのはすごくいいことだなと思いますので、ぜひ品川区としても積極的にそうした取組みをしていただきたいと思います。

鈴木博委員は大井競馬場の電光掲示板に風疹注意のことで取り上げて、16日間、注意喚起のお知らせがあったというお話もいただきました。区政参画に大いに役立てていただきたいと思います。

次の質問は、この大井競馬場のイメージキャラクターについてです。平成30年度は藤田ニコルさんほかの方たちで、新キャラクターとかもおりますけれども、その辺が売得金額などに及ぼす効果とか、あと、大井競馬場のイメージとかへの効果がもしわかれば教えていただきたいのと、あわせて、今ちょうど東京メガイルミネーションを開催されております。関東最大規模のイルミネーション、これは大井競馬場を開催していない日に開催しているということですから、直接は関係ないかもしれませんが、その辺のメリットやつながりがあれば教えていただきたいのと、ただ、開催日はイルミネーションをほとんどつけていませんが、一部つけているものもあって、かなりイルミネーションを楽しめるなというふうに感じます。

それと、私、夜間のイルミネーションをまだ見に行っていないので、3月末までなので、ぜひ見に行きたいとは思っているのですが、大井競馬場の客席がありますけれども、それはイルミネーションのときに活用されているのかどうか教えていただきたいと思います。

例えば、ハウステンボスは、上から見せたり、下から見せたり、いろいろな角度から見せるという視点がありますので、ぜひ上から見せるというような視点はどうなっているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

**○米田総務課長** まず、品川区は地元区ということで、先ほど、風疹のお知らせ等を含めて、品川区とより一層連携しながらというお話はいただいておりますので、これからもそういう形で進めていきたいと思います。

それから、女性3人のイメージキャラクターということで今年度やっておるわけですが、競馬事業を持続発展させていくために、特に特別区競馬組合では、若い女性を重要なターゲットとして考えて、その方々、年代層に競馬事業を広くとっつきやすいものだということのPRも含めて、イメージキャラクターの採用をしているというようなことで聞いております。こちらは5年前ぐらいは1割ぐらいの女性の入場比率だったものが、直近の調査によると、2割から、日によっては3割ということで、特に女性の方の集客が得られているということで、一定の効果を見込めたということで伺っております。

それから、イルミネーションですけれども、もともとイルミネーションに関しては、トゥインクルレースのときから、大井競馬場は力を入れておったわけですが、今般、東京メガイルミネーションということで、ますますそれに磨きをかけてというようなことで行っているわけでございます。これにつきましても、開催日において、前年度と比べて6%から10%の集客が見られているというようなことで、こちらも効果があったということです。開催日においては東京メガイルミネーションをやっていないのですけれども、来年度以降は、レースの前後により一層光を演出してというような取組みについて伺っております。

それから、メインスタンドの活用ですけれども、こちらは一定程度、入場可能なエリアから上を眺めるということについては現行でもできているというようなことで伺っております。

**○たけうち委員長** 次に、松永委員。

**○松永委員** 本日は、50ページの特別区たばこ税の30億5,800万円について、75ページの自転車駐輪場使用料について、時間がありましたら、63ページの歴史館使用料について伺いたいと思

います。

初めに、50ページの特別区たばこ税の30億5,800万円について伺います。年々、受動喫煙の対策が進み、また、禁煙外来助成やパーティションを設置するなど、喫煙者、禁煙者に対する取組みが行われていることと思います。

そこで改めて伺いますが、このたばこ税の30億5,800万円の振り分けについてですが、大きくどのような分配になっているのか。あわせて喫煙者にかかわる費用について、おおよそでいいので、どのくらいあるのかお知らせください。

**○伊東税務課長** たばこ税の30億円余のその先のお話だと思えますけれども、たばこ税に関しましては歳入における一般財源でございます。というわけで、その後のことに関しては、その中からそれぞれの事業に使っているということになります。

当然ながら、たばこに関する徴収経費ですとか、販売促進経費ですとか、その辺に対しても当然ながら充当をされているというふうに考えております。

全体のどれだけの事業にということでございますけれども、そこまでは私は把握しておりません。

**○松永委員** では、その使い道についてはわからないということですね。喫煙者にかかわる費用も、その辺もわからないということでしょうか。

今後についてですが、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、東京都では、受動喫煙防止条例が昨年制定されました。この条例には、喫煙ができる場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう、周囲の状況に配慮しなければならないと、都民の責務であると定められており、この責務に関する規定は、平成31年1月1日の段階で施行され、既に始まっております。

そこで本区でも指定喫煙場所に関しては全てパーティションを設置されるそうですが、区民の方より、このパーティションを設置しても煙が漏れ、あまり効果がない。また、パーティションは喫煙スペースの確保がされているだけであるとも聞いております。

そこで、本区では、このパーティションについて、どのような考えを持っておられるのか。また、先ほど述べたような意見を区民から聞いているのかお伺いします。

**○菅生活安全担当課長** 指定喫煙所に関しましては、現在、9カ所管理しているところでございますけれども、現在、3カ所にパーティションがついております。その他6カ所につきましては、設置できる場所が、他の交通の妨害にならないとか、あるいは、いろいろな問題があつてつけられないところを除きまして、つけられるところにはつけていくという考えでございます。

ただ、確かにパーティションをつけても、煙ですから、どうしても風の影響とかを受けまして、道路側のほうに流れてきたりとか、そういったことで通行人の迷惑になっているというような状況も反省しているところでございます。

**○松永委員** 他の地域の取組みとしてですが、JTと提携し、現在、MOVE LOUNGEという成人喫煙者の方に無料で利用できる喫煙場所が設置されてきております。この喫煙場所は箱物であり、利用時間は決められておりますが、喫煙者にとって、ないよりはあったほうがいいのかと考えられるのではないかと思います。いずれ品川区でも、こうした場所が見受けられるようになってくるのではないかと考えます。

そこで本区として、全国的に広がっている喫煙所について、どのような考えを持っておられるのか伺います。

また、この設置場所がなければ、空き家または空き店舗を活用することもできるのではないかと

のですが、この考えについて、本区のご意見を頂戴したいと思います。

**○菅生活安全担当課長** 指定喫煙所につきましては、現在、9カ所と先ほどお話ししましたけれども、やはりまだ適地の問題がありましたので、なかなか増やすことが今難しい状況でございます。そういったJTの取組みを参考にしながら、区としてもいろいろ考えていきたいと考えております。

また、ご提案いただきました空き家の活用というところでございますけれども、空き家自体がどうしても住宅街にあるということがあります。指定喫煙所はやっぱり人の往来が多い駅周辺のところに設置していくのが効果的だと考えております。また、空き家自体が住宅街にあるということ、それから、火の不始末等による火災等の危険ということも考えられますので、安全管理上の問題から、現時点におきましては、空き家を活用するということは考えておりません。

**○松永委員** 安全面に関しては、JTと提携するということなので、JTにお任せすればいいことであって、ぜひ今後ともそういったことも研究して進めていただければと思います。

次に、75ページの自転車駐輪場使用料について伺います。

本区内には、24カ所の駐輪場が設置されており、定期・一時利用ともにキャリーオーバーになっているのではないかと思います。

そこで、駐輪場の場所について、主に駅近くに設置されていると思いますが、駅近くというと、駅は40駅あるのですけれども、そのうち何カ所の駐輪場が設置されているのでしょうか。また、駅近くに駐輪場が設置されていない場所について、現状がもしわかれば教えてください。

**○古郡交通安全担当課長** 鉄道駅の関係ですが、鉄道駅につきましては、40駅ですけれども、乗換駅等ございますので25駅ということで、そのうち区営については18駅、民営が7駅という形になっております。

なお、駐輪場の設置がないところは、大崎広小路駅と大森海岸駅になっております。

自転車の利用状況については、全体ですけれども、90%前後の利用率で推移をしているような状況でございます。

**○松永委員** 今お話があったように、私の近くの大森海岸駅について伺いたいのですが、現在、通勤・通学の方が多く、国道に面している陸橋なのですけれども、その下にしながら水族館のパネルがあって、その近くに点字ブロックがありまして、そのところにほとんど駐輪されていて歩けない状態になっております。そういう状況も含めて、今後、国道になりますので、国土交通省の管轄になると思うのですけれども、何か国に対してアクションとかを起こされているのでしょうか。

また、今現在の状況をお知らせしたのですが、本区のホームページを確認したところ、自転車・バイク等の放置禁止区域に指定されておりませんでしたので、せめて指定していただくような要望とかをされているのかお伺いします。

**○古郡交通安全担当課長** 委員ご指摘のとおり、国道に関しては、おおむね20台程度駐輪している状況ですので、区のほうから国道事務所に撤去の要請をしているところでございます。

放置禁止区域につきましては、やはり駐輪場が設置されていないと放置禁止区域に指定ができないということもありますので、適地を探しながら駐輪場の設置等を今後の課題として放置禁止区域の設定をしていきたいと思っております。

**○松永委員** ぜひそうした現状も踏まえて、今後進めていただけたらと思います。

時間がないので、最後に要望で終わりますが、大森駅前住宅前駐輪場の件ですけれども、今現在、住民の方と定期的に駐輪場の状況、また今後どうされていくのかというお話し合いをされていると思いま

す。ぜひ今後、定期的に改めて近隣住民の方々へ現状の説明、また意見交換を引き続き進めていただければと思います。要望で終わります。

**○たけうち委員長** 次に、伊藤委員。

**○伊藤委員** 私は、59ページの庁舎使用料と、52ページの地方消費税交付金に関連して質問します。

まず、庁舎使用料でありますけれども、保護司会のサポートセンターが設置されました。これは保護司会からの情報をもとに、まさに自民党会派として要望させていただいて、品川区の協力、それから文科省の後押しもあってできたことを改めて感謝しております。そういった声を聞いております。

改めて、保護司という仕事は、犯罪を犯した方の更生ということで、国の仕事の一端を担っているのだと思います。内容としては地域活動課になると思うのですが、再犯防止推進法が制定されて、品川区も具体的な計画策定を求められるようになりましたし、改めてサポートセンターを設置されたわけであるから、このことを契機に新たな対応をしていくと思うのですが、品川区としてどのように計画を進めていくのかお聞かせください。

**○伊崎地域活動課長** 更生保護サポートセンターにつきましては、3月上旬に、サポートセンター開設準備室を設置されたというところでございまして、来年度のサポートセンターの本格的な開設に向けて、今、保護司会の皆様で準備を進めているという段階だと聞いております。

再犯防止につきましては、国のほうで平成29年12月に再犯防止推進計画がつくられまして、平成28年度には法律ができたということもあるのですが、その中にも地方自治体も国と協力をしながら再犯防止に努める責務があるということが書かれております。再犯防止推進計画につきましては、今、東京都が作成をしている過程だと聞いております。区といたしましては、東京都の再犯防止計画を参考としながら、区として何をやっていくべきかというところを具体的に考えていきたいと思っておりますので、今、それに向けて待っているという状況でございます。

自治体としましては、保護司の皆さんをサポートしながら再犯防止に協力ができればと考えているところでございます。

**○伊藤委員** 後段の部分にちょっと矛盾がありまして、今までなかったことを品川区に求められているわけでありまして。もちろん保護司の仕事も大きな仕事ではあるのだけれども、犯罪を犯した方の更生について、行政が一定の責任を持つということが法律で決められたわけであるから、それは東京都の計画も勘案しながら具体的に進めていっていただきますように、改めてお願いいたします。

それから、庁舎周辺に関連して、再三言っているのですが、区役所の本庁舎入り口の駐車場のところでもあります。これはよくご存じのように、車の出入りもあり、渋滞もあり、歩行者、自転車の方々もいる、非常に危険だということを指摘させていただいた。将来的には道路が拡幅されるわけでありまして、それにあわせて所轄の警察と協議しながら、何かしらアイデアを具体化させていただいて、そういうものを一気に解決する必要があると思うのですが、改めて品川区の答弁をお聞かせください。お願いいたします。

**○立木経理課長** 庁舎の本庁舎側の駐車場の入り口でございますけれども、委員おっしゃられたとおり、右折で入るところについては、関係官庁との協議の中で非常に厳しいお答えをいただいているところです。何かしら、例えば看板等を設置できるようであれば、庁舎側のほうで何かしら工夫は考えてまいりたいと考えております。

**○伊藤委員** そのことはよくわかっているのです。だけど、この問題は皆さん共通にかかわるものだ

と思うのです。品川区に来庁する方も含めて、私たち議員もそうだけれども、特に車で来られた方は、大井町側から来ると非常に苦勞するわけです。だから、厳しいことは聞いているのだけれども、せつかく道路を拡幅するわけであるから、例えば車線を変えていくとか、いろいろなことがアイデアとして出てくると思うのです。だから、そのようなことを具体的に展開していく中で、今、厳しい現状を克服して、品川区役所の出入口にしていくことが、結果として区民サービスの向上につながると思うのだけれども、改めて答弁をお願いしたいと思います。

**○多並道路課長** 今の委員のご指摘の箇所につきましては、補助163号線道路整備について、全体整備の線形もありますけれども、実際には、65mの暫定整備という形で庁舎の前のところについてはつくる予定にあります。ただ、庁舎駐車場入口が交差点の中の直近にもありますので、警察のほうからは、庁舎に入るところについてはなかなか厳しいご意見をいただいているところですが、暫定整備の中で工夫ができないかということで、引き続き協議の中で検討していきたいと思っています。

**○伊藤委員** 物理的、それから法的なものではあるでしょうから、こういうことができないと思うからなかなか難しいのはわかるのだけれども、もっと長い目で見れば、品川区役所の建て替え計画も含めて、そのときには道路の接道部分であるとか、それから、区役所の入り口の部分について、十分検討していただいて、現下の道路交通の中であっても、多くの方々が安心して来ていただけるようなことを計画していく。今から考えていかなければいけないと思うのだけれども、改めて答弁をお願いいたします。

**○多並道路課長** 今、委員のご指摘のとおり、将来的な長いスパンの考え方、また、その前の直近の今の道路が終わった後の整備の形状の考え方、区民の皆様がご利用しやすいという観点で、よりよい形でできるように、法的な部分のいろいろなハードルは高いところがありますけれども、何とか1つ1つクリアできないかということで、粘り強く検討していきたいと思っています。

**○伊藤委員** 物理的なことがあるので、なかなか難しいと思いますが、ぜひよろしく願いしておきます。

それから、地方消費税交付金については、52ページを見る限りでは、前年度と比べて減額となっているのでありますけれども、予定では、本年10月に消費税増税が予定されているわけでありまして、だから、その対応がどうなのかということが1点と、それから、地方消費税、要するに、消費税については、一般財源、それから社会保障財源に充てるとされていますけれども、一般的には増税のみがPRされているわけであって、本来こういうような事業に活用されているということの報道が見当たらないわけでありまして、ですから、ぜひ品川区におきましては、消費税増税はされるけれども、こういう部分にも使われています、つまり、社会保障費であるとか、そういうことについてPRするべきだと思うのですが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

**○品川財政課長** 地方消費税交付金についてでございます。まず、金額でございますが、前年度より金額が落ちているという部分につきましては、こちらはちょっと細かい話になりますけれども、国の徴収する月数がございまして、この月数がちょうど11月で締めになるのですけれども、11月末日が土曜日となりまして、これが12月分に回るということで、1カ月分、翌年度回しということになります。ということで、来年度の予算については11カ月分を算定している。翌年度には13カ月分という形になるということでございます。

それから、社会保障のほうにつきましては、現在、地方消費税は1.7%、この内訳としまして、0.7%分が社会保障に回っているのですけれども、こちらは消費税改定になりますと、2.2%に

なりまして、この分の1.2%が社会保障のほうに回っていくというような形になります。

その内訳等につきましては、毎年決算の成果報告書の後ろのページのほうに細かくは出しておりますので、今年度も出していきたいと思っています。

**○たけうち委員長** 次に、南委員。

**○南委員** 59ページの集会所使用料について、それから69ページのシルバーセンター使用料に関して、時間があつたら、貸付金延滞違約金、155ページです。

まず、集会所に関してですが、2カ所を除いて品川区内の区民集会所には和室が整備されています。今、高齢化で住民の方は和室を利用する際にも正座でなく椅子に座りたいという希望があると思うのですけれども、その辺の状況がどうなのかをひとつ伺いたいと思います。

そして、その和室に椅子やテーブルが整備されている施設はどのくらいあるのか、それについても伺います。

**○伊崎地域活動課長** 区民集会所でございます。大井第一地域センターを除きまして、12カ所の地域センターに区民集会所が併設しております。こちらにつきましては、和室に椅子が整備されているところは、7カ所の地域センターに和室用椅子というものを整備しているところでございます。

**○南委員** 7カ所、和室用椅子ということですが、私が知りたかったのは、ずっと腰をおろす高さの低い椅子、和室用椅子というのは、どういうイメージのものかを知りたいのですけれども、私は、普通、椅子というと、今、私たちが座っているような高さの椅子をイメージして質問しているのですけれども、それでいいのかどうか。それから、高齢者の利用が相対的に増えていると思うのです。椅子やテーブルは、普通の高さのものを和室といえども整備する必要があると思うのですけれども、その点についての認識を教えてください。

特に八潮の集会所には、和室2つと広間があります。広間は高齢者クラブの皆さんがよくお使いになるので、2年ほど前だったと思いますが、新しい軽い椅子やテーブルが準備されました。ありがとうございますと申し上げたいと思います。しかし、ほかの和室には、座卓のまま、座るには正座をしないと座れないのです。これが非常に大変かなと私自身も感じるがよくあります。特に八潮の2階の和室は、座卓そのものがすごく重たいのです。女性の力では持ち運びできないほどの重さなのです。一刻も早くこれは改善していただきたいと思っていますのですけれども、そのことについて、課長は認識をいただいで、努力もしていただいているというふうに思うのですけれども、その大変さを解消することを優先していただきたいと思っていますのですが、それについて伺いたいと思います。

**○伊崎地域活動課長** まず、先ほど申し上げましたのは、座卓用の椅子、ひざが悪い方でもお使いいただけるようなものでございます。

ご指摘いただきました八潮の2階の和室2の状況についてのご指摘と受けとめました。和室2につきましては、ご指摘のとおり、低い座卓が入っております。このお部屋は華道とか茶道にもご利用いただくお部屋ということで、高い椅子というよりも、低い座卓のものを入れているところです。こちらにつきまして、重いというお話もいただいておりますので、地域活動課としまして、同じ目的で同じ用途で軽い机はないかということで、いろいろなところで探しております。しかしながら、同じ機能を求めますと、どうしても同じぐらいの重さになってしまうということで、今でも探しているところでございます。何かいいものがございましたら、買い替えていくことは考えております。

**○南委員** ぜひ私自身も探してお示しをさせていただければと思っております。

八潮の2階の和室には、竹の低い椅子も配備されておりますので、それはそれでありがたいなとは思

うのですけれども、しかし、そういう椅子に座るには、腰とひざを使います。そういう点で、使い勝手は悪い、使わない人も何人もいらっしゃるという事実はありますので、その点も紹介したいと思います。

また、茶道や華道でお使いなる方については、畳の上に正座をして練習されるのが普通ですけれども、しかし今、椅子の上に座ってテーブルでやるというやり方も一般的になってきていますので、あまり座卓にこだわらずに考えていただきたいということを改めてお願いしたいと思いますし、一刻も早くそういう不便を解消していただくことを優先していただきたいということも申し上げておきたいと思います。

次に、シルバーセンターの件ですけれども、区内には幾つかのシルバーセンターがあり、そのうち8カ所ぐらいにお風呂の設備があります。八潮団地にはシルバーセンターがありません。したがって、私は2014年と2015年にシルバーセンターをつくってほしいという質問をいたしました。今回改めて、入浴設備のあるシルバーセンターの整備を求める、そういう質問をします。

これはなぜかという、命の問題だからなのです。昨年12月に、私どもが配布したアンケートには、入浴設備のあるシルバーセンターが必要だという声が多く寄せられました。そして同時に、Aさん、個人の名前を挙げるわけにいかないのがAさんとなりますが、自宅のお風呂で転んで、起き上がるのに1時間もかかった。そういう状況があった。また、Bさんは、やっぱり自宅の風呂場で動けなくなり、助けを求めたが、24時間後にやっと検針に来た方にその声を聞きつけていただいて救出された、こういう事実が八潮団地の中であったのです。八潮の住宅はどこのうちもお風呂場は整備されていますので、一般的には入浴設備など必要ないのではないかと、率直に申し上げると、私もついこの間まで思っていました。しかし、こういう事実を耳にしたときに、やっぱりそういう考えは間違っていると思いました。

ひとり暮らし高齢者の自宅でのひとり入浴は、やっぱり危険な場合が多々ある。先だって、2月の末だったと思いますが、南大井に住んでおられた高齢者の方が、やっぱりひとり暮らしでお風呂場で亡くなっていて、翌日に娘さんが発見された。その娘さんご夫婦とお母さんは同じマンションに住んでいたのですけれども、家の場所が違うということで、翌日に発見された。ひとり暮らしの高齢者のひとり入浴は本当に危険で、亡くなる方が結構いらっしゃる、そういう事実を見たときに、命を守るという視点で、シルバーセンターをつくっていただいて、そこで入浴できるような、そういう設備をしていただくことが、高齢化率が一番高い八潮にとっては特に必要なのではないかと、こういうふうに思うわけです。それでこういう質問をさせていただきました。こういうひとり暮らしの方の風呂場での死亡事例があるということは、区は当然つかんでおられると思いますが、そのことについて伺いたいと思いますし、区がおつくりになっている資料をずっと読ませていただいたのですが、そこの中に、ひとり暮らしの方が、緊急時、連絡先までどのくらいの時間がかかったかという調査をされて、ひとり暮らしの方が1時間以上かかったというケースが23.9%あるという記述がありました。多分、関係の理事者の皆さんはご存じだと思います。したがって、ひとり暮らし高齢者のひとり入浴は危険だという認識を伺いたいと思います。

そういう点で、13カ所のシルバーセンターのうち8カ所に入浴設備があるのは、私はいいと思っているわけですけれども、他の地区より高齢化が進んでいる八潮にはやっぱり必要だと思うのですけれども、この点についての見解、認識を伺います。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 八潮地区に入浴設備付きのシルバーセンターをというお尋ねをいただいたと思います。

八潮地区には、委員が今おっしゃられていたように、各住戸には基本的に入浴設備は整っているという認識をしております。入居者の方が高齢化するに伴って、お風呂についても一部で使いにくいという

場面が出てこようかと思いますが、入浴設備については、分譲か賃貸かによって異なるところはありませんが、今はいろいろな改修に対する助成制度なども整っているというところを聞いております。

それと、八潮地区にシルバーセンターをということですが、まずは地区内における既存の施設を最大限に使っていただきたいということを考えてございます。

そして、私ども、高齢者クラブの支援をお手伝いをさせていただいておりますが、八潮地区にも高齢者クラブとして活動を行っているところがありますので、こちらにつきましても、今後もしっかりと支援をさせていただきたいというふうに思っておりますので、現時点におきましては、八潮地区にシルバーセンターをつくるという考えはございません。

**○南委員** 前に質問したときと全く変わらない答弁です。私は、人の命がかかっているのだという実例を挙げて紹介してつくる必要があるのではないかと聞いたのです。そのことには触れていないですね。答弁してください。

**○宮尾高齢者地域支援課長** おひとり暮らしの高齢者の方を見守るというのは、シルバーセンターとはまた違うところで、いろいろできるのかと考えているところでございます。

また、私どもは、いろいろな介護予防事業もやらせていただいておりますけれども、八潮地区内におきましても、高齢者の方が集っていただけるようなメニューを用意させていただいているというところがございます。

**○南委員** 見守るとおっしゃるけれども、どうやって見守るのですか。ひとりで入浴しているところをどうやって見守るのですか。それが危ないから、だからたくさん目のあるシルバーセンターを整備し、あわせて入浴設備をつくり、みんなで見て、そして楽しんでいただいて、憩っていただいて、そういう設備が必要ではないかと申し上げているのです。私の質問趣旨を全然つかまない答弁、これでは納得できません。きちんとしていただきたいと思います。

ひとり暮らしの高齢者が何人も亡くなっていってしまう、こういう現状は八潮だけではないわけで、全国的にあります。そういう状況を見たときに、特にそこを何とか救って命を守ってほしいという、そういう視点には立たないのですかということをお聞きしたのですが、それについてはお答えがありません。ぜひ答えていただきたいと思います。

それから、シルバーセンターをつくる場所がない、場所がないと、いろいろな設備を要求するときに、場所がないという点だけで区は答弁されますけれども、八潮の場合は、場所はあります。

例えば、こみゅにていぷらざ八潮、ここはもとは学校でしたので、使っていないスペースがあります。例えば、幾つもあるわけですが、給食室があいています。ここは今はもうとめてしまったとおっしゃっていますが、熱供給の配管が来ているはずですが、それを回復させるかどうかはそちらの判断ですが、そういう点でのスペースはありますので、つくる場所がないという理由にはならないし、それは答弁していませんけれども、場所の点ではあるということは強調したいと思います。よろしく申し上げます。

**○寺嶋高齢者福祉課長** ひとり暮らしのご高齢の方の入浴の困難さ等につきましては、地区の在宅介護支援センターのケアマネジャー等がご相談に応じて、可能な範囲でしかるべき対応をしているところでございます。

具体的には、要支援以上の方については、浴槽の改修等のサービスを区の一般会計で行っておりますので、毎年20件程度の実績が出ているところでございます。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 場所がこみゅにていぷらざ八潮にあるというお尋ねでございますけれども

も、こみゆにていふらぎはこみゆにていふらぎで、しっかりとした考え方のもとにつくられている施設でございます。そこにあいているからといって、すぐにどうこうというところは、また別な検討が必要かと思えます。

**○南委員** 改修制度があるから、だから命を救えるのですかというふうに私は聞いているのです。ひとり入浴だと命が救えない。緊急通報装置をつけるのかもしれないけれども、そういうことではなくて、やっぱりさっき紹介した2人のケース、深刻ではないですか。そういうことをなくすという点で、ぜひ検討してください。

**○たけうち委員長** 次に、若林委員。

**○若林委員** 歳入全般というか、47ページの総括の表を見ながらと、58ページの使用料、これは電柱に関連して街路灯の関係について伺いたいと思います。

まず、一般的に総括の表を見まして、来年度の予算が1,877億円余と、過去最高となったということで、これは大変にすばらしいなというふうに思う一方、この質疑の中でも喜んでばかりはいられないというような一方の意見もごもっともなご質問、意見が出ています。

改めてこの1,877億円余の内訳を見ると、特別区民税、特別区交付金、これが合わせて全体の半分、その他、残りの半分のうち、例えば国庫の支出金が15%ぐらい、また都支出金が8%から9%、繰入金、これは基金であると思えますけれども、13%ということで、改めてこの基金繰入金の13%という数字が大変に重い、逆に言えば、大切な基金なのだということが、この数字からよくわかると思えます。

ただ、基金については、さまざま議論があり、今日もありましたけれども、公共施設、また教育施設、こういった具体的に目的があって、毎年度積み上げていくというところは数字を示していただいて、そうだなというふうにある程度納得できる部分がある。ただ、さっきの答弁では、財調の基金については、歳入から歳出を差し引いた差額が財調のほうに回っていくというようなご答弁もありました。それはそれで正しいとは思いますが、より正確に区民の皆さんにも誤解のないようにご理解していただくため、もう少し説明の仕方はあるのだろうと思っております。

当然、毎年決算をしたときに赤字になってはいけない。絶対に黒字にしていくということが大原則の中で、毎年予算が組まれて、予算を執行する中で、地方自治法の趣旨にのっとった最小のコストで最大の効果を上げていくということ、これまで連綿と区役所の職員の皆さんがやられてきた。その評価、成果として、これまで事務事業評価が出されていて、これは残念なことに、あまりデータに基づいたところではなくて、皆さんのご努力で、A、B、C、Dでしたか、そういう評価をつけてお示しいただいた。ただ、今年度、平成30年度から、新公会計制度が始まって、今度はいわゆる数字データ、成果に基づいた事業別の評価が数字としてあらわれていくということは、この区役所の予算執行の努力が数字としてあらわれて、積み上げていって、最終的に決算が出たときに、こういう数字上の努力をして、そして歳入と歳出の差額が出て、これが例えば財調の基金に積み上げられるというような、積み上げありきの話ではなくて、積み上げられていく。公会計制度をうまく有効に活用していく、そういう予算、決算、そして財政全体の説明の仕方は、これからあってしかるべきなのだろうなというふうに思いますけれども、これについてのお話を聞かせてください。

**○品川財政課長** 新公会計制度の関係のところと、予算を絡めてというところのお話かと思えます。

新公会計制度は、平成30年度予算から新たに始めておりまして、複式簿記というような形で、積み上げ方式でやっているところでございます。平成30年度の決算から新たな公会計システムで財務4表

も出していくというような形になるかと思っております。

予算との絡みになるところですが、こういった平成30年度の実績を重ねまして、決算のときに財務4表というような形で出すようになっております。今回の財務会計システムにおきましては、全体の数字が出せるというところと、それからもう少し細分化した形で、各部と課、そういったような形でも出すということが可能になるように、今、システムも進めている状況でございます。

それから、大きくは財産部分、こういったところが、今までの決算の積み上げの方式から、しっかりと固定資産台帳で財産部分が出せるというところが今回の大きな違いではないかというふうに思います。

**○若林委員** いずれにしても、新公会計制度による事業評価が明確に出てくるわけですので、これは私たちの責任でもありますけれども、予算、また決算において有効に活用していただく、そこら辺の考え方は、今のご答弁からはあまり明確な方向性がちょっと感じとれなかったもので、今日はこれで終わりにしますが、引き続き、取組みをよろしく願いいたします。

次に、使用料の電柱が何ページかにわたって、各所管にわたってあります。この電柱には、区のほうでも街路灯をつけられていると思いますけれども、話を少しそちらのほうに移して、この街路灯の契約とか解約の手順がどのようになっているかをお聞きしたいと思います。

なぜかという、ご案内のとおり、今年2月ぐらいに、先月、報道されましたけれども、仙台市で、街路灯の解約を忘れたことによって、電気料を8年間で約1億5,000万円、払わなくていい電気料を払っていたということがありました。その実態は、解約忘れ、その4割が水銀灯で、水銀灯を蛍光灯に交換したときに水銀灯の解約をしなかった。また、道路改良に伴う撤去で、これも解約をし忘れてしまったということが実態だそうです。

原因としては、誰がどのように解約するか決まった手順がなかったということ。それから、電気代の請求書が、当然、電力会社から届くわけですが、この払い過ぎに気づかなかった。事故が起こるということは、小さなことが幾重にも積み重なって大きな事故になっていくということの1つの戒めでもあると思いますので、これについて、仙台市のことですので、監査がそのときにどうなっていたのかということも頭をちらっとよぎりましたが、今日は監査のことは聞かないで、実態、原因について、品川区の今の現状、認識をお知らせいただきたいと思います。

**○多並道路課長** 街路灯の支払い、もしくは解約の件でございますが、街路灯については、1灯1灯契約という形をとっております。今の委員のご紹介いただいたような事故がないようにということで、区としましては、今、水銀灯をLEDなどにする工事を行っていますけれども、撤去した際、または新しくつけた際、二重払いのないように、1灯1灯確認しております。それについては、道路課という課の中で、工事もやっていますし、支払いについても全て1つの課の中で担当がチェックしております、まずそれが1つの確認です。

もう1つは、東京電力からも年に2回ほど、全リストが送られてくることになっています。それについても、我々がチェックして、そのリストと抜けがないかというチェックをさせていただいて、ダブルチェックをしながら課の中でそういう工夫をしながら、そういうことがないように日々緊張感を持ちながら管理しているところでございます。

**○若林委員** 品川区の対応を街路灯についてお聞きいたしました。契約については、ほかにもいろいろガスとか何か契約もあると思います。毎年2回にわたる監査の状況も見させていただいて、品川区の監査はしっかりと行っているという状況も確認しておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○たけうち委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、51ページ、森林環境譲与税、それから時間があれば、129ページ、部活動指導員配置整備補助金をやります。

まず初めに、譲与税ですけれども、こういった金額なのですけれども、私もいろいろ読むと、戦後、人工林がどんどんつくられてきた。資源として利用可能な時期を迎えてきた。迎えてきたのだけれども、結論から言うと、木材価格の下落、林業従事者の減少、手入りがされていない、こういうことで森林機能が非常に低下してきていて、機能がこれだけ低下すると、災害があったときに被害が大きくなるとか、さまざまな悪影響が出てきている。こういうことを踏まえると、やっぱりもともとの戦後のそれに戻って、もう一度、森林を復活させようという時期が来たのだらうと。それでこういうことになったのだらうと思っています。

それから、こういうこともあったから、22年ぐらいには、これは皆さんのほうがよくご存じだらうけれども、公共建築物等の木造化等の促進というので、結構木造化をしようなどと言っていたけれども、品川区ではなかなかそこまでやれない。それから、県産材という意味で言うと、東京は多摩産材しか利用できないというようなどころもあったりして、なかなかそれが進んでこなかったというところがあります。

今回こういう形でやってくると、私もいろいろ勉強会にも参加をさせていただいて、最終的には600億円だらうと。それで、30%という180億円。その人口割をしていくと、これはもう既に出ていて、日経PB総研から、2018年11月29日に発表されているのだけれども、品川区の人口は38万6,855人、どこから引用したかわからないけれども、こういうふうになる。最終的には、これはぴったりなのだらうと思っています、この資料だと、2019年から21年は1,461万円、22年から24年は2,100万円、33年以降は4,931万円くらいだらうと。これは、人口が品川区は増えていて、一方、日本の人口は減ってくるから、割り算でいくと、多分6,000万円ぐらゐのものが毎年来る。

確かに国はこれで林道を整備したり、もちろんやっていくのだらうけれども、一番はやっぱり、間伐して、枝打ちして、下草刈りをやらないと、森林は復活しないので、こういうこともいろいろなところで体験できればやれると思っています。

あとは、1つは、ここに書いてあるように、城南小学校改築とか、多摩産材をさまざまなところに使用してほしい。それから、そういう伐採は今、高性能な機械が出ていて、見れば本当にびっくりするぐらい、子どもたちは歓声を上げて喜ぶような機械があるわけです。例えば、木を立っている状態で一番下をばさっとつかまえて、バンと切って、そのままガーッと枝打ちまでできてしまう。それできっちり切れる。そういう機械も出ていて、それを実際に見ると、本当に子どもたちの歓声上がるぐらい、そのときは子どもたちも結構いたのだけれども、そういうこともやれることだと思っています。

せっかくこれが始まったのだから、まず1つは学校改築とか、しながわ環境未来館は違うところでまたやるからいいのだけれども、学校改築はここに書いてあるので、多摩産材を使っていく、そういう感覚でいてほしいのと、あとこれを研究してほしいです。いろいろ補助金が、またいろいろな新しいものもできているから、大断面を使うとか、そういう部分のものが1つ。

それから、枝打ちだとか、下草刈りだとか、伐採、間伐、そういうものの体験、それから木育、こういうものは、木育なども今はどんどんやっていって、補助金も結構出るような制度もあるので、せっかくこういうことがあったので、これを機にいろいろな形で、いろいろなところに結びつけていってほし

と思うのだけれども、ぜひそういうふうに全体的に広げていくという感覚を、どういうふうにしていくかという考えがあれば教えていただきたい。

**○品川財政課長** 森林環境譲与税につきましては、今年度から新たにというところで、国のほうで用途等も今出ている段階で、今年度の予算につきましては、区としても、その用途に合うところで充当する部分も決めて、今回お出ししているところでございます。やはり1つには、学校改築で、例えば、御殿山小学校などで木を使ったデザインだとか、そういったものを行っている事例がありますので、改築工事につきましては、今回も城南小学校でやっていくような形で進めているのが、1つやり方としてはあるかと思えます。

今後もほかの部分で、他の事例などを国は資料などで出しておりまして、そういったところもいろいろ研究しながら、この税の使い方については考えていきたいと思っております。

**○石田（秀）委員** もう1点、森林環境譲与税の使い道はわかっています。使い道はいいのだけれども、それを広げていくという形、先ほど言った木育だとか、伐採体験だとか、せっかく高知県とも連携をとり出したわけです。高知県は、そういう意味では、生産地で、そういうものはすぐ進んでいる県でもある。

だから、私もこの前行ったけれども、高知城の歴史博物館、オーテピア高知図書館などの内側はすごい材木を使ってある。そのときにあわせて中土佐町立久礼中学校に行ってきましたが、この体育館は大断面ですばらしい体育館です。こういうことがこれからいろいろ出てくると、そういう部分で、ここでちょっと使おうかなというのではなくて、全体を見渡してもらって、いろいろな方法、これを機会にぜひその枝葉を広げてほしいわけです。これの使い道はそれなりにわかっているのだけれども、これだけ金額も増えてくるなら、これプラスそういう部分の補助などもとってきて、いろいろな補助、木育などもあるわけだから、そういうことも含めた全体像をぜひ研究していただきたいし、今、具体的に伐採体験などは高知まで行けばすぐできるし、本当にそういうこともやれるわけです。下草刈りなどすぐできるから。大変だけれども。だけど、そういうことも含めた、教育も含めた、どんどんそういう広がりをもう一度ぜひ考え方をどうしていくかということをお教えください。

**○小林環境課長** 間伐材の有効活用ということでございますが、間伐材の伐採体験というところに関して言えば、今、商店街連合会と連携して、青梅に行くバスツアーを組んで体験をやっていただくようなことを進めているところでございますが、参加人数がなかなか限られてしまうところもありますので、広く進めることがなかなか難しいかなというところもあるかと思えます。

そういったような人数等のほか、学校施設、これからの区有施設の改修にあわせて、どういうところに活用できるか、あるいは、使用できるかということにつきましては、所管課等も含めながら、いろいろ研究してまいりたいと考えてございます。

**○たけうち委員長** 次に、須貝委員。

**○須貝委員** 私は、103ページ、いじめ防止対策事業補助金について確認したいと思います。

全国の公立小中学校には、各自治体において、さまざまな対策を実施しているにもかかわらず、いじめ、虐待、自殺などの問題は増え続けています。文科省よる全国の調査結果、平成29年度もそうですが、だんだん増えているという状況なのですが、品川区の現状はどうなっているか教えてください。

そして、区の取組みは年々変わっているのか、何か改善しているのかをお教えください。

**○大関教育総合支援センター長** いじめに関する全国的な傾向および東京都、本区の場合の状況でございますが、過去3年間、国や都と同様に、区もいじめ認知件数は増えてきております。これはいじめ

はなくならず起きますが、どんどん増えているということではなくて、教員がしっかりと把握する、子どもたちがSOSを出せる、そちらに力を入れてきている状況が全国的にございます。

なお、実際の数値といたしまして、本区におきましては、平成29年度のいじめ認知件数は、小学校で47件、中学校で40件となっております。これは徐々に増えてきていますが、先ほども申し上げましたとおり、しっかりと対応をするようにしてきているところがございます。

なお、取組みにつきましては、特段ここ数年、新たにということではなく、平成25年度より取組んでいる内容をしっかりと充実させている。特に未然防止ということで、早めにSOSを出せるように、HEARTSのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーおよび指導主事等が学校を訪問して、教室の様子を見たり、子どもたちが、例えば目安箱に書いてくれたことを1件1件丁寧に対応している、そういったこともしっかりとやっているところがございます。

**○須貝委員** 自分のお子さんですから本来なら主に家庭で対応しなければいけないということだと思います。ですが、実際、共働きのご夫婦もいて、それから、ご自宅に高齢者を介護している状態があったり、あとは小さなお子さんがいたり、そして、保護者、例えばお母さんが持病を持っていて、なかなか子どもの教育に携われないという現状もあって、そのひずみというか、その負の要素が自治体に期待してしまうというところが大きいと思うのです。本当に大変だと思うのですけれども、今こういうふうな状況になったのですから、しっかりとやっていただきたいと考えています。

千葉県野田市において、先だって痛ましい事件がありました。野田市においても、いじめ防止基本方針をきちんと定めているのです。市の取組み、学校の取組み、保護者・地域における役割、重大事態の緊急の発生時の対応について、そしてまた、要保護児童対策地域協議会などを設立して、虐待などに対する早期発見とその防止・対応方針もきちんと決めている。その野田市において、こういうふうにしちんとしっかりとさまざまな取組みを決めているにもかかわらず、実際に起きている。

品川区は、同じ自治体として本当に大丈夫なのでしょうか。それを教えてください。お願いいたします。

**○大関教育総合支援センター長** スクールソーシャルワーカーが実際に家庭訪問をして、さまざまな悩みを聞く中で、やはり関係機関との連携が非常に重要だというふうに教育委員会も捉えております。ですから、関係機関との月ごとに行われるような連絡会、あるいは学期ごとに行われる連絡会において、個別のケースの情報共有も含めまして、丁寧にやっているところがございます。これはあってはならないことだということを肝に銘じながらも、未然防止に精いっぱい努めている最中でございます。

**○須貝委員** 必ずいろいろな関係機関との連携というお話がありますが、ここでお聞きしたいのですが、学校において、先生、担任の先生が、1人ひとりの子どもたちときちんと向き合っているのか。向き合える時間があるのか。例えば、保護者ならば、毎日朝、普通なら「おはようございます」とあいさつをする。顔色を見て、態度を見て、何か下を向いているな、何か食欲がないなというのは、やはり先生にも頼らざるを得ないのですが、こういう向き合う時間はあるのでしょうか。私は、連携よりそばにいる、現場にいる先生の観察力というか、その対応が大事だと思うのですが、その辺についてどうでしょうか。

**○大関教育総合支援センター長** 今、委員ご指摘のとおり、まずは担任がしっかりと子どもの様子を観察する、これはどの学校もしっかりやっております。朝、登校してくるところで挨拶当番の児童生徒と一緒に教員が立ち番をしながら様子を見て、おかしいなと思い、一言声をかけたときに、返事がどうも暗いな、そういった部分を気づくのが、やはり教員だと思っておりますので、そこで何かあった際には、

もしかすると、担任ではなくて養護教諭と相談する、あるいは学校配置のカウンセラーに相談するというケースもありますが、さまざまな形で、二重三重に子どものSOSを気づいてあげられる体制をつくっているところがございます。

**○須貝委員** 我々も社会に出てやはり思うのですが、自分で子どもを育てて会話をしている。そういうふうになれば、経験があれば、それなりの対応、学問では学んでいないですけども、実経験、実体験で子どもたちを指導している、また見守れるということはあると思うのです。今、品川区は若い先生が多くて、おそらく子どもを育てたことがない先生もまだたくさんいらっしゃると思うのですが、そういう方で本当に大丈夫なのでしょうかという不安が保護者の方にあると思うのですが、それもあとでお聞きします。

そして、学校に在籍する児童または生徒間のいじめは、原則禁じられています。これまでの対応でいいのかというのは、私、最近非常に疑問に思うのです。つまり、小学校、中学校、高校も今一部になりましたけれども、いじめはだめですよ、みんなと仲よくやりましょうね、思いやりも大事ですよ。ですけども、実社会に出たときに、全部とは言いません、でも、いじめがあるのです。セクハラがあるので。パワハラがあるので。では、この子たちは、ぬるま湯に浸かってきたと言ったら語弊があるかもしれない。その中で暮らしてきた子が、社会へ出たら、すごいギャップを感じます。そうしたら、子どもたちはそこで今度、生きていけないのではないですか。多くの社会へ出ている人に、若い人に話を聞きますけれども、やはりそこでノイローゼ、鬱になったり、そしてさらに自殺したりという話も聞いています。このようなやり方で放置していいのでしょうか。また別の指導の方法も必要になってきたのではないのでしょうか。教えてください。

**○大関教育総合支援センター長** 放置しているという状況は、おそらくどの学校もなく、やはりいじめは起きます。起きたときにしっかりと当事者同士でどうしていくかを考える場面もあったり、あるいは本人とご家庭が、どのように乗り越えていくかというのは、1つの成長のいいチャンスだという見方もあるというふうに昔から言われています。大切なことは、そのまま放置してしまうのではなくて、しっかりと周りの大人たちが必要な手助けをしてあげる、そして、それをきっかけに、本人も悩んでいたことをまた乗り越えていくバネにする、そういった教育が大切だと思います。これは家庭教育も同じことだと思います。

**○須貝委員** 私は、やっぱり社会に船出したときに、そこで乗り越えていける力を養うかということも、今後しっかり考えていただきたいと思います。

**○たけうち委員長** 次に、石田しんご委員。

**○石田(し)委員** 私からは、ページ53、消費増税に伴う影響について、ページ57と87、ほかにもあると思いますが、幼児教育無償化に伴う影響について、89ページ、93ページの感染症予防費について、時間があれば、141ページ、歩行喫煙防止過料について。

まず初めに、53ページの消費税に関連してですが、今年の10月から消費税が増税する予定になっている中で、まず、品川区で来年度の予算にはその影響は歳入の部分にはないのかと思いますが、歳出にさまざま影響が出てくると思います。

そこで、いわゆる消費税が8%から10%に上がったときに歳入がどのくらい増える予定で、歳出がどのくらい増える予定なのかお知らせください。

それと、各使用料等についてですが、現在、品川区として、使用料については、消費税増税分をどのようにする予定なのかお知らせください。

また、指定管理者などへの対応についてです。その前段の質問にもかぶってくるのですが、使用料をもしそのまま据え置きにするのであれば、どこかにその増税分の影響が来るわけであって、それが前の5%から8%に増税されたときには、使用料はそのままに据え置きにされて、どこに負担が来たかという、指定管理者がやっている運営費の中で負担がかかってしまったという話を聞いたことがあるので、それを含めて、この辺の対応はどのようにされるのかお知らせください。

幼児教育無償化に伴う影響です。これまで品川区では、さまざま独自に保護者の負担軽減を行っていただいていたと思います。無償化になったら、どのくらい区の負担が軽減されていくのか。また、支出がどのくらい増えるのか。そのあたりをお知らせください。

それと、給食費についてです。給食費については、無償化に伴って不安がられている方たちも多くいる中で、施設によって取り扱いがさまざま違うことによって、不公平感が生じる可能性があるやに聞いています。そこで、品川区としては、給食費については、どのようになっていくのかお知らせください。

感染症予防についてです。さまざま区も取り組んでいただいているのはわかっているのですが、東京2020大会に向けて、今年の代表質問でも質問しましたけれども、より一層の取り組みが必要だと思っています。それは持ち込まれる感染症の可能性、また、日本から海外に出てしまうような影響をどうやって防ぐか、これは品川区だけで取り組んでもなかなか難しいのかと思うのですが、特に品川区で、例えばボランティアの方や大会に従事されるさまざまなスポーツ関係の方たちなども含めてですけれども、そういった方々への対策が極めて必要だと思うのですが、どのように考えているのかお知らせください。

また、さまざまな場面で子どもの性教育についてしっかりやるべきだということをお伝えしていますが、性教育もやっぱり必要になってくるのです。それは、もしかしたら犯罪に巻き込まれてしまうかもしれない。そういった中で、しっかりと知識を持っておくというのは、これは非常に重要なことだと思いますので、改めて感染症予防の観点から、性教育についてもぜひお答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

**○品川財政課長** 消費税関係の部分でございますが、まず歳出につきましては、おおむねでございますけれども、10月からということで半年分となりますので、おおむね6億円となっております。

それから、歳入分につきましては、大きく地方消費税交付金に影響があるのですが、大体締めの方は11月になりますので、来年度は休日の関係で11月分がとれないという形なので、約1カ月しか2%増税の影響がないということで、おおむねですけれども、1億円から2億円程度ではないかということになってございます。

**○柏原企画調整課長** 私から、消費税増税にかかわる使用料の関係の部分でございます。これは前回上がったときと同様でございますが、現段階では使用料の改定は予定をしていないというところでございます。

次に、指定管理の部分でございます。こちらにつきましては、消費税が上がったという想定の中で予算どりをしておりますが、いろいろかかるということもありますので、10月以降上がるという想定で予算どりをしているものでございます。

**○佐藤保育課長** 保育料無償化の関係のご質問を2点いただきました。

1点目は、無償化の区の予算に対する影響でございますが、保育園保育料に関しましては、今年度、約5億円の減になっております。一方で、私立保育園に関しましては、国等の負担金がございますが、複雑なわけですが、区がこれまで保護者負担分を一般財源で補っていた分が国と都が補填する関係

で、逆に9億円増えるという状況になっております。平成31年度に関しましては、この9億円が地方特例交付金等で国が一括して払っていただけたということになっておりますが、問題の平成32年度以降は、地方交付税で支払われるというふうに言われていますので、不交付団体に関しましては、平成30年度予算ベースで年間10億円ぐらい入ってこなくなる、今はそういった状況です。

給食費の関係でございますけれども、給食費は、今、施設で縦割りで考えておまして、幼稚園に関しては完全に実費です。保育園に関しましては、0から2歳児は保育料の中で徴収をしている。3から5歳児に関しましては、主食費は保護者が負担、副食費は保育料の中で徴収ということなのですが、区は副食費に関しても公費で負担しておりますので、結局、保育園は全部保育料なりで負担をしているのですけれども、無償化になった場合は、幼稚園は実費負担変更なしです。保育園も0から2歳児は変更なしなのですが、3から5歳児に関しましては、幼稚園と足並みをそろえるということで実費負担というふうな国の考え方が出ております。

**○鷹箸保健予防課長** 東京2020大会へ向けての感染症対策でございますけれども、これにつきましては、東京都で、今、都内全域を対象に、2020年に向けて入念な準備を進めているところでございます。

1つといたしましては、都内各地に散らばっているのですけれども、特に会場を管轄に持っている9つの保健所につきましては、現在、週に1回、いざというときにすぐに連絡をとれるようにということで、ウェブ会議で共有しておまして、今、週に1回。それから、先日に至っては、都内全ての保健所で会に参加して、いち早く情報を入手して、何か起こったときには対応ができるようにということで準備を進めているところでございます。

海外から入ってくる感染症に対してもそうですけれども、お迎えする立場で、我々のほうからいらした方に感染症を移さないということでは、昨日少し話題になったところですが、成年男性の風疹対策ですとか、こういったことについては、国民の抗体価を上げて、海外の方に日本人から感染症を移さないといったところでも入念に準備を進めているところでございます。

また、ボランティアの従事者の方への対応ということでございますが、ボランティアについては、東京都で募集しているボランティアと、区で募集しているボランティアがございまして、基本的には、東京都で募集しているボランティアの考え方に準じて進めていくというふうに考えておりますけれども、今はまだ詳細が決まっていない部分が多い中で入念な準備、特にこれまで経験したことがないような海外から流入してくる感染症に関しては、東京都の感染症対策を中心に、私ども、管内保健所が一丸となって対応するというところでございます。

**○大関教育総合支援センター長** 性感染症を扱う性教育の部分でございますが、9年生の保健体育で、エイズおよび性感染症の予防として、しっかりと取り組むことが学習指導要領に定められておりますので、そちらに基づき、子どもの発達段階に適した内容をしっかりと行っているところでございます。

**○石田（し）委員** 消費税の件ですが、使用料は据え置きだということで、また、増税に伴うものに関しては、しっかりと予算をつけているということなので、ぜひしっかりと対応をしていただきたいと思います。

事項別説明書の中にもしっかりと10月以降も増税の部分が書いてあるので、そうなのだろうなとは思ったのですが、以前そういったこともあったので、ぜひそこはさまざまな対応をとっていただきたいと思います。

幼児教育無償化ですが、給食費は、先ほどの答弁だと、保育園に通っている3歳から5歳の品川区の

子たちは、給食費が今までなかったけれども、これからは出てきますよということなのか、改めてそこを教えてください。

また、この徴収事務は誰が担うのか、その点も教えてください。

感染症の部分ですが、前回の代表質問のときも、何かがあったときのためにしっかり対応しますという答弁だったのですが、私は違って、前段階で予防ができる感染症に関しては、しっかり予防の段階ですべきではないですかという質問をしているので、ぜひそこは、これは要望でとどめますけれども、ぜひ検討を進めていってください。これは区だけではなくて、どちらかという東京都や国がやるべきだと思っているので、それはどんどん東京都や国のほうにしっかり働きかけを含めて、力強く進めていっていただければと思います。

これは実は性教育も同じです。指導要領に書かれていることをやっていると、これは来年、日本の、特に東京の町の環境が大きく変わる中で、それだけだと対応し切れないと思っているので、ぜひその辺の知識をしっかり持たせるというのは、子どもたちを守る大きな役割になると思うので、そこはぜひ引き続き検討をさらに進めて、さらなる性教育を充実していただければなというふうに思います。

給食費のところをお願いします。

**○佐藤保育課長** 給食費の関係でございます。徴収事務は誰がやるかということですが、公立に関しては市区町村で、私立に関しては施設というふうに国は提示しております。

実際に品川区の保育園児が給食費をどうするかということなのですが、先日、東京都で23区全部を調査したところ、22区について取り扱い未定という状況で、今後、主管課長会等で詳しく議論していくことになると思います。

**○石田（し）委員** いわゆる不公平感みたいなものが出ないように、しっかり対応をしていただければと思います。

最後に、歩行喫煙防止過料ですが、国や東京都で法律や条例が定められたのはわかりますが、よく世界では、室内は禁煙だと言うのですけれども、では、外はどうかと言ったら、結構ひどいものです。町なかのごみ箱に灰皿があって、どこでも吸えるのです。店で吸えないから、店の目の前の花壇のところを見たら、そこに吸殻だらけです。これを日本で行うのか。中で吸えなかったらどうするのか。吸う人は外で吸うようになってしまうので、やっぱり喫煙所の整備はしっかり区としても対応していただきたいと思います。これは喫煙者の方にとってもそうですし、受動喫煙を望まない方のためにもそういった対策は町なかでもしっかりとるべきだと思うので、これは過料は必ず増えてくると思うので、しっかりその整備をしていただきたいと思います。これは要望で終わります。

**○たけうち委員長** 次に、石田ちひろ委員。

**○石田（ち）委員** 私からは、125ページの土木費補助金の中のやさしいまちづくり整備費から、鉄道駅のバリアフリー化について伺いたいと思います。

平成31年度は、可動式ホーム柵が東急大井町線の下神明駅と戸越公園駅に設置をされる予定です。そしてJRの京浜東北線の大井町駅にエレベーターが設置されるということで、これらのバリアフリーの補助金は、国や都からどれくらい入るのか伺いたいのですが、やさしいまちづくり整備費の都補助金は、JRの大井町駅のエレベーター分というふうに書かれているのですけれども、それ以外は、どこからどれだけ入るのか伺いたいと思います。

**○鈴木都市計画課長** 鉄道駅の可動式ホーム柵整備の助成に関するお尋ねでございますが、委員ご紹介いただきましたように、来年度、下神明駅、戸越公園駅にホーム柵が設置される。それに対して国の

ほうで助成を行うわけですが、ホーム柵の助成制度の中身としましては、事業者、国、地方自治体、それぞれ3分の1ずつ負担をするというところですが、自治体の上限、区の上限は3,000万円ですが、今回、下神明駅と戸越公園駅は、1日の平均利用者数が10万人以下というところですが、都の補助金がスキーム上入ってこないというところと、それから、国のほうは、鉄道事業者と直接助成金のやりとりを行うというところ、予算書上は、国の助成金、さらに都の助成金の記載がないというところですが、

**○石田（ち）委員** 助成金の規定といいますか、そこの中に入らなければ助成金はないということなので、やっぱり鉄道事業者が頑張ってくれるという状況にもなってくるかなと思うのですが、鉄道駅のバリアフリー化が、オリンピック・パラリンピックに向けて次々進んでいくと思うのですが、昨年の決算のときに、私、下神明駅から線路に転落して亡くなってしまったという事件を踏まえて、さらにホームドアを京急にもつけるべきではないかという質問をしているのですが、その中で課長は、区内の駅について、鉄道事業者にホーム柵について、区長名で申し入れ、要請文を出していきたいというふうにお答えしていたのですが、これはもう出されたのかどうか伺いたいと思います。

**○鈴木都市計画課長** 昨年の9月の下神明駅での痛ましい死亡事故を受けまして、区のほうで、昨年の11月20日付ですが、区長名で各鉄道事業者のほうに、強い申し入れの文書を出させていただいたところですが、

**○石田（ち）委員** それについて、各事業者の返答はどういうものだったのか、わかれば伺いたいのですが、この間ずっと私も取り上げてきています京急新馬場駅南口のバリアフリー化ですが、近隣住民の皆さんも5年間にわたって求め続けているところですが、京急に対して、新馬場駅南口にエレベーター設置については、区も要望していただいているということですが、京急はこたえていただけていないという状況です。何とかしていきたいと思っていますけれども、引き続きこれからも京急や区にも働きかけていきたいと思っていますが、区のかかわるところとして、入り口の勾配、スムーズに車椅子が入れないほどの勾配があるというところ、それから、駅構内から続く点字ブロックが、区道、歩道につながっていない。何の役にも立たないのではないかとということも一般質問では挙げさせていただいたのですが、ここら辺の改善が求められ続けていますけれども、この改善状況について、今現在、どういう状況か伺いたいと思います。

**○鈴木都市計画課長** 新馬場駅の南口の入り口のところの状況ですが、今現在、ポールと歩道から駅に向かうところに勾配がついているというところ、入りやすいよう改善を求めているところは引き続き行っているところですが、基本的には、勾配につきましては、東京都の福祉のまちづくり条例、その整備マニュアルのほうに、敷地外については10分の1の勾配という記載もございます。さらに、ただし書きで8分の1まで緩和されるという記載もございますが、そうした数字の解釈は当然根拠を持って鉄道事業者と改善に向けた話し合いを、今、行っているところですが、

**○石田（ち）委員** ずっと5年間にわたって住民の皆さんが求め続けているところなので、エレベーターは、設計やお金等々もかかってくる、時間が一定かかるかと、早くつけてほしいのですが、一定時間がかかるものだと思うのですが、点字ブロックを歩道までつなぐ、勾配をやらげるとするのは、比較的すぐに取り組めるものだと思うのですが、5年たっても進んでいない状況に対して、区はさらに、今、協議を続けているということですが、どういったことを言っているのでしょうか。改善しないという理由は何なのでしょう。

**○鈴木都市計画課長** 平成28年に地域の方が京急電鉄のほうに要望書を出されて、それに対する回

答も区では入手して状況を把握しているところでございます。

1つは、私は昨年の6月に鉄道事業者、その後、7月に地域の方とお会いしていろいろ話もさせていただいております。やはりお互いに考えが1つの方向に向いていないなというところもございます。

例えば、傾斜のところについては、鉄道事業者は傾斜がないところに新たにユニバーサルゲートをつける、そういう考えもあると鉄道事業者は申してございます。

それから、先ほど、勾配の考え方も、高齢者の方が押してというように誰が押したときにその勾配を上がりづらいかというのは、これはいろいろな主観がありますが、それはやはり法律に基づいて、整備基準に基づいて鉄道事業者に申し入れていかなければいけない。そういう意味では、都では8分の1という緩和事項もございますので、そうしたところの考え方の整理は一定していかなければいけないというところで、今まで並行してきているところもあります。

ただ、点字ブロックについては、それは1つ整備がすぐできるようなところもありますので、全体が片づかないと1つが動かないということでもないと思いますので、そうしたところはしっかり鉄道事業者、地域の方のお声を聞きながら進めていきたいというところでございます。

**○石田（ち）委員** ポール柵のところのユニバーサルゲートについては、住民の皆さんも区からも情報をいただいて、ほかの公園等でユニバーサルゲートがあるところを実際に車椅子を借りて通りましたが、本当に通りづらい。どうしてあれがユニバーサルデザインなのかよくわからないという、そういう声もありますので、やっぱり利用者の声に重きを置いて整備をしていかないと、結局、よかれと思っただけのもの、障害者や高齢者にとっては使いづらかったという状況になるというのは、この間も区の中でもあると思うので、こうした駅においても、区としては、住民の立場のほうに立っていただきたいと思ひますし、そういう立場で、本当に合理的配慮、そして高齢者が地域には増えているという状況を踏まえて、だれでもトイレも含めて、設置を改めて強く京急に、だれでもトイレは区ですけれども、改めて京急にも強く要望していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

**○鈴木都市計画課長** 引き続き、鉄道事業者、地域の声をお聞きながら、全て一気にということではなくて、改善できるところについて協議を重ねながら申し入れをしていきたいというところでございます。

**○たけうち委員長** 次に、こんの委員。

**○こんの委員** 私からは、99ページ、123ページ、127ページ、この3ページにわたっている避難道路機能強化事業、もう1つが、129ページの居住支援事業、この2つをお聞きしたいと思ひます。

まず、避難道路機能強化事業、関連して、津波、高潮の避難経路、道路、これについてお伺いしたいと思ひます。

これまで区は、津波対策として、海拔表示板の設置や津波ワークショップの実施、あるいは、避難施設の指定など、さまざまな対策が図られてきたことは認識しております。これらの対策は、さらに強化、また拡充が必要となるとともに、そもそもの避難のあり方について、津波、高潮対策に必要なのは、まずは高台のほうに避難するという行動であると考えております。そのためには、避難経路、道路の整備、対策が必要と考えております。

具体的には、南大井地域の方が高台に避難する場合の対策です。いざ避難となったときに、南大井地域の方々が避難する高台方面は、池上通りのほうに向かうと考えられます。でも、現在、池上通りのほうの高台に向かう経路は、主に3本あると認識しておりますけれども、1本は浜川公園から大井第一小

学校に続く坂道、もう1本が品川歴史館の脇の坂地、もう1本が、水神公園のところの桐畑隧道、この3本がいわゆる避難経路と考えられると思います。

そこで、この避難経路の現状ですけれども、いずれも歩道も車道も狭くて、避難経路としては多くの課題があると考えております。また、特に桐畑隧道については、歩道専用の道路となっていて、車は走行しておりませんが、現在、歩行者と自転車の交通安全面から凶られている自転車の走行を禁止するための逆のU字のポールが立てられていて、そのことによりベビーカーや車椅子が通れない、こうした課題も発生しております。

このような課題があるところが、いざ災害時に避難経路となることについて、区はどのようにお考えでしょうか。区の認識と見解をお伺いしたいと思います。

また、避難経路として何か対策をお考えでしたら、その点もお聞かせください。

**○高梨木密整備推進課長** まず最初に私から、避難道路機能強化事業について説明をさせていただきます。

この事業は、発災時、地震、火災発生時に、迫り来る延焼から逃げるため、広域避難場所である大井競馬場、しながわ区民公園へ逃げるために、滝王子通りを幅員約10mに拡幅する事業でございます、その用地取得費、委託費等を、東京都、国から補助金としていただいているものでございます。

**○持田河川下水道課長** 津波等の発災時の避難の経路というところでございます。所管のほうでは、津波の自主避難マップの作成のワークショップですとか、出前授業等を行いまして、津波が起こったときに逃げる経路を事前に確認していただきたいというような形の啓発活動をしてございます。逃げ始めるところは、お住まいのところとか、お子さんでしたら、ふだん遊んでいる場所など、いろいろな場所がございます。そこから目標とする高台等に向かってどういうルートをとればいいのかという形で、例えば、事前にそういったところを下見といたしまししょうか、見ていただきながらルートを示していただきたいというような形をしてございまして、逃げるルートは一律ではないと考えてございまして、そういった形で事前の啓発に今努めているところでございます。

**○こんの委員** 今のご説明で、確かに経路を事前に確認をしまししょうというワークショップは存じております。ですが、その経路自体に課題がある。これに対して区はどう思っているかということをお聞きしたわけです。事前に皆さんが通る経路は、当然、どこが通れるのかは考えていただきたいのは、そうしたことは必要でしょうけれども、ハード面ではどのように対策をとらなければいけないのか。ここをお聞きしたわけですが、どのようにお考えでしょうか。

**○多並道路課長** 今のご指摘いただきました特に桐畑隧道の件でございますけれども、通常時の利用の観点と、災害時の観点、両面で考えなければいけないと思っております。

ただ、逃げる際の課題は、想定していなかったためいつもの利用の面と、災害時の面と、両方とも兼ねるような行動ができないかというのは、引き続き、どういうことがあるかというのは研究していきたいと思っております。

**○こんの委員** ぜひ研究をしていただきたいと思っております。特に桐畑隧道は、ここはJRとの協議も必要だというふうに思いますけれども、ここは途中で階段もついていて、降りて隧道をくぐれるようになっているのですが、要は、この階段の幅も抜本的に構造を変えて、広い道路にして、自転車と歩道がきちんと分けられて通れるような道路をつくっておくだけのスペースがとれるところです。ですので、ここはそうしたことも考えながら、今の時点でベビーカーや車椅子が通れない課題も出てきているので、こうしたところを早急に研究して、そこを避難路としても、平常時に使えることとしても研究を進めて

いただきたいと思いますが、もう一度、そのお考えをお聞きします。

**○多並道路課長** まずは、長期的な視点と、直近の課題だと思います。長期的な視点で言えば、都市計画道路の整備かと思いますが、短期的な面で申し上げれば、今の委員にご指摘いただいたような部分があるかと思いますが、どういう形ができるかというのは、逃げる方の心理面であったり、どう逃げればいいのかという課題を洗いながら、できることがあるかは研究していきたいと思っていますところです。

**○この委員** この道路は非常に大事な道路でありますし、確かに都市計画道路にかかっているところかもしれませんが、この隧道に関してだけ言えば、避難路としては早急に考えていただきたいところでもありますので、よろしく願いいたします。

次にいきます。次は、居住支援事業ですけれども、ここは確認です。

この居住支援事業については、先ほど、ほかの委員からも質問がありましたけれども、いわゆる住宅課が進めていくということですが、そもそも居住支援を必要とする方は、どのような状況の方で、どのような課題を抱えていて、どのような支援を必要としているのか、この課題の捉え方によって、この協議会のあり方、進め方が大変重要であると思っています。どのように捉えてこの協議会を進めようとお考えでしょうか。

**○森住宅課長** 居住支援協議会についてでございます。来年度、具体的に協議会の設置に向けて進めてまいりたいと考えております。住宅確保要配慮者につきましては、国のほうで、あるいは東京都でもさまざまな事例が挙げられております。それぞれの方に対して必要な支援は細かく言えば全然違ってくるものというふうに思っております。例えば高齢者の方には、見守りサービスを、今、高齢者地域支援課のほうでやってもらっておりますけれども、そういったサービスをつける。あるいは、障害者の方には、バリアフリー化を勧めるなど、そういったところもあろうかと思えます。それぞれの住宅確保要配慮者の求めること、あるいは、それに対するオーナーの意見を直に取りまとめて、区としても関係各課と連携を進めながら進めていきたい、そういう状況です。

**○この委員** いわゆる低家賃での居住、住むところの戸数がそもそも少ないというところのハード面の手当ても必要ですし、また、連帯保証人とか、あるいは緊急連絡先、いわゆる見守りというソフト面のそうした手当ても必要ですし、両面から考えていかなければいけないというときに、例えばハード面については、空いているお部屋、空いている家、こうしたものの利活用ということもあわせて考えていただきたいと思いますが、最後、いかがでしょうか。

**○森住宅課長** 受入先として、空き家、空き室も含めて、この協議会の中で検討してまいりたいと思います。

**○たけうち委員長** 次に、渡部委員。

**○渡部委員** 75ページ、学校施設使用料のところと、145ページ、りんかい線の関係で聞きます。

学校施設利用料のところですが、土日にあいているグラウンドをたまにあるのが見受けられます。これについて何が聞きたいかと申しますと、これ、部活の関係なのかと思うのです。例えば学校部活等であいてしまった場合とか、そのまま放置をしているのではなく地域開放といいたいでしょうか、少年少女団体がグラウンドを必要としているようなところがあって、例えば部活が中止になるといっても、その日のうちに中止になるわけではないので、何日前にわかったりする。そのようなときに、今、学校はスクールコーディネーターですとか、業務アシスタントもこれから毎年入ってくるということなので、そういう方々を何とか活用していただいて、グラウンドがあいた場合とかは、地域に、いわゆる少年少女

のスポーツ団体に積極的に貸し出していただきたいと思いますのですが、ぜひその辺の仕組みの構築をくれぐれもお願いしたいというところなのですけれども、学校側のほうでお答えいただければと思うのですけれども、いかがですか。

145ページ、りんかい線についてですが、昨年も都市計画課長からいろいろお答えをいただいた中で、最近、マスコミ等で、平成29年には、JRが羽田アクセス線をつくるのだみたいな話がされています。そういったことを耳にするようになったのですけれども、これ、羽田アクセス線は確実にりんかい線を介すわけですね。渋谷、新宿から来る場合、もしくは新木場を經由して千葉のほうから来る場合などがある、そのときには、まだまだ先だななどと思っていたのですけれども、実は去年いただいた答弁の中で、今回も145ページに出ている東京臨海高速鉄道株式会社貸付金返還金が、2029年でちょうど終わるのです。この会社の財務とかも見てみると、多分これ、鉄道・運輸機構への、まだ一千何百億円残っている返済も、多分そのころ終わりそうなのです。というのは、もう実は話が結構できていて、りんかい線はJRに譲渡するのですか。それとも、その辺の羽田アクセス線等に関して、当然、品川区も株主、1.何%ですけれども株主ですから、これは何らかの話がもう届いているのではないかと、思うのですけれども、その辺、もし教えていただけることがあれば教えてください。

**○鈴木都市計画課長** 羽田アクセス線のお話でございますが、今年に入ってからJRが3ルート、羽田空港から渋谷、新宿に向かうライン、それから東京駅に向かうライン、さらには臨海部に向かうライン、そのうちの東京駅に向かうラインについては、環境アセスの検討に入っていくというプレス発表がございました。その前段階で区のほうにもいろいろ情報提供はいただいているところですが、今のところ、将来的な3ルートについて、具体的な実現を目指していくというところまでは情報として入ってございますが、その新ルートを目指して、今ご質問いただいたりんかい線の譲渡等の話は、今のところ、そういった具体的なところは区のほうには入っていないというところでございます。

**○有馬庶務課長** 学校の校庭の有効活用ということでございます。どういった状況、あるいは理由で校庭があいている状況なのかということ、まず最初に確認をさせていただきたいと思います。それが中学校の部活であるのか、あるいは、小学校の校庭であるのかということもあわせて確認しなければなかなか対応は難しいかと思えます。理由が部活であるということは何らかの理由があるかもわかりませんし、小学校であれば、もう少し前もってわかっているということもあろうかと思えますので、その辺は状況を確認して対応していきたいと考えています。

**○渡部委員** りんかい線のほうは、やはり東京都、ないし品川区で持っていてほしいなという思いがあります。これからJRとの良好な関係を築いていく中で、さまざまな話し合いをしていくのにも、当然あと10年、15年したら羽田アクセス線できる中で、ここまでりんかい線が回収できてやっていくのだったら、何もJRが環境アセスをかけないで、東京都のほうでかけてもらって、りんかい線を延伸する形で羽田アクセス線をつくって、逆を言えば、15年後、20年後はどういうふうになるかわからないのだけれども、上下分離で経営していても、東京のライフラインといいましょうか、大切な社会インフラを東京都で整備をしていくというのも、私はそれでいいのではないかと最近思うようになりました。それでJRが電車を走らせてもらってやったほうが、下手にJRが全部持ってしまったりすると、大井町駅も大崎駅も通過駅になってしまう可能性もありますから、そこはしっかり言える立場でいてほしいという思いがありました。また何か情報が入ったら、この件については教えてください。ぜひ東京都と話し合いを進めていただいて、空港アクセスを東京都が進めてもいいのかなど。言いたいことはいっぱいあるのですけれども、時間がないので要望で終わらせていただきます。ありがとうございます。

学校のほうは、状況によってということなのでけれども、現実あいていることがあるわけです。理由があるのですが、あいているときに、何とか貸していただける仕組みをつくってほしいのです。ですから、例えば、調整会議にちゃんと出ているチームとかですと、例えば、4月のグラウンドを使うのは3月5日前後の調整会議なのです。その後、情報は来ないのです。例えば、4月30日のグラウンドがあきましたというのを、教えてもらわないと、下手をしたらわからないのです。だから、そういう仕組みをぜひつくってほしいと思うのです。それが学校の方がやるのが大変だったら、その週に何回か行かれていくコーディネーターなのか、業務アシスタントにお伝えいただいて、少年少女の活動団体はわかるわけですから、そこの連絡先交換をしておいて、実は何月何日の校庭は、もともと学校で押さえていたのだけれども、部活がなくなったのであきました、どうぞお使いくださいというような仕組みをつくってさえくればいいので、それをつくってください。お願いします。

**○有馬庶務課長** 今、委員ご提案の仕組みということでございますので、学校側の理由であいた場合については、何らかの形で情報提供をしていくような形で検討していきたいと思えます。

**○渡部委員** 当然、中学校の部活が優先なのは承知をしています。自分たちの学校ですから、それはいいのですけれども、ただ、本当に品川区内のグラウンドは少ないので、例えば日曜日、「なんだ、今日あいていたじゃないか、お天気もいいのにあいていたじゃないか、なんだ早く教えてくれば使えたのに」ということがないよう少しでも使えるようにして差し上げたいなという思いがありましたので、その仕組みだけつくってくれればうまくいくのかなと思えます。

あと1点、お伺いたします。

149ページの原動機付自転車等標識の弁償金3,300円のところから聞くのは、平成30年に、イルカと品川宿のナンバープレートが選べるようになりました。これはすごくいいことで、そこそこ出ていると思うのですけれども、これまでの出ている枚数を教えていただきたいのと、これはたしか限定だったはずなのですけれども、限定数にそろそろ達するのかなというふうに思うのですが、平成31年度は限定を超えそうになった場合、新たにつくっていただけるのか、どうするのか、その辺をお聞かせください。

**○伊東税務課長** 平成30年4月2日より、ご当地ナンバーということで交付を始めたところがございます。数の話でございましたけれども、現在、交付数としては、3つの種類で923枚を交付しているところがございます。2,000枚つくっておりますので、残数としては1,077枚ということになります。

ということで、今年度につきましては、当然ながら足りている状況でございます。来年度も、このままの推移であれば大丈夫だと思っております。その後に関しましては、今のところ、まだ検討していないという状況で、増やすのか、または別の形を考えるのかということも含めまして、まだ未着手の状況でございます。

**○渡部委員** 多分、今、総数でお知らせいただいたのですけれども、白いものがたしか50ccの普通の原付のものだと思うのですけれども、あれが一番出ていると思うのです。あれは確実に配り切ってしまうのかと思いますので、要望としては、ぜひまた増産をかけていただいて、新しい番号を出すのであれば、お願いしたいということは要望で終わらせていただきます。

**○たけうち委員長** 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、7日木曜日、午前10時より開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後6時05分閉会

---

委員 長 たけうち 忍